

姫路市
男女共同参画プラン
2022

改訂版



姫路市
男女共同参画プラン
2022

改訂版



はじめに

現在、我が国は、世界でも類を見ない速度で人口減少と少子・高齢化が進み、既存の社会経済システムが大きく変わりつつあります。今後も私たちの社会が、持続的な発展をしていくためには、すべての個人が、お互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

本市では、平成13年に「姫路市男女共同参画プラン」、平成25年に「姫路市男女共同参画プラン2022」を策定し、「姫路市男女共同参画センター」（愛称“あいめっせ”）を拠点にさまざまな施策を推進してまいりました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く、私たちを取り巻く制度や慣行の中には、解決しなければならない課題が数多く存在します。

そこで、計画期間の中間年に当たり、男女共同参画施策の一層の推進を図るため、プラン2022の内容を見直すとともに、後期実施計画を定めた「姫路市男女共同参画プラン2022改訂版」を策定しました。

改訂版の策定に当たっては、平成28年に制定しました「姫路市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、従来の基本目標や重点課題を継承しつつ、「市民意識調査」の結果や社会情勢の変化に対応したものとなるよう配慮したところです。

また、改訂版は、平成27年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の規定による「市町村推進計画」としても位置付けており、あらゆる分野における女性の活躍推進や男女が共にいきいきと働くための環境づくりなどに積極的に取り組むための施策も盛り込んでおります。

今後、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場において男女共同参画を推進するため、市はもとより市民、事業者の皆さまや関係機関の方々との連携を図りながら、改訂版に掲げる施策を着実に推進してまいりたいと存じますので、なお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、この改訂版の策定に当たりまして、熱心にご審議いただきました姫路市男女共同参画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆さま、ご協力をいただきました多くの関係の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

平成30年（2018年）3月

姫路市長

石見利勝

～ 目 次 ～

1 プラン2022改訂の趣旨と背景

【1】プラン2022改訂の趣旨	1
【2】プラン2022改訂の背景	2

2 姫路市の現状

【1】姫路市の人口等の状況	7
【2】市民意識調査の結果から	12
【3】プラン2022の取組状況について	16

3 プラン2022改訂版の概要

【1】基本理念	19
【2】プラン2022改訂版の性格	21
【3】計画期間	21
【4】施策の体系	22
【5】重点課題	24

4 施策の展開（後期実施計画）

【基本目標Ⅰ】人権尊重をめざす市民意識の育成	27
基本課題1 女性の人権・自己決定権の確立	28
基本課題2 男女の自律・自立意識の促進	30
基本課題3 「人権文化」の定着	33
基本課題4 あらゆる暴力の根絶	35
【基本目標Ⅱ】男女共同参画を推進する教育・学習の充実	38
基本課題1 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進	39
基本課題2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	41
基本課題3 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	43
【基本目標Ⅲ】政策・方針決定過程への女性の参画促進	45
基本課題1 あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	46
基本課題2 地域社会での男女の対等な関係づくりと活動への共同参画	48
基本課題3 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進	50
【基本目標Ⅳ】雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	52
基本課題1 労働の場における男女平等の徹底	53
基本課題2 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	57
基本課題3 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備	60

【基本目標Ⅴ】生涯を通じた心身の健康づくり	61
基本課題1 「性と人権」についての意識啓発	62
基本課題2 女性の健康の保持・増進への支援	65
基本課題3 生涯を通じた男女の健康支援	67
【基本目標Ⅵ】少子・高齢社会における福祉の充実	69
基本課題1 人にやさしいまちづくりの推進	70
基本課題2 介護の社会化のための環境整備	71
基本課題3 総合的な子育て環境づくり	74
基本課題4 社会的に困難な状況にある男女の生活安定	78

5 推進体制

【推進体制の整備】	80
基本課題1 庁内推進体制の強化	81
基本課題2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化	83
基本課題3 市民・企業・団体等との連携	85

資料編

姫路市男女共同参画プラン2022改訂経過	87
男女共同参画社会基本法	88
第4次男女共同参画基本計画概要	92
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	94
姫路市男女共同参画推進条例	102
姫路市男女共同参画推進センター条例	106
姫路市男女共同参画審議会規則	107
姫路市男女共同参画審議会委員名簿	109
姫路市男女共同参画施策苦情対応要綱	110
姫路市男女共同参画プラン推進本部要綱	114
用語解説（50音順）	117

※図表9、10、23における平成18年以前の姫路市の数値は、旧姫路市(平成18年3月27日の市町合併前の姫路市をいう。)のものとしています。

※基本施策・具体的施策に関する表中、右端の「No.」は、具体的施策全体の通し番号を表し、再掲については、本掲の番号と同一のものを付しています。

1 プラン2022改訂の趣旨と背景

【1】プラン2022改訂の趣旨

本市では男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年3月に姫路市男女共同参画プランを策定しました。その後、平成25年3月に姫路市男女共同参画プラン2022（以下「プラン2022」という。）を策定し、プラン2022の計画的な推進を図るため、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする前期実施計画を策定しました。

これ以来、前期実施計画に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向けた、様々な取組を進めてきたところですが、この度、前期実施計画の計画期間満了に伴い、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする後期実施計画の策定にあわせ、プラン2022を改訂し、姫路市男女共同参画プラン2022改訂版（以下「プラン2022改訂版」という。）を策定します。

プラン2022改訂版は、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層積極的に展開するために制定した、姫路市男女共同参画推進条例（平成28年4月施行）の理念を具現化し、本市における男女共同参画の推進に関する基本方針と具体的事業等を示すものとして策定するものです。

また、後期実施計画は、国及び兵庫県の男女共同参画に関する計画を考慮するとともに、関連する本市の計画との整合性に配慮した上で、前期実施計画における取組の点検・評価結果をはじめ、平成28年2月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果等に基づく市の現状や、社会情勢の変化等を踏まえ、より実効性のある計画として策定するものです。

【2】プラン2022改訂の背景

●国際的な動き●

男女共同参画に関する国際的な取組は、国際連合（国連）を中心として推進され、昭和 47 年（1972 年）の国連総会では、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むため、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とすることが宣言されました。

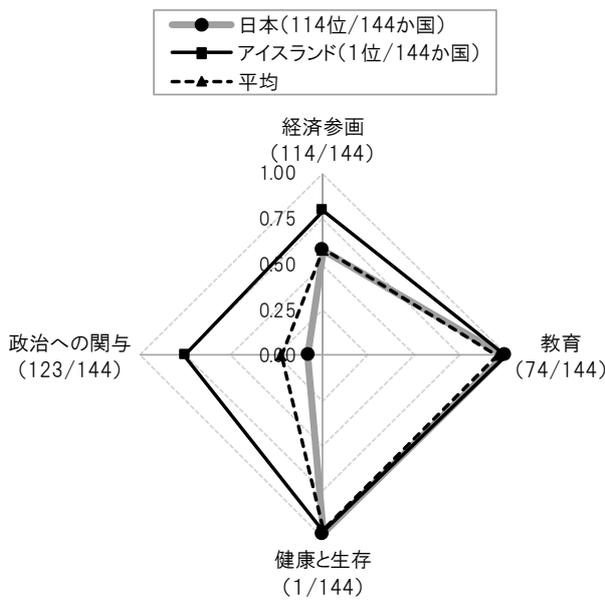
同年6月に開催された第1回世界女性会議において「世界行動計画」が採択され、各国がとるべき行動のガイドラインとして位置付けられるとともに、その翌年からの10年間で「国連婦人の10年」と宣言されました。

その後、平成 27 年（2015 年）9月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」が採択されました。2030アジェンダでは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられました。SDGsでは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが貧困や飢餓を撲滅するとし、すべての女性及び女児の能力強化を行うことを目標の一つに掲げられています。

また、平成 28 年（2016 年）3月に開催された第60回国連婦人の地位委員会においては、優先テーマである「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」に加え、「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」についての協議等も行われており、女性の地位向上を目指した国際的な取組は、現在も継続して積極的に進められています。

しかし一方、日本については、平成 29 年（2017 年）11月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数」で144か国中114位と、OECD（経済協力開発機構）加盟諸国の中でも非常に低い結果となっています（3ページ図表2参照）。わが国がこのような低水準にある理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

図表1 ジェンダー・ギャップ指数の分野別比較



資料:The Global Gap Report 2017

図表2 ジェンダー・ギャップ指数 (2017年) 主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.823
4	ルワンダ	0.822
5	スウェーデン	0.816
6	ニカラグア	0.814
7	スロベニア	0.805
8	アイルランド	0.794
9	ニュージーランド	0.791
10	フィリピン	0.790
11	フランス	0.778
12	ドイツ	0.778
↓		
15	英国	0.770
16	カナダ	0.769
↓		
49	米国	0.718
↓		
71	ロシア	0.696
↓		
82	イタリア	0.692
↓		
114	日本	0.657

【トピックス】ジェンダー・ギャップ指数

「ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index : GGI)」は、世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化し、ランク付けしたもので、経済分野、教育分野、保健分野及び政治分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

日本について、過去の指数の推移をみると、多少の変動はあるものの、常に低い順位に位置していることがわかります。

順位	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
1	アイスランド	アイスランド	アイスランド	アイスランド	アイスランド
2	フィンランド	フィンランド	フィンランド	ノルウェー	フィンランド
3	ノルウェー	ノルウェー	ノルウェー	フィンランド	ノルウェー
4	スウェーデン	スウェーデン	スウェーデン	スウェーデン	スウェーデン
5	アイルランド	フィリピン	デンマーク	アイルランド	ルワンダ
6	ニュージーランド	アイルランド	ニカラグア	ルワンダ	アイルランド
7	デンマーク	ニュージーランド	ルワンダ	フィリピン	フィリピン
8	フィリピン	デンマーク	アイルランド	スイス	スロベニア
9	ニカラグア	スイス	フィリピン	スロベニア	ニュージーランド
10	スイス	ニカラグア	ベルギー	ニュージーランド	ニカラグア
日本	101位 (0.653)	105位 (0.650)	104位 (0.658)	101位 (0.670)	111位 (0.660)
調査対象	135か国	136か国	142か国	145か国	144か国

●国の動き●

第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画（計画期間：平成28年度から平成32年度まで）を策定し、次の4つを「目指すべき社会」として掲げています。

■第4次男女共同参画基本計画における「目指すべき社会」■

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

この計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域が大きな柱に定められ、とりわけ「あらゆる分野における女性の活躍」が強調されています。

この中では、平成27年9月に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことなどが盛り込まれています。

女性活躍の推進

女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍の推進に向け、都道府県や市町村は、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定することとされています。

また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられています。

子育て支援の推進

子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月にスタートし、幼児保育・学校教育が質量共に確保され、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。

また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月まで10年間延長され、その中で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のさらなる推進が強調されています。

防災計画等における男女共同参画の視点

国では、東日本大震災の教訓をもとに、平成25年5月に男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針が作成され、地方公共団体における男女共同参画の視点からの自主的な防災の取組が推進されています。

また、防災基本計画では、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭等への配慮や、応急仮設住宅等における心のケアなど、男女共同参画の視点による防災基本計画の一部修正が行われました。

さらに、第4次男女共同参画基本計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」が重点的に取り組む個別分野の一つとされ、「防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進」「復興における男女共同参画の推進」等の取組が強化されています。

●兵庫県の動き●

兵庫県では、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画として、平成13年3月に「ひょうご男女共同参画プラン21」、平成23年3月に「新ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されています。

近年の少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化や人々の生活様式や意識・価値観の多様化に対応し、また、新たな地域社会の構築を目指し、平成27年10月に策定された兵庫県地域創生戦略の実現を図るためにも、男女共同参画社会の実現が重要と位置付けられています。

さらに、女性活躍推進法の施行等を踏まえ、平成28年度から32年度までを計画期間とする第3次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2020」が平成28年3月に策定されました。

なお、同計画は、女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく兵庫県における都道府県推進計画としても位置付けられています。

■「ひょうご男女いきいきプラン2020」の概要■

めざす社会	(1)男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会 (2)男女が互いに支え合える社会 (3)誰もが健やかに安心して暮らせる社会
重点的に 取り組む課題	(1)すべての女性が活躍できる環境の整備 (2)仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (3)家庭や地域における「きずな」の強化 (4)安心して生活できる社会づくりの推進 (5)次代を担う子どもや若者の育成
重点目標	重点目標1 すべての女性の活躍 重点目標2 仕事と生活の両立支援 重点目標3 互いに支え合う家庭と地域 重点目標4 安心して生活できる環境の整備 重点目標5 次世代への継承

【トピックス】女性活躍推進法とは

女性活躍推進法が、平成 27 年 8 月 28 日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

事業主行動計画の策定に関する規定

	一般事業主		特定事業主	
	常時雇用する労働者が 301人以上	常時雇用する労働者が 300人以下	(国、地方公共団体) 〔政令で規定〕	
事業主行動計画の 策定(注1)	女性の活躍状況の 把握・分析(注2)	義務	(行動計画を策定する 場合は義務)	義務
	行動計画の届出	義務	(努力義務)	—
	行動計画の労働者/ 職員への周知	義務	(行動計画を策定した場 合は義務)	義務
	行動計画の公表	義務	(行動計画を策定した場 合は義務)	義務
取組の実施状況の公表	—	—	義務	
取組実施・目標達成	努力義務	(行動計画を策定した場 合は努力義務)	努力義務	
職業選択に資する情報の公表	義務	努力義務	義務	

注1：女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、数値目標や取組内容などを盛り込んだ「事業主行動計画」の策定

注2：女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析

【参考】状況把握する事項 ①女性採用比率 ②継続勤務年数の男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。認定の段階は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あり、認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品等に付すことができます。

女性活躍推進法認定マーク 愛称「えるぼし」

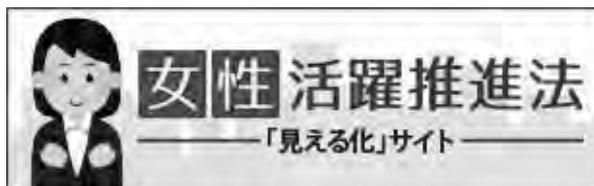
< 1 段階目 >



< 2 段階目 >



< 3 段階目 >



http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html

2 姫路市の現状

【1】姫路市の人口等の状況

●人口・世帯数の動き●

本市の人口は、平成 29 年で 538,960 人と、平成 25 年の 543,866 人から約 4,900 人減少しており、平成 25 年を 100 とした指数で見ると 99.1 となっています。一方、世帯数は微増で推移しており、平成 29 年では 234,214 世帯（平成 25 年を 100 とした場合 103.5）となっています。

1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 25 年の 2.40 人から平成 29 年には 2.30 人と、緩やかな減少で推移しています。

図表3 人口・世帯数の推移

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人口(人)	543,866	542,603	541,389	540,345	538,960
世帯数(世帯)	226,241	228,268	230,179	232,058	234,214
世帯人員(人/世帯)	2.40	2.38	2.35	2.33	2.30
人口増減率(%)	100	99.8	99.5	99.4	99.1
世帯数増減率(%)	100	100.9	101.7	102.6	103.5

注：増減率は、平成 25 年を 100 とした場合の各年の割合を示す。
資料：姫路市統計情報(住民基本台帳人口)(各年3月末日現在)

●人口動態●

人口の動きである人口動態をみると、出生と死亡の差からみる自然動態は、近年マイナスで推移しています。つまり、死亡者数が出生者数を上回っている状態にあります。

また、転入と転出の差からみる社会動態も、近年は転出が転入を上回る転出超過となっています。

平成 28 年では、自然動態がマイナス 808 人、社会動態がマイナス 689 人と、自然動態による人口減少の方が多く、合計 1,497 人の人口減少となっています。

図表4 人口動態の推移

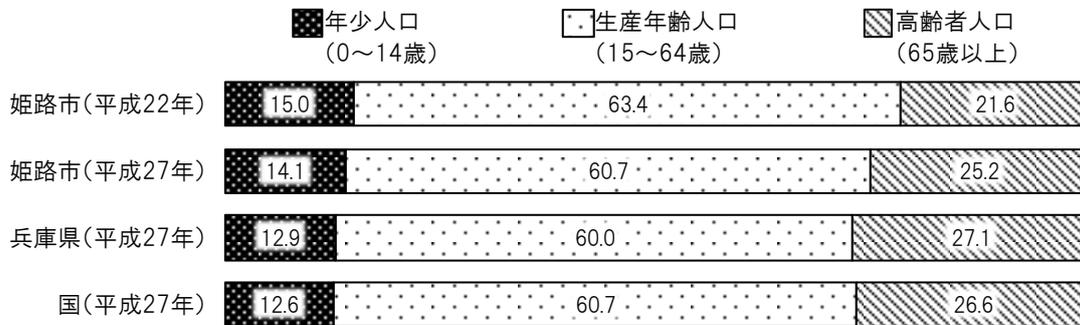
	自然動態			社会動態			人口動態	
	出生者数	死亡者数		転入者数	転出者数	その他		
平成 25 年	4,865	5,103	△238	12,945	13,750	293	△512	△750
平成 26 年	4,724	5,147	△423	12,916	14,037	636	△485	△908
平成 27 年	4,708	5,270	△562	13,806	14,814	△16	△1,024	△1,586
平成 28 年	4,477	5,285	△808	13,008	14,071	374	△689	△1,497

資料：姫路市統計情報(人口の動き)

●年齢別人口構成●

年齢別の人口構成比をみると、平成27年では年少人口（14歳以下）は14.1%、生産年齢人口（15～64歳）は60.7%、高齢者人口（65歳以上＝高齢化率）は25.2%と、およそ4人に1人が高齢者となっていますが、その割合は国や兵庫県をやや下回っています。

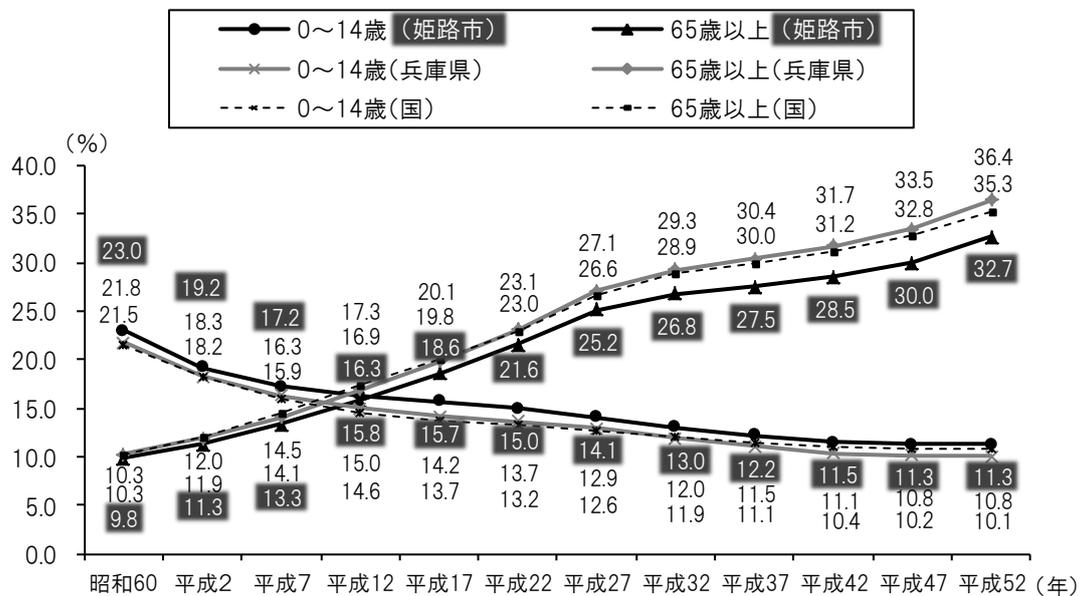
図表5 年齢3区分別人口構成比



資料:国勢調査

高齢化率が増加傾向にある一方で、年少人口は緩やかな減少で推移しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

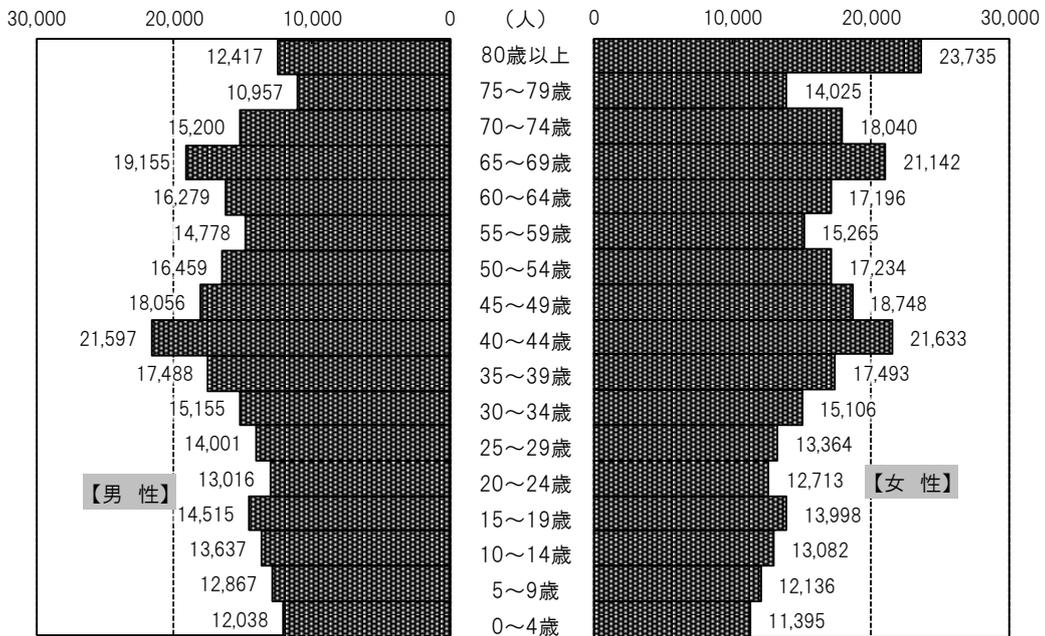
図表6 高齢者人口比率・年少人口比率の推移



資料:平成27年までは国勢調査、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所データ

さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に60歳代後半の「団塊の世代」及びその子ども世代に当たる40歳代の「団塊ジュニア世代」が多くなっています。60歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、特に80歳以上では男女間の人口に大きな差がみられます。

図表7 年齢5歳階級別人口

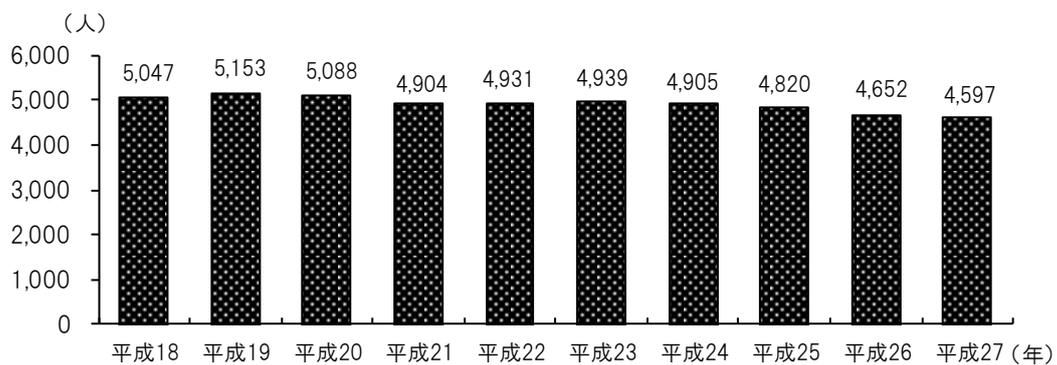


資料：国勢調査(平成27年)

●出生児数●

本市における出生児数は、5,000人前後で、近年は減少傾向にあります。

図表8 出生児数の推移



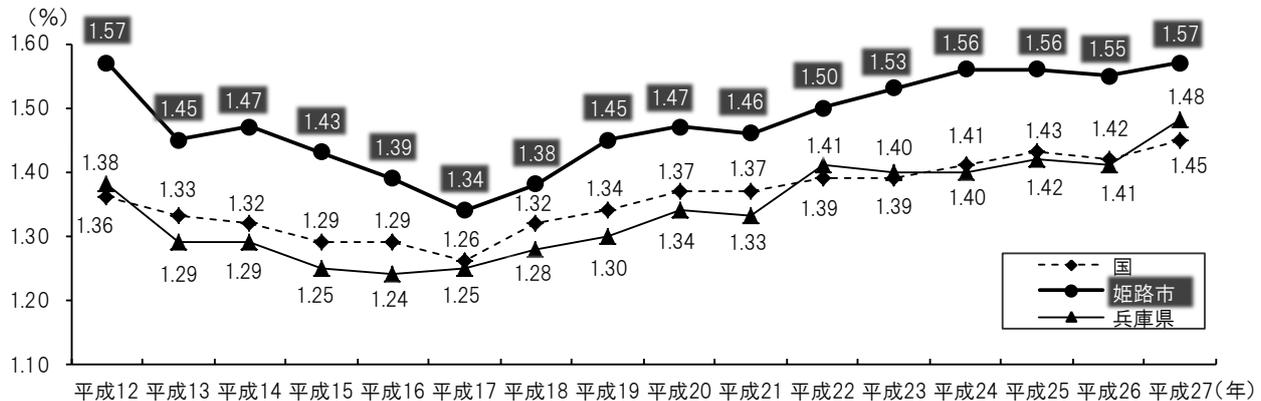
資料：姫路市保健衛生年報

●合計特殊出生率●

1人の女性が生涯に生む子どもの数の理論値である合計特殊出生率は、平成17年以降、本市、兵庫県、国、いずれも上昇傾向にあります。人口を一定の規模で保持するといわれる水準（2.07前後）を大きく下回っています。

なお、本市は、兵庫県、国よりもやや高い数値を維持しています。

図表9 合計特殊出生率の推移



資料：姫路市は保健衛生年報、兵庫県と国は人口動態統計

●未婚率●

本市の未婚率を平成17年と平成27年で比較すると、男女共に年齢が上がるほど未婚率も増加しており、未婚化・非婚化の進行がうかがえます。

また、これとあわせ、「晩婚化・晩産化の進行」も指摘されています（内閣府「少子化社会対策白書」）。

図表10 年齢別未婚率

【男性】

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
平成17年	99.5	91.6	65.4	39.8	25.1	17.3	13.9	12.3	8.3	4.1
平成27年	98.8	90.3	66.6	42.7	31.7	26.1	22.0	16.6	13.7	11.9

【女性】

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
平成17年	98.8	87.0	53.1	27.6	15.8	10.9	7.2	5.5	4.8	3.5
平成27年	98.8	87.6	55.1	30.9	21.2	16.6	14.1	10.3	7.1	5.2

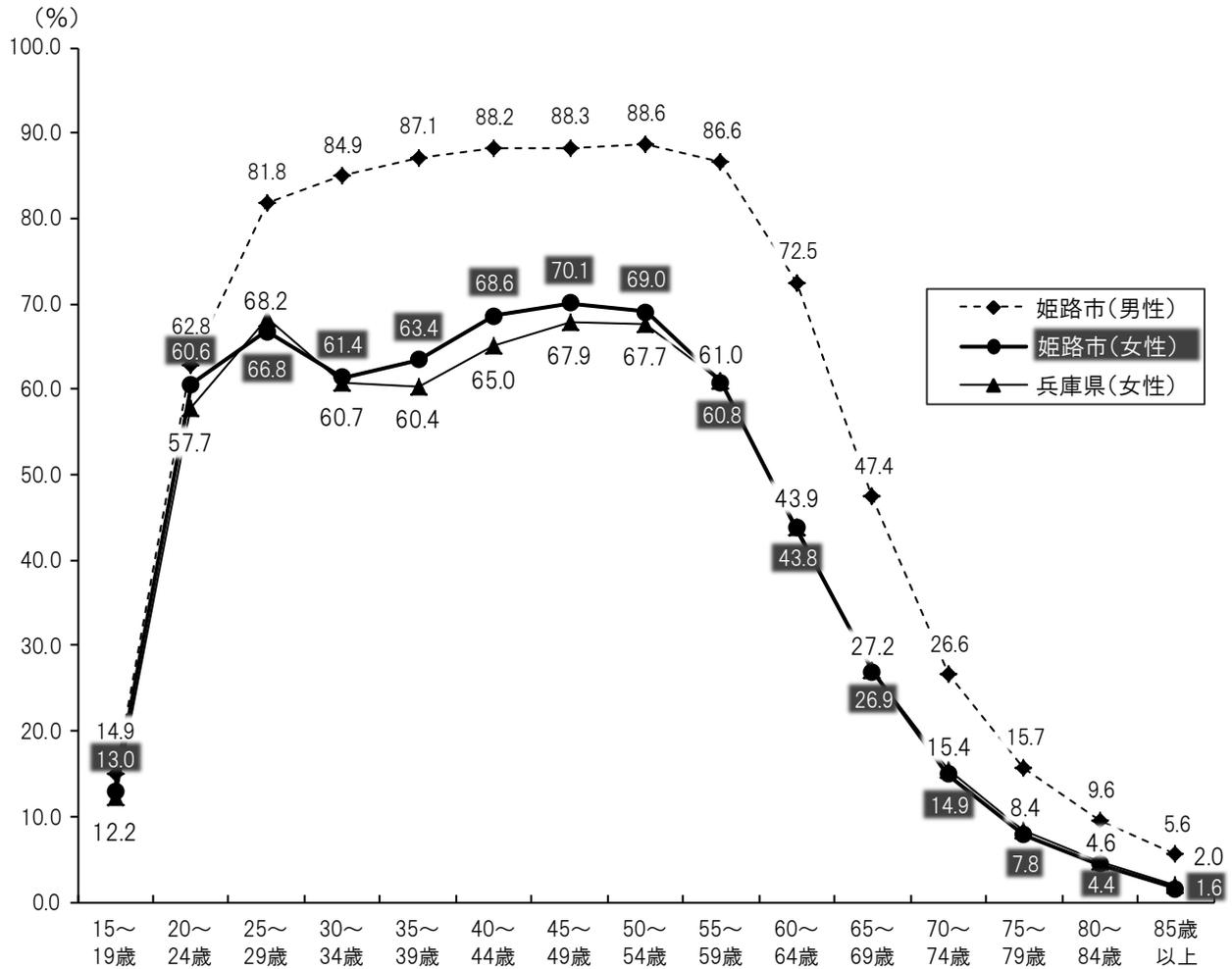
資料：国勢調査

注：表中、網掛け部分は平成17年と平成27年を比較して数値が高いほうを示す。

●年齢別就業率●

本市における女性の就業率をみると、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にあります。なお、生産年齢人口における女性の就業率は、各年齢層で兵庫県の平均をおおむね上回っています。

図表 11 年齢別就業率(労働力人口比率)



資料:国勢調査(平成27年)

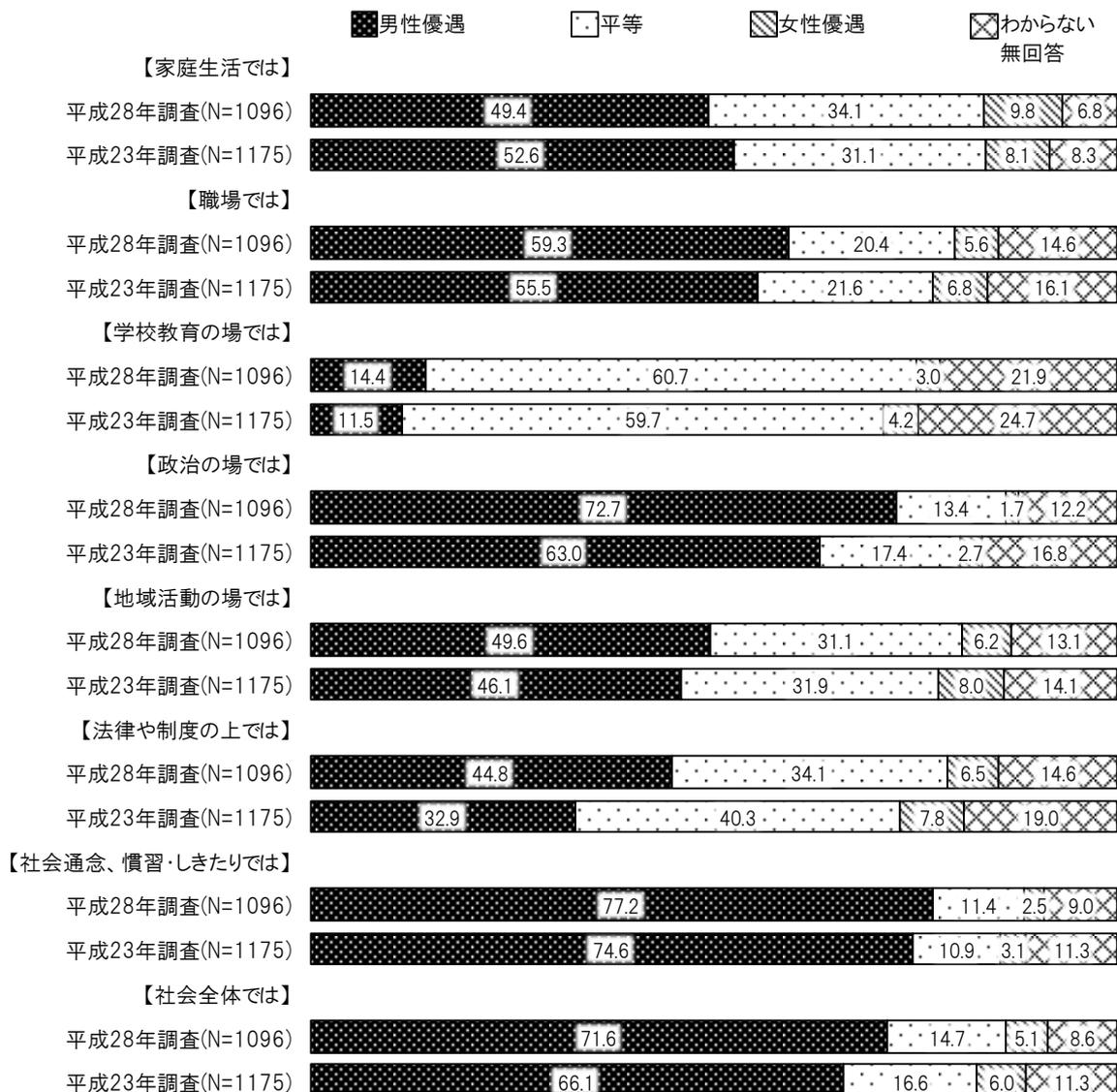
【2】市民意識調査の結果から

本市では、プラン2022の改訂に当たり、平成28年2月に男女共同参画に関する市民意識調査（以下、この章において「平成28年調査」という。）を実施しました。ここでは、主な結果を抜粋して現状を整理します。

●男女共同参画の状況について●

社会の各分野における男女の地位は、平成23年7月に実施した同調査（以下、この章において「平成23年調査」という。）の結果と比較して、「家庭生活」を除く全ての分野において、「男性優遇」と感じる割合（以下「男性優遇意識」という。）が高くなっています。特に「政治の場」「法律や制度の上」で目立つなど、固定的な性別役割分担意識が依然として根強い状況がうかがえます。

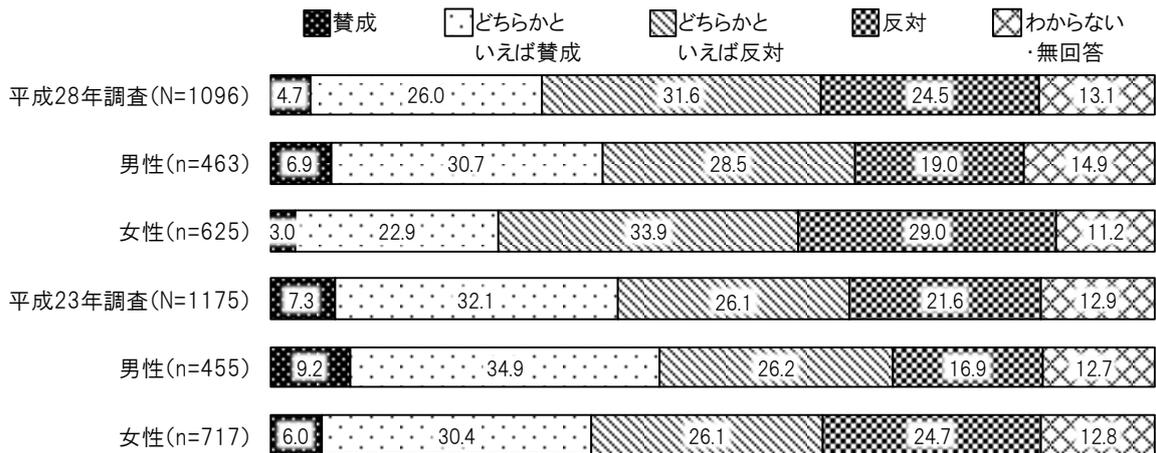
図表 12 各分野における男女の地位



● 固定的な性別役割分担意識について ●

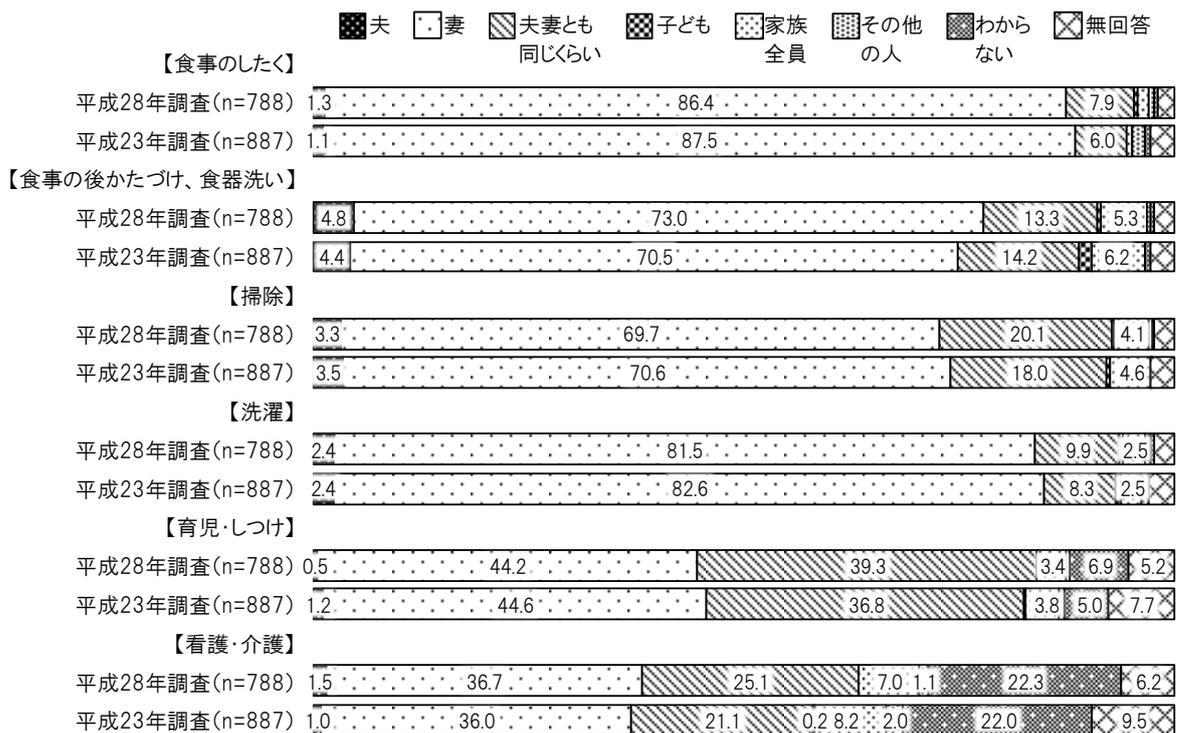
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識については、平成 23 年調査と比較して反対派（「どちらかといえば反対」と「反対」の合計値をいう。以下同じ。）の割合が増加しています。また、性別や年齢別でみると、女性は反対派が 62.9%であるのに対して、男性は 47.5%とその差は大きく、また、男性 30 歳代では賛成派（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計値をいう。以下同じ。）が 41.8%、男性 70 歳代以上では 50.8%となっているなど、性別や年齢による意識差が顕著にみられます。

図表 13 固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方）



家庭内の仕事について、その多くを「妻」が担っており、家庭内での女性の負担が大きいという傾向は、平成 23 年調査から大きな変化はみられません。

図表 14 家庭内の仕事の分担

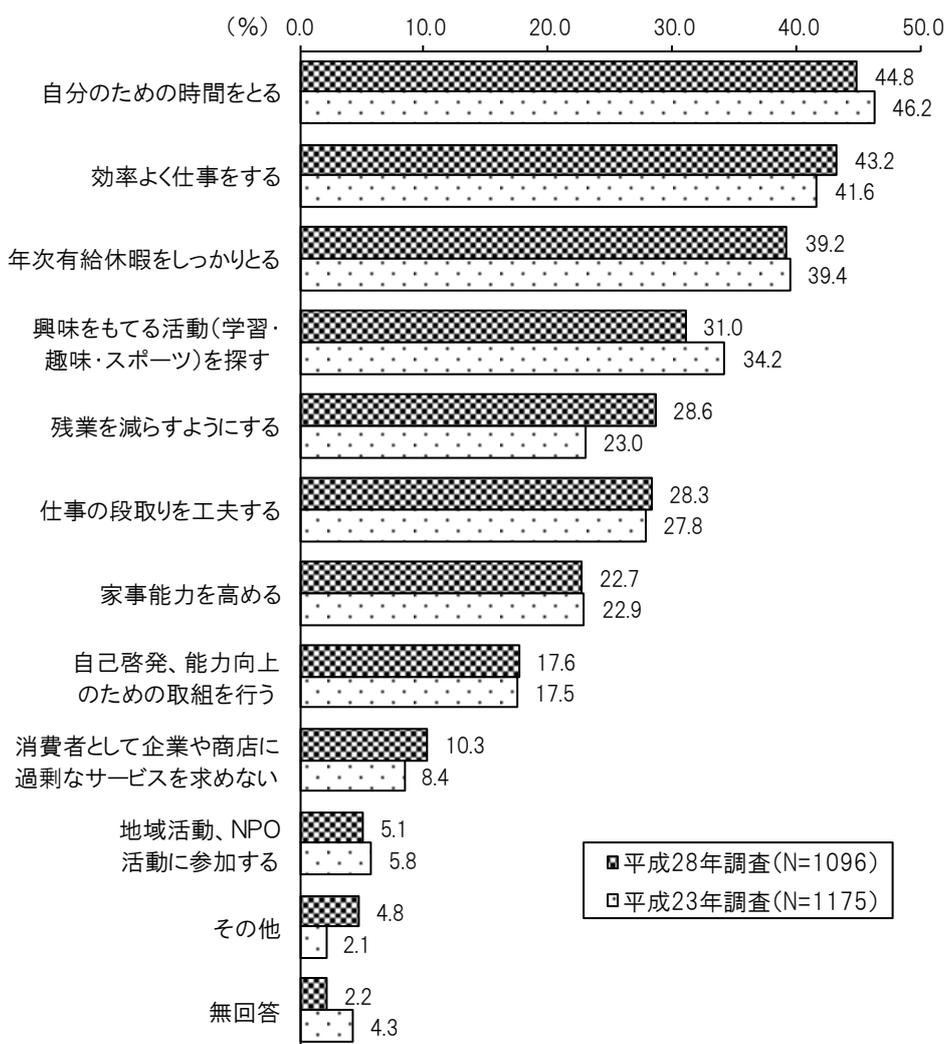


※回答割合が少ない数値は、部分的に省略している。

●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について●

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するための工夫としては、「自分のための時間をとる」の割合が最も高く、次いで「効率よく仕事をする」「年次有給休暇をしっかりとる」の順となっており、平成23年調査と比較して、「残業を減らすようにする」の割合が高くなっています。

図表 15 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するための工夫

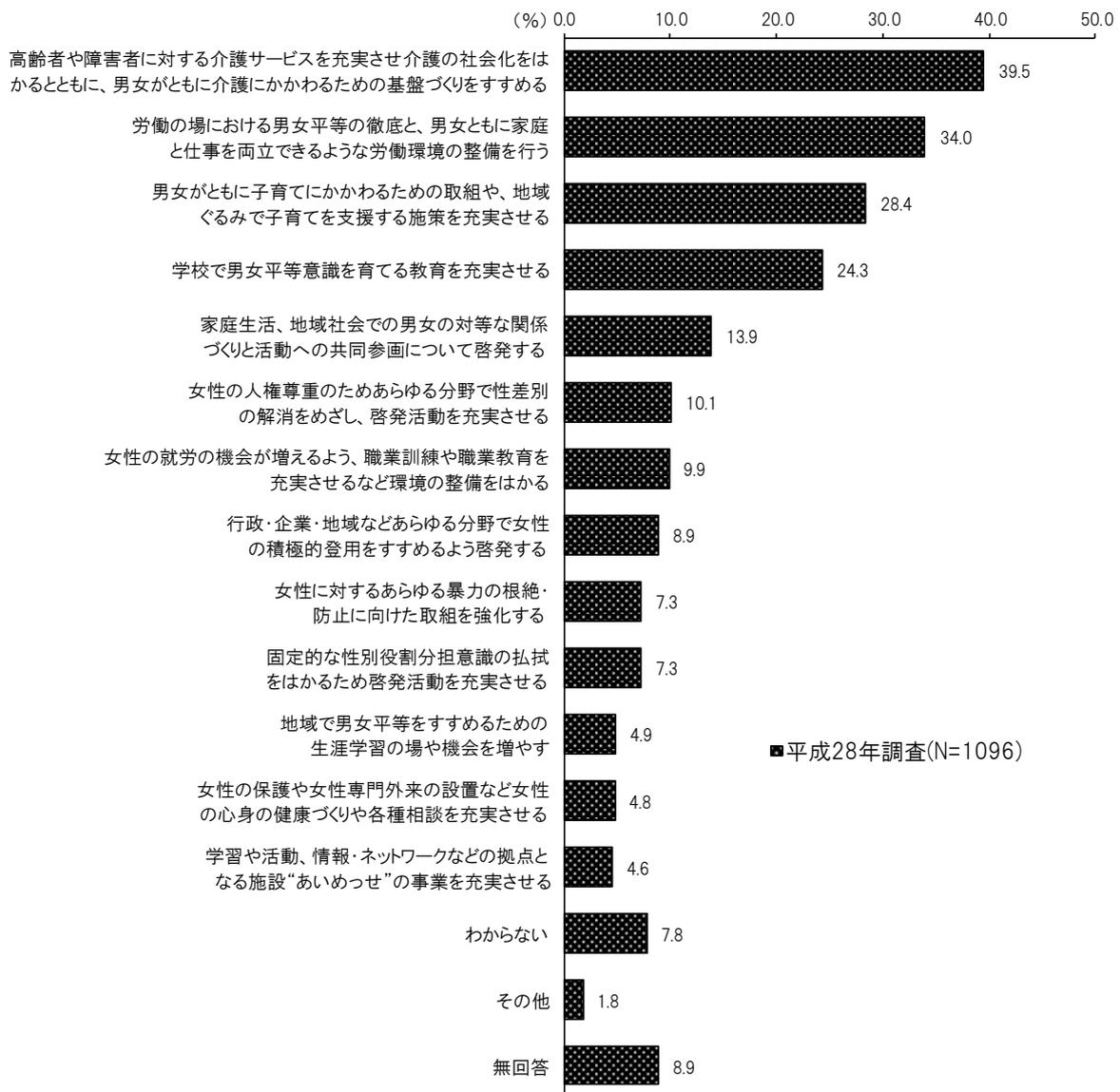


●男女共同参画に関する施策等について●

男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこととしては、「高齢者や障害者に対する介護サービスを充実させ介護の社会化をはかるとともに、男女がともに介護にかかわるための基盤づくりをすすめる」の割合が最も高く、次いで「労働の場における男女平等の徹底と、男女ともに家庭と仕事を両立できるような労働環境の整備を行う」「男女がともに子育てにかかわるための取組や、地域ぐるみで子育てを支援する施策を充実させる」の順となっています。

男女共同参画は市民生活のあらゆる分野に関わっており、特に子育てや介護の支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が求められています。

図表 16 男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと



【3】プラン2022の取組状況について

●推進状況●

プラン2022の前期実施計画では、213の具体的施策を掲げ、年度ごとに各施策の進捗等について点検・評価を行い、推進状況として公表しています。平成25年度から平成28年度までの推進状況は以下のとおりです。

	顕著	前進	現状維持	停滞
平成28年度	155 / 213 (72.8%)	54 / 213 (25.4%)	4 / 213 (1.9%)	0 / 213 (0%)
平成27年度	146 / 213 (68.5%)	62 / 213 (29.1%)	5 / 213 (2.4%)	0 / 213 (0%)
平成26年度	140 / 213 (65.8%)	67 / 213 (31.5%)	4 / 213 (1.8%)	2 / 213 (0.9%)
平成25年度	139 / 213 (65.2%)	63 / 213 (29.6%)	8 / 213 (3.8%)	3 / 213 (1.4%)

●指標・目標値達成状況●

プラン2022の前期実施計画では、基本目標ごとに指標と目標値を設定しており、平成28年度における達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	策定時 (平成23年度)	平成28年度	目標値 (平成29年度)	出典
I 人権尊重をめざす市民意識の育成					
	①「男女共同参画社会」の認知度	53.9%	53.1%	95%	ア
	②固定的性別役割分担意識 (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方)	賛成>反対(男性) 賛成<反対(女性)	賛成<反対(男性) 賛成<反対(女性)	賛成<反対 (男女共)	ア
	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の周知度	74.2%	75.0%	90%	ア
II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実					
	①地域における学習機会の提供 (出前講座等の年間回数)	9回	7回	20回	イ
	②一時保育付き講座・講演会の開催数	47件	51件	70件	イ
III 政策・方針決定過程への女性の参画促進					
	①審議会等委員の女性比率	24.0%	26.1%	35%	イ
	②女性委員が0の審議会の割合	13.1%	9.3%	5%以下	イ
	③職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率	12.2%	18.6%	17%	イ
IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保					
	①「男女雇用機会均等法」の周知度	81.3%	82.8%	90%	ア
	②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	46.2%	48.8%	70%	ア
	③農村女性の起業化への参加件数	14件	17件	17件	イ
V 生涯を通じた心身の健康づくり					
	①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	92%	96.8%	95%	イ
	②乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 13.8% 子宮がん 15.8%	乳がん 25.0% 子宮がん 30.0%	乳がん 20% 子宮がん 20%	イ
VI 少子・高齢社会における福祉の充実					
	①認知症サポーターの養成者数	12,614人	28,389人	17,000人 (平成26年度)	イ
	②一時保育・延長保育の実施園数	一時保育 32か所 延長保育 65か所	一時保育 31か所 延長保育 77か所	一時保育 37か所 延長保育 70か所 (平成26年度)	イ
推進体制の整備					
	①男性職員の育児休業取得率	0.9%	3.7%	3%	イ
	②子どもの出生時等における男性職員の5日以上以上の休暇の取得率	16.2%	23.2%	35%	イ
	③「男女共同参画推進センター“あいめっせ”」の認知度	17.9%	18.8%	60%	ア

【出典】

ア 平成28年調査

イ 平成28年度姫路市男女共同参画プラン2022推進状況報告書

【トピックス】男女共同参画推進センター“あいめっせ”の紹介

姫路市男女共同参画推進センター

“あいめっせ”はこんな施設です

どこにあるの？

“あいめっせ”は
姫路城の南にある
『イーグレひめじ』の
3階にあります。



どんな施設？

“あいめっせ”は、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等に社会参加や参画をし、ともに責任を分かち合って暮らせるまち・姫路を築いていくための施設です。性別・年齢を問わずどなたでも利用できます。お気軽にお寄りください。

何をしているの？

学習啓発

男女共同参画に関する
啓発講演会や、
講座・セミナーの開催など

情報収集・提供

図書情報コーナーにおける
男女共同参画に関する
図書・DVD・資料等の収集・提供など
●図書情報コーナー●
079-287-0802

あいめっせ
I-messae

相談

女性のための相談、法律相談、
健康相談、チャレンジ相談など
●女性のための相談室●
電話相談：079-287-0801
面接予約：079-287-0807

交流促進

男女共同参画社会の
実現を目指す市民グループ
への活動の場や情報の
提供など

男女共同参画推進センター“あいめっせ”

〒670-0012 兵庫県姫路市本町 68 番地 290
TEL：079-287-0803 FAX：079-287-0805
●電子メール i-messae@city.himeji.lg.jp
●ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/i-messae/>

あいめっせ

検索



図書情報コーナー

3 プラン2022改訂版の概要

【1】基本理念

男女共同参画社会の実現に向け、姫路市男女共同参画推進条例（第3条）では、次の8つを基本理念としており、プラン2022改訂版では、これらを男女共同参画を推進する上での基本理念に掲げます。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。
- 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。
- 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。
- 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

なお、平成13年3月に姫路市男女共同参画プランを策定して以来、本市では次の3つを基本理念に掲げていましたが、これらはいずれも前述の8つの基本理念に踏襲されています。

●男女の人権が尊重される社会●

日本国憲法は「個人の尊重」と「法の下での平等」を定めていますが、半世紀以上の歳月が経った今でも、その精神が真に理解され、実際に生かされているとは言い難い状況です。殊に、長い歳月、生物的な性別（セックス）とは別に、社会的文化的につくられてきた性別（ジェンダー）は、様々な形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。

一方、「女性の人権」が侵されている社会では、その対極にある「男性の人権」も女性とは違った面で侵されているということでもあります。

どのような状況、立場であろうとも、全ての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、全ての人の人権が尊重されなければなりません。男女共同参画社会基本法においても、その基本理念の第一に「男女の人権尊重」を掲げています。

●男女が対等に参画し、責任を担う社会●

男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。

性に関係なく、それぞれが「一個人」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

「人として男性と同じ重みを持つ女性」が、社会のあらゆる分野、日常の様々な場面や方針・方策等を決める場に、男性と共に関わり、共に責任を担うことが求められます。自立を基盤にして、更に一人ひとりが責任を持って、力を貸し合い、知恵を重ねていく社会づくりこそ、今を生きる人々の大きな役割です。

さらに、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、とりわけ女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することが必要です。

●あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会●

人権の基礎にあるのは「自尊感情」です。「かけがえのない自分」が「自分の人生の主人公になる」ことです。そのためには、どのような状況・立場に置かれても、自分の生き方を自分が責任を持って選べるという「希望」がなければなりません。

性、年齢、ハンディキャップの有無を越えて、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会こそ、活力があり、夢を育める社会です。古い価値観や社会通念を振り払って、自己責任で様々な生き方を選択するには、一人ひとりの英知としなやかな強さ、深い洞察力が必要で、子育てや教育の中に、それらが込められなければなりません。また、「自分育て」の努力も必要ですが、個人の努力だけでは不可能です。多くの人々が互いに他を大事にし、補い合う連帯と、公的なバックアップが相まって、社会環境を培っていくことが必要です。

【2】プラン2022改訂版の性格

プラン2022改訂版は、平成28年4月に施行した姫路市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定により、初めて策定する姫路市男女共同参画プランで、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画として位置付けるほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅲ-1-(1)及び基本目標Ⅳ）については、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

なお、策定に当たっては、以下の事項に配慮しています。

- ・平成28年2月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果及び平成27年度に開催した姫路市男女共同参画プラン市民会議における市民の意見を参考にしました。
- ・姫路市男女共同参画審議会からの答申「姫路市男女共同参画プランの改訂に当たっての基本的事項について」（平成29年7月21日付）の内容を踏まえています。
- ・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」、ひめじ創生戦略及び姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）、その他関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- ・第4次男女共同参画基本計画、第3次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2020」を考慮しています。

【3】計画期間

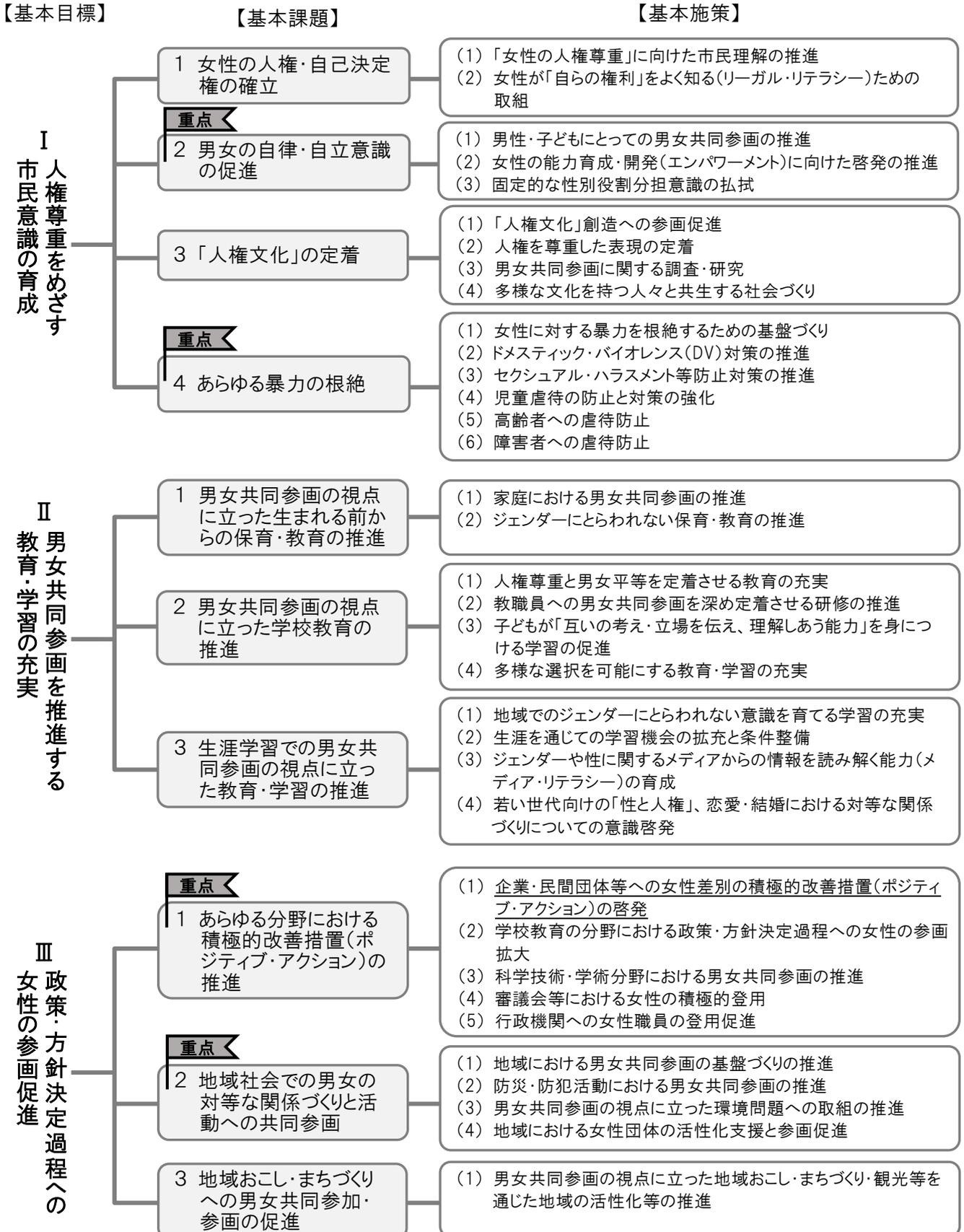
プラン2022の計画期間は、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間です。今回の見直しにより、プラン2022改訂版の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市における諸状況の変化等により、計画期間中に適宜見直しを行う場合があります。

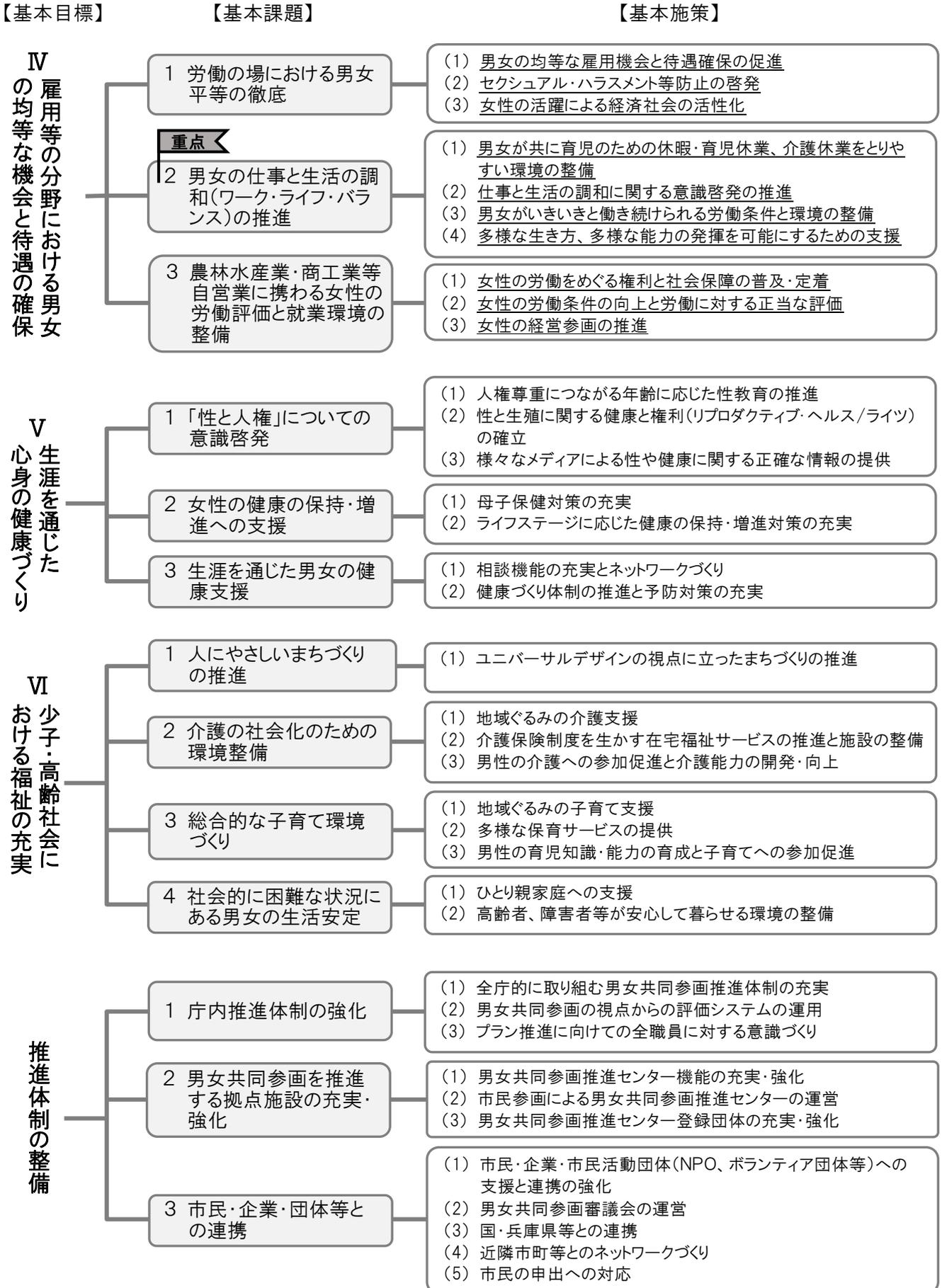
平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)
計 画 期 間									
平成25年度～平成29年度(前期実施計画)					平成30年度～平成34年度(後期実施計画)				

【4】 施策の体系

このプランは、次の施策体系のもと、23の基本課題に対し、72の基本施策により総合的、一体的に進めます。



注：基本施策のうち、下線の 11 施策は、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画としての必要な取組を表す。



3
プラン2022改訂版
の概要

【5】重点課題

プラン2022では、計画期間中に重点的に推進すべき課題（以下「重点課題」という。）として次の5つを設定しており、プラン2022改訂版でも引き続きこれらを重点課題に設定します。

男女の自律・自立意識の促進

固定的な性別役割分担意識にとらわれ、長時間労働から抜け出せず、また、家事や育児、介護に積極的に関わらない男性が多い現状があるため、男女共同参画社会の実現は、男性も暮らしやすい社会であるとの理解を深めるとともに、男女が共に自律・自立した意識をもって支え合うことを促進する環境づくりに取り組んでいきます。さらに、次世代を担う子どもたちが、生まれる前から男女共同参画の視点が配慮された環境のもと、その個性と能力を十分に発揮し、多様な選択ができる人生を歩めるよう家庭、学校、地域における施策を推進します。

あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題として、これまで姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画等に基づき、様々な取組を進めてきました。しかし、依然として暴力被害は解消されていない上、被害に遭っても、どこにも誰にも相談しなかった割合も高いままです。セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントといった様々なハラスメントや、児童、高齢者、障害者への虐待、いじめ等、潜在化しやすい暴力への対策も求められることから、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力被害から保護されるべき対象者の拡大や施策の充実を進めていきます。

あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

活力ある経済・社会を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。しかし、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。社会のあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の登用を積極的に促進するとともに、地域や企業等への働きかけを行っていきます。

地域社会での男女の対等な関係づくりと活動への共同参画

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。少子高齢化や家族形態の変化、人間関係の希薄化等が進み、地域における課題が多様化する中、地域社会が果たす役割はますます大きくなっています。家庭と共に最も身近な暮らしの場でもある地域社会において、男女が共に防災、防犯、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、地域社会の活性化につながります。特定の性や年齢層で担われている分野に男女共同参画の視点を反映させ、いきいきとした地域社会づくりを目指します。

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

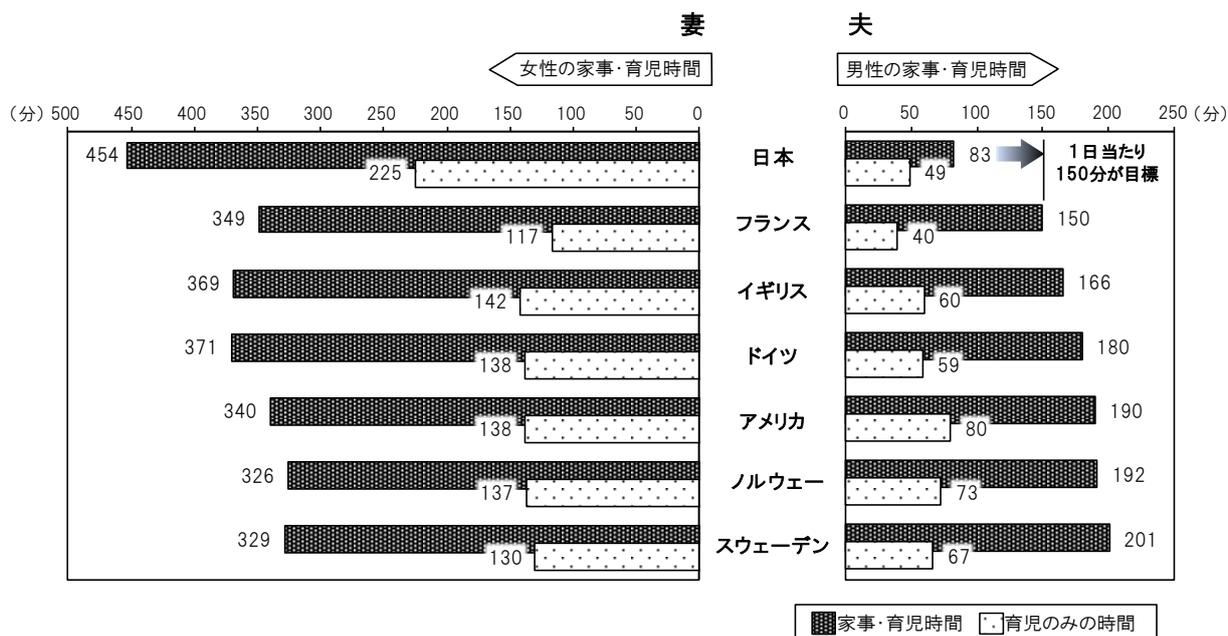
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、女性の雇用環境の改善や、政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上でも不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものです。さらに、市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、多様な生き方が選択できることにもつながります。男女が共に仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発等、自らの希望するバランスで、様々な活動を行うことができる社会の実現に向けた施策を推進します。

【トピックス】男性の家事・育児時間について

6歳未満の子どもを持つ夫婦の1日当たりの家事・育児時間の国際比較と、男性の家事・育児時間と第2子以降の出生状況から、男性の家事・育児等の家庭生活への参画の重要性がよく分かります

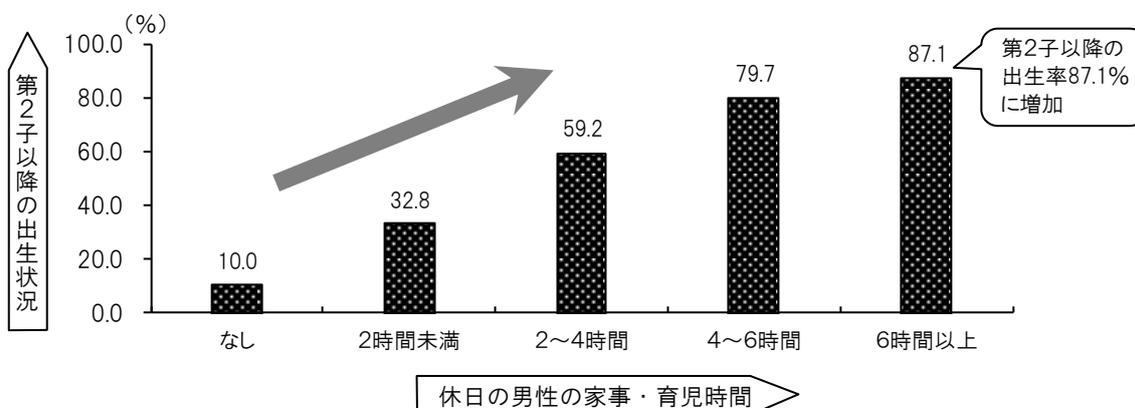
・日本人男性も世界レベルの家事メンに

6歳未満の子どもを持つ日本人男性の1日当たりの家事・育児時間を83分から2020年に150分に



・男性の家事・育児が日本の少子化を救う

子どもがいる夫婦における夫の休日の家事・育児時間が増えると第2子以降の出生率が大幅に増加



内閣府男女共同参画局「男性の家事・育児参画コンセプトポスター」(平成30年2月改訂)

4 施策の展開（後期実施計画）

【基本目標Ⅰ】 人権尊重をめざす市民意識の育成

達成目標	性別による差別的取扱いや暴力等の人権侵害行為を根絶し、男女共に人権が擁護され尊重される社会をつくる。
------	--

		現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 34 年度）
指 標	①「男女共同参画社会」の認知度	53.1% 市民意識調査 (平成 28 年)	95%
	②固定的性別役割分担意識 (夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方)	賛成<反対 (男性) 賛成<反対 (女性) 市民意識調査 (平成 28 年)	賛成<反対 (男女共)
	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」の周知度	75.0% 市民意識調査 (平成 28 年)	90%

【基本課題】

【基本施策】

1 女性の人権・自己決定権の確立

- (1) 「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進
- (2) 女性が「自らの権利」をよく知る(リーガル・リテラシー)ための取組

2 男女の自律・自立意識の促進

- (1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
- (2) 女性の能力育成・開発(エンパワーメント)に向けた啓発の推進
- (3) 固定的な性別役割分担意識の払拭

3 「人権文化」の定着

- (1) 「人権文化」創造への参画促進
- (2) 人権を尊重した表現の定着
- (3) 男女共同参画に関する調査・研究
- (4) 多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり

4 あらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
- (4) 児童虐待の防止と対策の強化
- (5) 高齢者への虐待防止
- (6) 障害者への虐待防止

基本課題1 女性の人権・自己決定権の確立

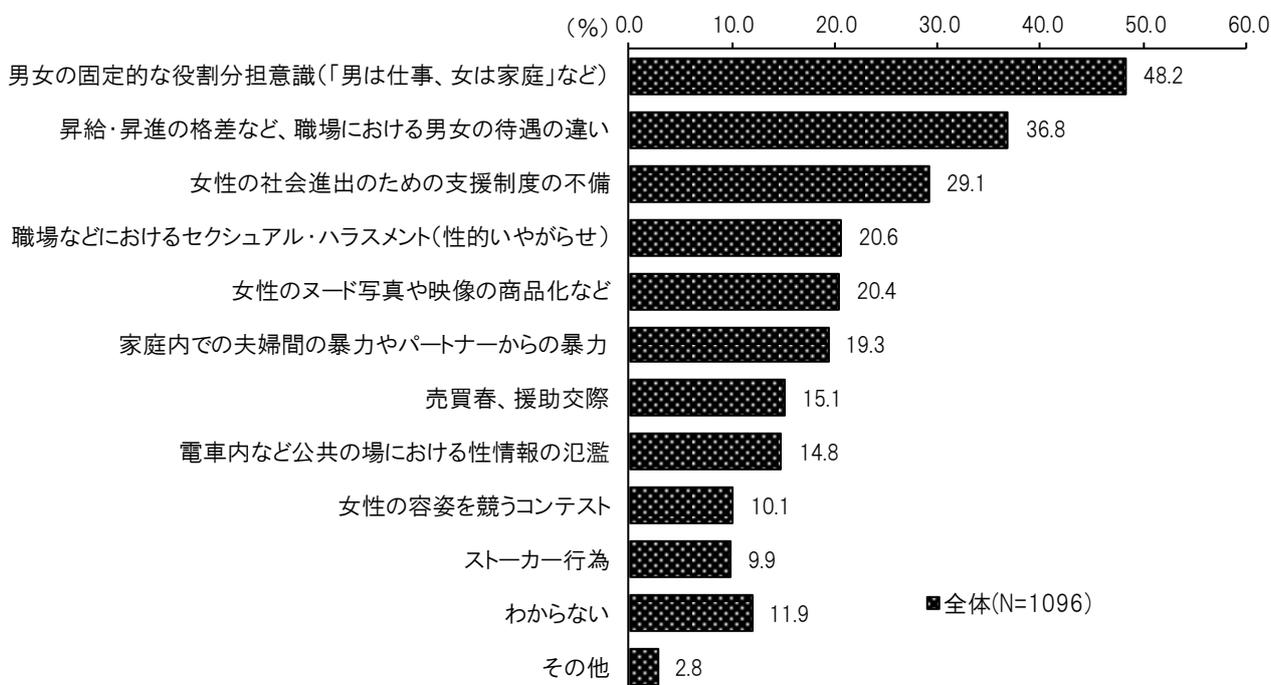
●現状と課題●

人権の尊重と平等意識は、男女共同参画社会を実現する上でその根底をなす基本的な考え方であり、プランの基本理念としても位置付けています。

本市では、人権の尊重と男女の平等について、これまでに「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催をはじめ、広報紙による周知・啓発等を通じ、男女平等についての意識の啓発を進めてきました。

しかし、市民意識調査によると、女性の人権が尊重されていないと感じることとして、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることがうかがえます。

図表 17 女性の人権が尊重されていないと感じること



注1: 図表中、長文の選択肢については要約している場合があります。以下同じ。

注2: 「無回答」は省略しています。以下「無回答」と表記のないものは同じ。

資料: 市民意識調査(以下、表記のないものは同じ。)

男女の地位の平等意識をみても、「学校教育の場」においては比較的男女平等が浸透していますが、その他の項目では男性優遇意識の高さが目立っています。特に「政治の場」や「社会全体」では市民の7割超、「社会通念、慣習・しきたり」では8割近くが、それぞれ男性優遇意識を示しています(12 ページ図表 12 参照)。

社会のあらゆる制度や慣行を対象に、男女共同参画の視点を反映させ、固定的な性別役割分担意識の解消が求められています。

●施策の方向●

「女性」や「人権」について、市民に分かりやすい啓発や情報提供を行います。

また、法的・政治的に保障される自らの権利について、知識とそれらを活用する能力を養う学習機会を提供します。

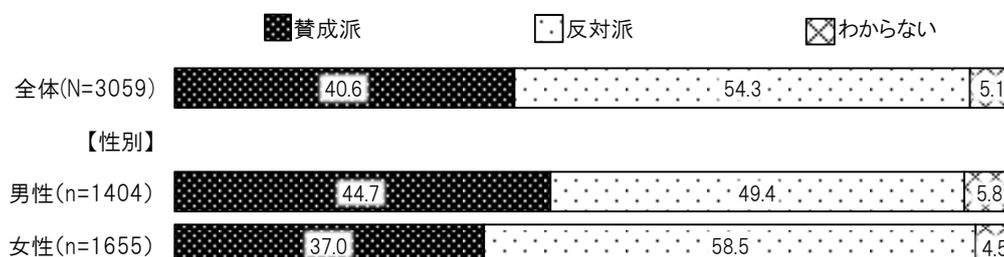
基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	様々な角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容の講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター	1
	②啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、男女共同参画推進センターの事業報告書を充実するほか、市ホームページ等も活用しながら、幅広い情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課	2
(2)女性が「自らの権利」をよく知る（リーガル・リテラシー）ための取組	①リーガル・リテラシーを確立するための講座の開催	法的・政治的な分野における権利について、知識や考え方を習得するための講座を開催する。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター	3

●現状と課題●

人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識について、市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成派の割合は、女性が25.9%であるのに対して、男性が37.6%、反対派の割合は、女性が62.9%に対し、男性が47.5%と、男女間で意識の差がみられます（13 ページ図表 13 参照）。

なお、全国調査（男女共同参画に関する世論調査（平成 28 年 9 月内閣府実施））と比較すると、反対派の割合について、女性では全国（58.5%）より高くなっているのに対し、男性では全国（49.4%）より低くなっています。

図表 18 固定的な性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方）（全国）



男性については、長時間労働や過労死、40～50 歳代に多いと言われる自殺者等、固定的な性別役割分担意識によるとみられる社会的な問題も多く指摘されています。

男女共同参画社会は、男性にとっても暮らしやすい社会であるということについての理解を深め、より柔軟な発想により、仕事と生活の両立を図るための見直しに取り組むことが重要です。

男女共同参画社会基本法の理念の一つである「社会における制度又は慣行についての配慮」は、このような現状を踏まえ、社会のあらゆる制度や慣行を対象に、男女共同参画の視点を反映させていく考えが背景にあります。

男性が新たな価値観を抱き、働き方を見直し、家事や育児・介護、地域活動等へ参画することを促進するとともに、そのための気運の醸成や環境の整備が必要です。

また、女性が社会のあらゆる分野に参画していくことは、単に労働力を提供するだけでなく、多様な人材の活躍による社会の活性化につながります。女性が、自身の持つ個性や能力を発揮することにより、豊かな社会の形成に貢献できるという意識を育むことができる環境の整備が重要です。そのためには、女性が自分自身の問題を自ら決定し実行する力、他者に依存することなくはつらつと生きていける力を身につけることができるよう支援していく必要があります。

●施策の方向●

男女共同参画社会の実現は、女性のみならず男性や子どももより暮らしやすくなるものであることへの理解が促進されるよう、男性を対象とした多様な施策を推進します。また、青少年健育運動に関する事業においても男女平等意識の醸成や固定的な性別役割分担意識の払拭に努めていきます。

加えて、女性の自律（自分のことを自ら決定し、実行する力の確立）と自立（他者に依存することなく、はつらつと生きる力の確保）に向けた意識啓発を進めます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	① 男性向けの啓発資料の作成	男性を対象とした、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	4
	② 男性相談体制の確立に向けた検討	男性に関する様々な問題の相談体制の確立に向け、実施方法等を検討する。	男女共同参画推進センター	5
	③ 男性対象の啓発講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進し、意識改革を図るための講座を開催する。	男女共同参画推進センター	6
	④ 男性対象の実践的講座の開催	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課	7
	⑤ 男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	8
	⑥ 青少年健育運動の推進	幼い頃から男女平等意識を養い、固定的な性別役割分担意識を払拭するため、地域において異なる年齢や世代の子どもが、男女の混合した様々な集団活動を行う青少年健育運動を推進する。	生涯学習課	9
	⑦ 食育の充実	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育てるために、食育（食への関心を高め、食に関する適切な知識と食を選択する力を習得し、それを実践する力を育むこと）を充実する。	保健所健康課 健康教育課	10
(2) 女性の能力育成・開発（エンパワメント）に向けた啓発の推進	① エンパワメントを確立するための講座の開催	女性のエンパワメント確立に必要な知識・情報についての講座を開催する。	男女共同参画推進センター	11

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(3) 固定的な性別役割 分担意識の払拭	① ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター	12
	② 市民向けの啓発資料の発行	誰もが分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズ等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	13
	③ 男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	固定的な性別役割分担意識を払拭するための講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター	14

基本課題3 「人権文化」の定着

●現状と課題●

男女共同参画社会は、あらゆる人々が「人間として対等に生きる」社会でもあり、思いやりの心がおろそかになりがちな日常生活において、男女共同参画社会の実現に向けては、人権の視点が何よりも重要です。

高齢者、障害者、外国人や社会的に困難な状況にある人々が社会参加・参画ができる環境を整備するとともに、多様な生き方の尊重や人権文化の定着を図る施策を推進する必要があります。

●施策の方向●

多様なメディアを活用した広報・啓発活動を行うとともに、男女共同参画の意識や現状を把握するための調査や情報の収集、提供に努めます。

市の刊行物等の表現についてジェンダーに敏感な視点から点検を行い、地域の団体や事業者等に対しても自主的な取組を促進します。

男女共同参画の視点に立った異文化理解や交流を推進するとともに、性の多様性についての理解を進めます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)「人権文化」創造への参画促進	① 広報紙等による活動の推進	人権に関連する様々な情報を収集し、広報紙等による積極的な広報活動を行う。	広報課	15
	② 多様なメディアの活用	多様なメディアやホームページ等に加え、産学官民の連携、ネットワークを活用し、広域のかつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。	広報課 男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター 人権啓発センター	16
	③ 男女共同参画に関するイベントの開催	男女の人権尊重と男女共同参画の推進に関する意識啓発のため、様々な分野で活躍している団体やグループの参画により、市民等を対象とするイベントを開催する。	男女共同参画推進センター	17
	④ 啓発普及資料の発行と情報提供の拡充（再掲）	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、男女共同参画推進センターの事業報告書を充実するほか、市ホームページ等も活用しながら、幅広い情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 人権啓発課 人権啓発センター 人権教育課	2
	⑤ 地域人権研修等の充実	「人権文化」の定着に向けて、正しい知識の習得と、バランスある人権感覚の醸成のため、人権研修等の充実を図る。	人権啓発課	18
	⑥ 「男女共同参画週間」等における意識啓発の充実	「男女共同参画週間」に合わせ、講演会等を開催し、市民への意識啓発の充実を図る。	男女共同参画推進センター	19

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(2)人権を尊重した表現の定着	①ジェンダーに敏感な視点に立った市の刊行物等の発行	市民向け刊行物等の表現について、「男女平等に関する表現指針」の活用を庁内でさらに周知するとともに、刊行物等の作成時におけるチェック体制の強化や継続的な働きかけを行う。	男女共同参画推進課	20
(3)男女共同参画に関する調査・研究	①男女共同参画に関する市民意識調査の実施	新たなプランの策定における基礎資料とするため市民意識調査を実施する。	男女共同参画推進課	21
	②男女共同参画に関する資料の収集、提供	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、市民に提供する。	男女共同参画推進センター	22
(4)多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	①異文化理解の推進	多文化共生・国際理解教育の推進を目指した講座を開催する。	国際交流センター	23
	②国際交流・協力活動の推進	多彩な国際交流・協力事業を実施し、ボランティアの参画を推進するとともに、各団体が実施する事業を支援する。	国際交流センター	24
	③在住外国人の生活基盤の整備	医療、救急・災害時の支援体制の整備や生活情報の提供、相談窓口の充実を図るとともに、日本語講座を開催する。	国際交流センター	25
	④個人の多様な生き方の尊重と理解の促進	性の多様性についての理解が進むよう、人権研修等により啓発を進める。	人権啓発課 人権啓発センター	26

基本課題 4 あらゆる暴力の根絶

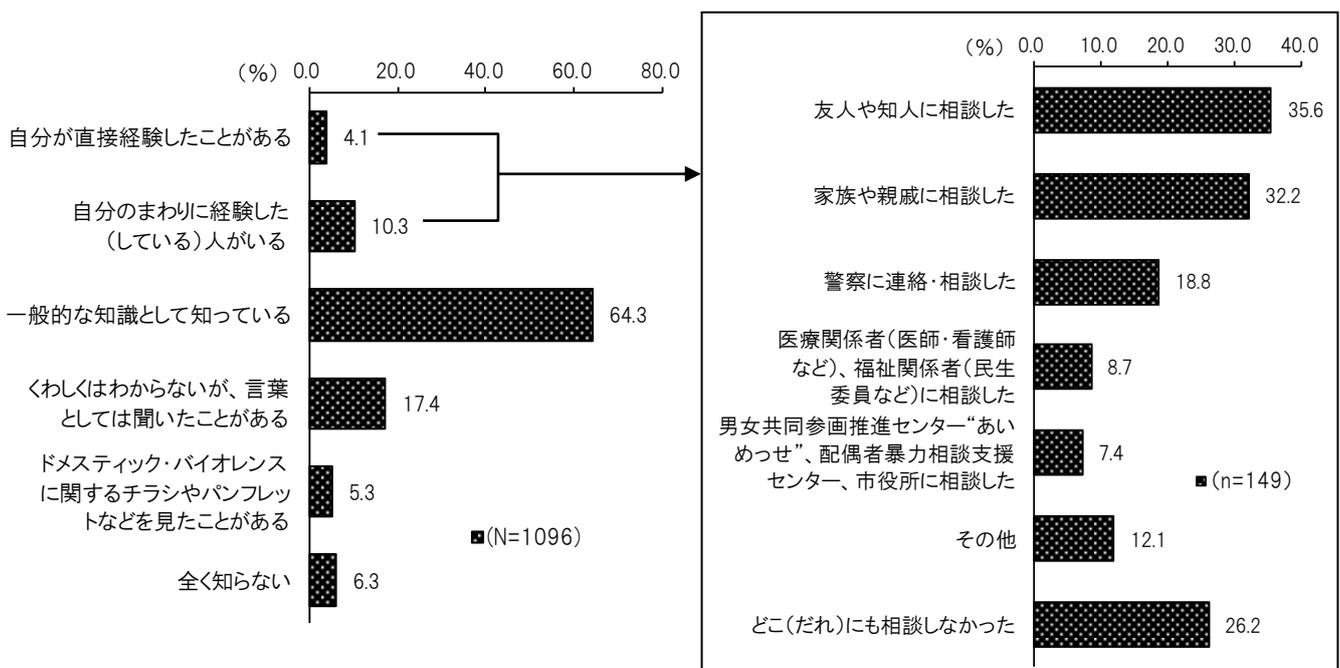
重点課題

●現状と課題●

暴力は重大な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき大きな課題です。配偶者やパートナーによる暴力であるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）をはじめ、セクシュアル・ハラスメントや児童虐待、性暴力等の被害は、個人間や家庭内にとどまらず、社会全体において深刻な問題となっており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を引き続き推進する必要があります。

市民意識調査によると、DVについて、「自分が直接経験した」割合は 4.1%、「自分の周りに経験した（している）人がいる」が 10.3%となっています。DV経験者は、友人や知人をはじめ、家族や親戚に相談するケースが多い一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が高い割合となっており、配偶者暴力相談支援センターの認知度は、「内容まで知っている」が 2.5%、「見聞きしたことはある」が 28.8%と、合計で約 3 割にとどまっています（36 ページ図表 20 参照）。

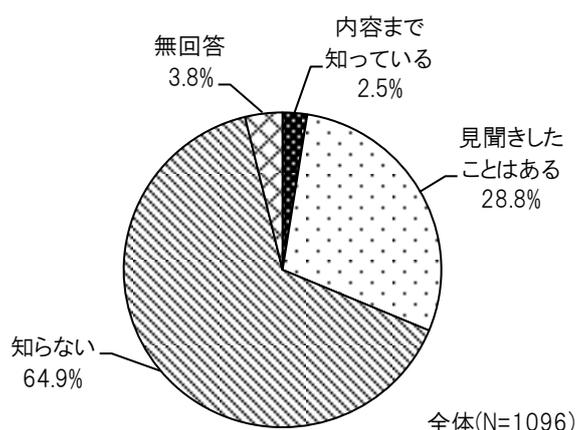
図表 19 ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験とその相談先



DVをはじめとするあらゆる暴力を根絶するためには、DV等についてさらなる理解を深めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりや相談窓口の周知が求められます。

また、子どもや高齢者・障害者等への虐待は、その被害が潜在化する場合が多いことから、早期に発見し、適切に支援できるよう関係機関との連携を強化する必要があります。

図表 20 配偶者暴力相談支援センターの認知度



●施策の方向●

姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）に基づき、啓発・教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援等、総合的な支援に取り組むとともに、制度のさらなる周知に努めます。

なお、平成 29 年 7 月に施行された刑法の改正においては、「強姦罪」が「強制性交等罪」に名称変更され、性犯罪の厳罰化が図られたほか、被害者の告訴がなくても起訴でき、また、男性も被害者として扱われるなどの規定が盛り込まれました。

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春等を目的とした人身取引など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させていくとともに、児童、高齢者及び障害者への虐待防止対策を推進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	① 関係機関の支援内容の把握と連携	女性に対する暴力を排除するために活動している関係機関の支援内容を把握し、連携を図る。	男女共同参画推進センター 地域福祉課	27
	② 暴力に抗するための講座・講演会の開催	女性に対する暴力について正しい知識の普及と防止を図るための講座・講演会を開催するとともに、若い世代への意識啓発のため、デートDVに関する出前講座を実施する。	男女共同参画推進センター	28
	③ 男女間における暴力に関する調査の実施	女性に対する暴力に関する市民の意識や被害の実態等を把握するため、意識調査を実施する。	地域福祉課	29
	④ 女性に対する暴力防止のための関係機関と連携した啓発	女性に対するあらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携した啓発活動を実施する。特にこれらの問題への理解が遅れがちな男性への啓発を行う。	男女共同参画推進センター 地域福祉課	30

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(2)ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	①相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援等、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	地域福祉課	31
	②被害者の安全確保	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置等の助言や支援により、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	地域福祉課	32
	③自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また、講座等の開催や情報提供等を行い、自立を支援する。	男女共同参画推進センター 地域福祉課 こども支援課 保健所健康課 住宅課	33
	④民間支援団体との連携や機能の活用	DV被害者への支援活動を行っている民間支援団体との連携を図るとともに、民間支援団体の持つ専門的な機能の活用を検討する。	男女共同参画推進センター 地域福祉課	34
(3)セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	①セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法や同法に基づく指針について周知する。	労働政策課	35
	②パワーハラスメント等防止のための啓発	講座等の開催により、ハラスメントに関する問題についての啓発を行う。	男女共同参画推進センター	36
(4)児童虐待の防止と対策の強化	①専門的・総合的な相談支援機能の充実と質の向上	相談支援技術の研修機会を充実させるとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能を充実させる。また、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、家庭児童相談員の充実と質の向上を図る。	こども支援課	37
	②児童虐待の早期発見と適切な支援体制の確立	意識啓発等、児童虐待防止のための取組を推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させるほか、子ども家庭総合支援拠点の設置により体制強化を図る。	こども支援課	38
(5)高齢者への虐待防止	①高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実	地域包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、関係機関の連携体制を構築することにより、虐待の疑われる高齢者を保護するための適切な措置を講ずるほか、養護者に対する支援を行う。	地域包括支援課	39
(6)障害者への虐待防止	①障害者への虐待の防止	関係機関の連携を図りつつ、市障害者虐待防止センターを中心に、円滑な支援を行う。	障害福祉課	40

【基本目標Ⅱ】 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

達成目標	男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、家庭、学校、地域等における男女共同参画を実現する。
------	--

		現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 34 年度）
指 標	①地域における学習機会の提供(出前講座等の年間回数)	7 回	20 回
	②一時保育付き講座・講演会の開催数	51 件	70 件

【基本課題】	【基本施策】
--------	--------

<p>1 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭における男女共同参画の推進 (2) ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進
<p>2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実 (2) 教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進 (3) 子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進 (4) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
<p>3 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実 (2) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備 (3) ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成 (4) 若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発

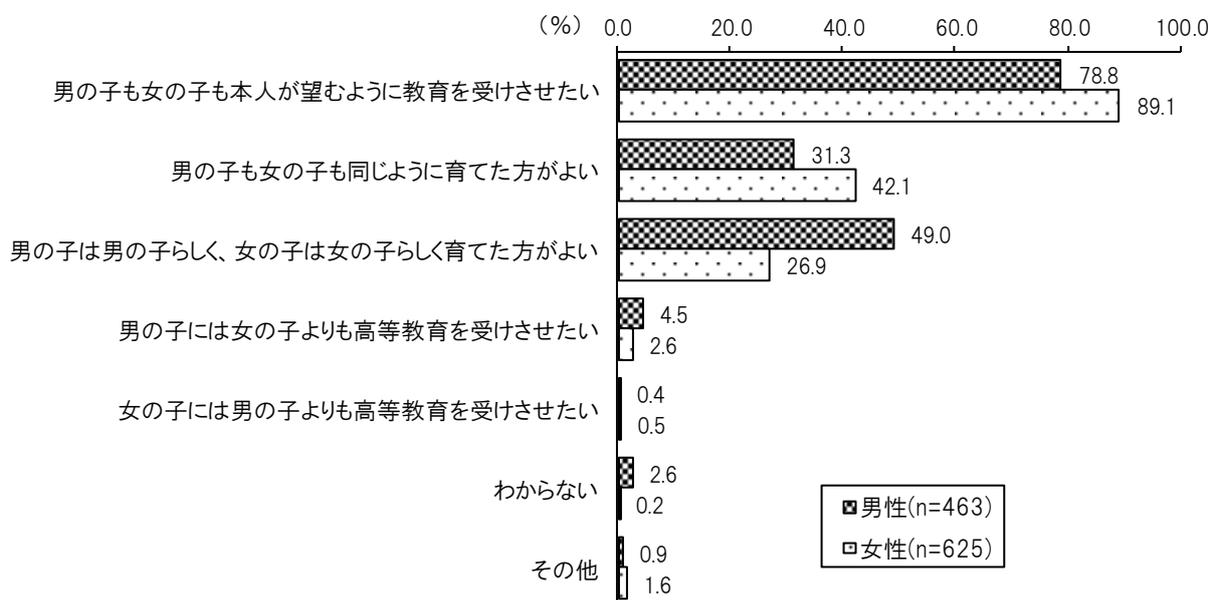
基本課題1 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進

●現状と課題●

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮し、多様な社会活動に参画することが必要であり、その基礎となるのが教育の場における意識の浸透です。

市民意識調査によると、子どもの育て方について、「男の子も女の子も本人が望むように教育を受けさせたい」という、男女共に役割を区別せずに育てる考え方が主流となっています。しかし、男性は「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」という意識が、女性を大きく上回っており、性別による意識差が顕著にみられます。

図表 21 子育てについて



また、乳幼児期、学童期は人間形成の基礎が培われる大切な時期であるため、保育所や幼稚園、学校等における保育・教育は、男女共同参画意識の形成に重要な役割を担っているとと言えます。

次代を担う子どもたちが、人権尊重や男女平等についての意識を育み、性別にかかわらず、個性を発揮できる保育や教育の継続的な推進が必要です。

●施策の方向●

乳幼児期における家庭教育や保育所・幼稚園での保育・教育の場面で、一人ひとりの能力や個性が発揮できるよう、ジェンダー問題に敏感な視点を養っていきます。また、子どもが生まれる前の保護者に向けても意識啓発を行います。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)家庭における男女共同参画の推進	①男女共同参画に関する講座・講演会等の開催（再掲）	固定的な性別役割分担意識を払拭するための講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター	14
	②乳幼児健康診査と健康相談事業の実施	乳幼児健康診査や健康相談等で育児についての男女協働の意義を啓発する。	保健所健康課	41
	③子育て教室等の開催	男女共同参画の視点から様々な子育て教室等を開催する。	こども政策課 こども支援課 生涯学習課	42
(2)ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	①男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	こども保育課 学校指導課 人権教育課	43

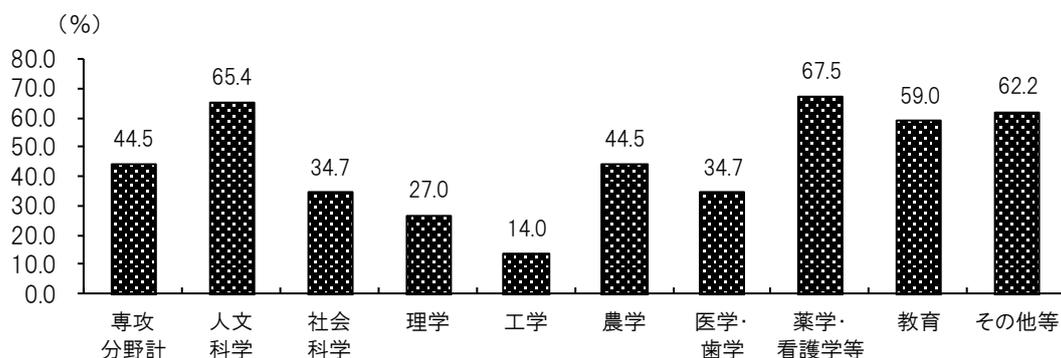
基本課題2 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

●現状と課題●

市民意識調査によると、「学校教育の場」においては、男女の地位は「平等」になっているとする回答が6割を占め、他の項目を大きく上回っています（12 ページ図表 12 参照）。

また、男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべき施策として、「学校で男女平等意識を育てる教育を充実させる」への回答は高く支持されています（15 ページ図表 16 参照）が、進路選択においては、男女で選ぶ学部・学科に偏りがみられ、それが職業の選択に影響を与えている場合があります。

図表 22 大学（学部）学生に占める女子学生の割合



注：その他等は「商船」「家政」「芸術」及び「その他」の合計。

資料：文部科学省「学校基本調査」（平成 28 年度）

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮し、お互いの価値観に人権の尊重や男女平等という意識を根付かせる必要があります。教職員が子どもたちに与える影響は大きく、教育・学習の果たす役割は極めて重要です。このため、学校教育の場における意識啓発や、進路等の選択の場面において、「隠れたカリキュラム」について絶えず意識し、性別にとらわれず、個人の能力に応じて様々な選択を可能にするキャリア教育の推進が必要です。

●施策の方向●

学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、「隠れたカリキュラム」の見直しや教職員の研修により、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進します。

また、自らの考えや立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	①男女平等教育副読本等の活用	男女平等教育副読本やデートDVの防止に関する冊子等を活用し、道徳の時間をはじめとする学校教育のあらゆる場面で男女平等教育を推進する。	人権教育課	44
	②男女平等教育の推進状況調査の実施と啓発	男女平等教育副読本の使用状況や男女平等教育の推進状況について、調査を実施し、結果を公表する。	人権教育課	45
	③「隠れたカリキュラム」の見直し	男女平等の意識づくりを進めていくため、男女混合名簿の作成・使用の継続に努めるとともに、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高め、「隠れたカリキュラム」の見直しを進める。	人権教育課	46
(2)教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進	①教職員研修の充実	管理職をはじめ教職員の意識改革を促すとともに、男女共同参画も含め、様々な人権に関する課題を解消していくための研修を実施する。	教育研修課	47
(3)子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	①コミュニケーション能力の充実と向上	学校の教育活動全体を通じて、互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うため、コミュニケーション能力の充実と向上を図る。	人権教育課	48
	②いじめの根絶	他者の考えや気持ち等を共感的に理解する力、物事の善悪を正しく判断する力、他者との人間関係を調節する能力等を育成し、いじめを未然に防止する。	学校指導課 人権教育課	49
(4)多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①個性・能力・資質を尊重した進路指導、生徒指導の充実	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、教職員の共通理解のもと、個性を尊重した生徒指導の充実を図る。	学校指導課	50
	②キャリア教育の充実	子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、男女共同参画の視点に立ち、計画的・組織的に展開するキャリア教育の充実を図る。	学校指導課	51
	③女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図る。また、女子生徒の進路選択を応援するため、理工チャレンジ事業を実施する。	男女共同参画 推進センター 学校指導課	52

基本課題3 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

●現状と課題●

人権尊重や固定的な性別役割分担意識の見直しをはじめ、男女の相互理解及び協力について、保育や学校教育の場のみならず、家庭や地域等、様々な場における教育・学習を充実させることが必要です。

市民意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っており、特に「社会通念、慣習・しきたり」で男性優遇意識が非常に強くなっています（12 ページ図表 12 参照）。このような考え方は、生活習慣等を通して継承され、男女の能力発揮や個人としての選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。

そのため、社会全体で男女共同参画に対する理解を深め、各ライフステージにおいて男女が性別にかかわらず多様な選択が可能となる環境の整備に向け、あらゆる世代に対する、生涯学習等の場を通じた継続的・日常的な意識啓発が必要です。

とりわけ次代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、各々の個性と能力を発揮しながら、いきいきと暮らせる社会を目指すためには、将来を見通した自己形成ができるような取組を進めることが重要です。社会の様々な場への参画や、個人の活動の自由な選択が制限されないよう、性別、年齢を問わず、男女共同参画についての学習機会を提供していくことが必要です。

●施策の方向●

学習活動等のリーダーとなる人材の育成、ジェンダーにとらわれない講座等、誰もがいつでも参加できる教育・学習機会の提供や情報提供を充実するとともに、ジェンダーに敏感な視点で情報を主体的に読み解き、発信する能力の向上を図ります。また、若い世代に向けた意識啓発を引き続き推進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1) 地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	①ジェンダー問題に関する市民講師の育成	ジェンダーに敏感な視点を持った市民を養成する講座を開催し、市民講師を育成するとともに、兵庫県の市民講師紹介事業と連携し、その活用を図る。	男女共同参画推進センター	53
	②地域における学習機会の提供	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館等での様々な講座の開催により、意識啓発を行う。	男女共同参画推進センター 生涯学習課	54
(2) 生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	①一時保育付き講座・講演会の拡充	一時保育付き講座・講演会の継続開催及びその拡充を進める。	男女共同参画推進センター こども支援課	55
	②ホームページ等による学習情報の提供	ホームページ等を活用し、生涯学習に関する情報を提供する。	男女共同参画推進センター 生涯学習課	56

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(3) ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成	① メディア・リテラシーを確立するための講座の開催	メディア・リテラシーを確立するための講座を開催する。	男女共同参画推進センター	57
	② 違法・有害な情報に関するメディアにおける対策の推進	新たなメディアを使った違法・有害情報への対策の充実を図る。	人権啓発課 人権啓発センター	58
(4) 若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	① 若い世代を中心にした講座・講演会等の開催	男女共同参画の視点に立った、若い世代（高校生以上）に向けた講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター 生涯学習課	59
	② 若い世代向けの啓発資料の作成	若い世代を対象とした男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	60

【基本目標Ⅲ】 政策・方針決定過程への女性の参画促進

達成目標	将来にわたって持続可能で活力ある姫路市を創造するため、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方ができ、男性も女性も社会の様々な分野で対等に参画する環境をつくる。
------	---

		現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 34 年度）
指 標	① 審議会等委員の女性比率	26.1% <small>（平成 29 年 3 月 31 日）</small>	⇒ 40~60%
	② 女性委員が 0 の審議会等の割合	9.3% <small>（平成 29 年 3 月 31 日）</small>	⇒ 5%以下
	③ 職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率	18.6% <small>（平成 29 年 4 月 1 日）</small>	⇒ 26%

【基本課題】	【基本施策】
---------------	---------------

1 あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発 (2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (3) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 (4) 審議会等における女性の積極的登用 (5) 行政機関への女性職員の登用促進
2 地域社会での男女の対等な関係づくりと活動への共同参画	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進 (2) 防災・防犯活動における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進 (4) 地域における女性団体の活性化支援と参画促進
3 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進

●現状と課題●

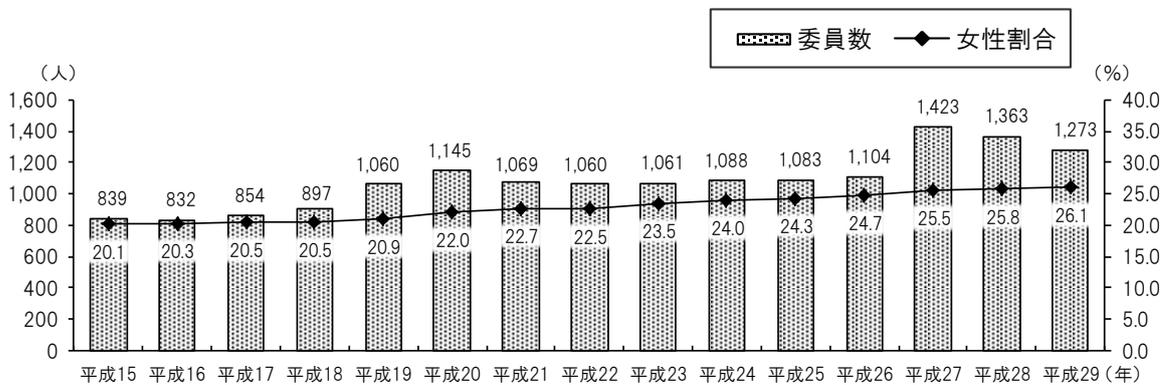
プラン2022改訂版は、男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を推進するための計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく、市町村推進計画として位置付けられるものです。

活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。そのためには、男女が共に社会のあらゆる分野に対等に参画する環境を整備する必要があります。しかし、現状では政治、経済等の分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進まず、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。

本市でも、女性活躍の場の拡大について、これまでに、企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発をはじめ、学校教育の分野、科学技術・学術分野、審議会等や行政機関における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を推進してきました。

しかしながら、本市の審議会等委員の女性比率は、プラン2022策定前の平成23年度に24.0%で、そこから平成29年度に35%とすることを目指して取り組んできたものの、平成28年度の現状値は26.1%となっています。女性委員がない審議会等の割合も、13.1%から5%以下にすることを目指してきましたが、現状9.3%にとどまっており、今後、さらなる取組が必要となっています。

図表 23 姫路市 審議会等女性委員の割合



資料：内閣府男女共同参画局（各年3月末日現在）

図表 24 姫路市 兵庫県 管理職（課長以上）に占める女性の割合

	管理職総数(人)			うち一般行政職		
	うち女性(人)	女性比率(%)		管理職総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
姫路市	285	19	6.7	237	14	5.9
兵庫県	934	85	9.1	519	40	7.7

資料：内閣府男女共同参画局（平成29年4月1日現在）

市民意識調査によると、今後どのような分野・領域で女性の参画が必要かということについて、「審議会委員などへの任命、管理職への登用、職域の拡大など政策・方針決定領域」とする回答が32.0%となっている（50 ページ図表 26 参照）ことから、行政をはじめ様々な分野で、女性の活躍の場を広げていく施策の充実が求められます。

●施策の方向●

企業をはじめ様々な民間組織において、女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を支援します。また、学校教育分野、科学技術・学術分野での女性の参画拡大に向けた環境の整備を推進するとともに、市の審議会等における女性の積極的な登用、女性職員の管理職への登用を促進します。

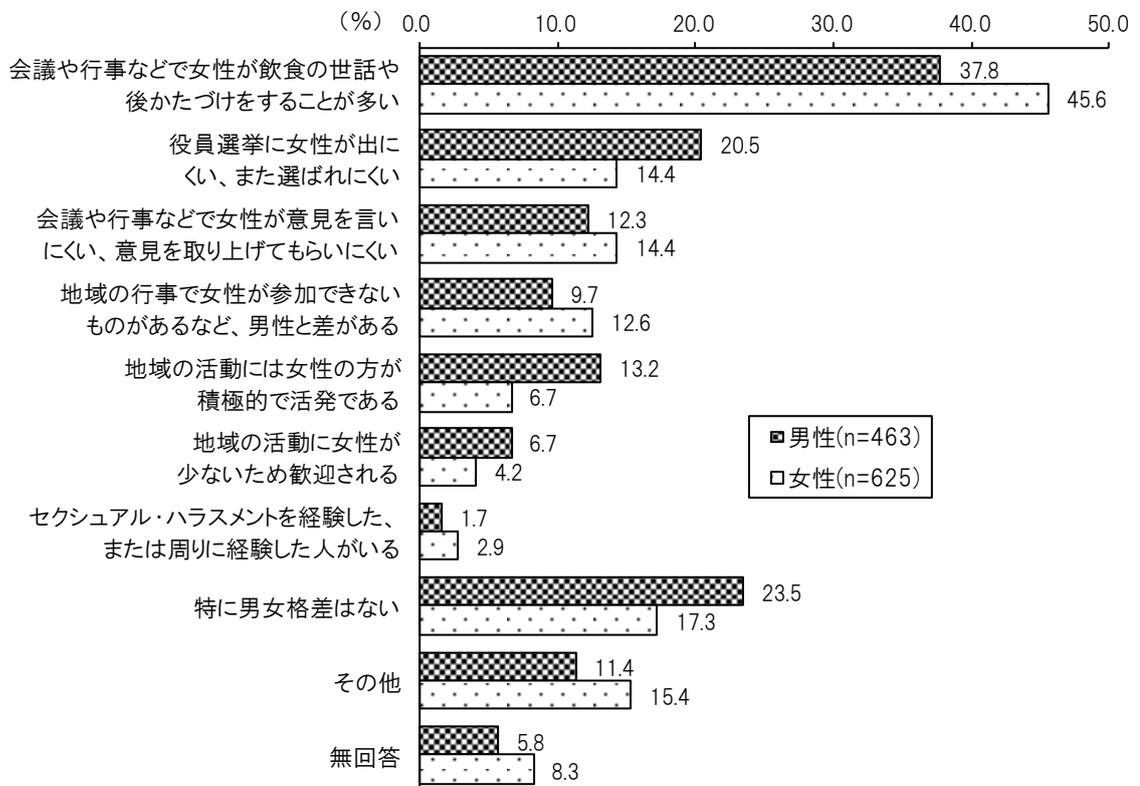
基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1) 企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発	① ポジティブ・アクションの認識の徹底	企業や民間団体等、様々な組織の意思形成や方針決定に女性が積極的に参画できるようパンフレット等による意識啓発を行う。	男女共同参画推進センター	61
	② あらゆる領域での女性登用の積極的拡大と推進	様々な機会を利用して、ポジティブ・アクションの導入を啓発し、女性の登用と参画を推進する。	男女共同参画推進センター	62
	③ 政策決定等に関する学習・研修機会の充実	働く女性も参加しやすい曜日等を考慮し、政策決定能力やリーダーシップ等に関する講座を開催する。	男女共同参画推進センター	63
	④ 企業・民間団体を対象にした出前講座の実施	企業・民間団体からの要請に対し、市民講師等を派遣する。	男女共同参画推進センター	64
(2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 学校教育分野における女性の参画拡大	学校教育現場において、女性の参画も含めた人権に配慮した学校マネジメントに関する研修を充実させる。	教育研修課	65
(3) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進	① 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	市内大学等と連携し、女性研究者が活躍できる環境の整備に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進課	66
(4) 審議会等における女性の積極的登用	① 女性委員比率の目標達成に向けた管理	審議会等における女性委員比率に関する目標値の着実な達成に向けて、女性登用状況の調査を実施し、結果を公表する。	男女共同参画推進課	67
	② 各種審議会等における女性の積極的登用の促進	女性の登用促進に向けた事務手を徹底し、各種審議会等における女性委員比率を高めるとともに、女性のいない審議会等の解消に努める。	男女共同参画推進課	68
	③ 女性人材情報の充実	女性人材リストの登録情報の充実を図るとともに、関係課への情報提供を行う。	男女共同参画推進課	69
(5) 行政機関への女性職員の登用促進	① 女性職員の管理職への登用促進	能力・適性に応じ、女性職員の職域拡大と管理職への登用を図る。また、女性職員のキャリアアップに関する研修を実施する。	人事課 研修厚生センター	70
	② 消防吏員の職域全般への女性職員の配属	さらなる女性消防吏員の増加を図るとともに、能力・適性に応じ、職域全般に女性職員を配置する。	消防局総務課	71

●現状と課題●

少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域における人間関係の希薄化等が進む中、地域社会の果たす役割はますます大きくなっています。地域は、家庭と共に最も身近な暮らしの場でもあり、地域社会における男女共同参画の推進が求められています。

しかし、市民意識調査によると、地域においては、「会議や行事などで女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」等の現状がうかがえ、これらは性別によって意識の差異が認められます。地域社会において、男女の対等な関係を構築し、ジェンダーにとらわれることなく、男女が共に活動へ参画できるような取組が重要です。

図表 25 地域の現状



また、本市でも過去の大規模災害を教訓に、防災分野における女性の参加拡大をはじめ、男女共に様々な地域活動に参画しやすい環境の整備を進めるとともに、各種地域団体の方針決定過程や、地域活動、防災活動等の計画策定過程への女性の参画について、引き続き啓発していく必要があります。

●施策の方向●

地域社会における各種活動に、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に重点的に取り組みます。さらに、地域団体の方針決定に関わる場への女性の積極的な参画を働きかけるとともに、地域の女性団体の活性化に向けた支援を行います。

また、防災・防犯、環境分野において、男女共同参画の視点を取り入れ、女性も参加しやすいよう取り組みます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	男女共同参画による地域活動の実施に向け継続的に啓発を行う。	市民活動推進課 男女共同参画推進課 生涯現役推進室 生涯学習課	72
	②地域における学習機会の提供（再掲）	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館等での様々な講座の開催により、意識啓発を行う。	男女共同参画推進センター 生涯学習課	54
	③地域における方針決定過程への女性の参画拡大	各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるよう、役員への女性の登用等の促進に向けた啓発を行う。また、各種地域団体の役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取組を表彰する。	男女共同参画推進課 市民活動推進課 生涯現役推進室 生涯学習課	73
	④地域活動における男女共同参画リーダーの育成	男女共同参画リーダー育成のため、国・兵庫県・市等による研修や講座等への参加の機会を提供する。	男女共同参画推進センター	74
(2)防災・防犯活動における男女共同参画の推進	①防災・防犯分野等における女性の参画促進	防災・防犯分野等に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努める。特に防災の計画段階における女性の参加促進に努める。	危機管理室	75
	②防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、防災に関する各種訓練や研修等への女性の参加拡大を図る。	危機管理室	76
	③女性消防団員の育成指導	消防団年間行事計画に基づいた各種訓練への参加等により、女性消防団員の育成指導を行うほか、女性の入団促進を図る。	消防局総務課	77
(3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	①環境問題についての啓発及び学習機会の拡大	性別にかかわらず、環境問題についての認識を深めるための啓発や学習の機会の拡大を図る。	環境政策室	78
	②男女による環境問題への取組の促進	地域における清掃美化に向けた取組へ性別にかかわらず参画できるよう、男女の参加を推進する。	美化業務課	79
(4)地域における女性団体の活性化支援と参画促進	①地域における女性団体への支援	地域の女性団体を支援し、地域に根ざした女性のまちづくり活動の活性化を図る。	男女共同参画推進課	80

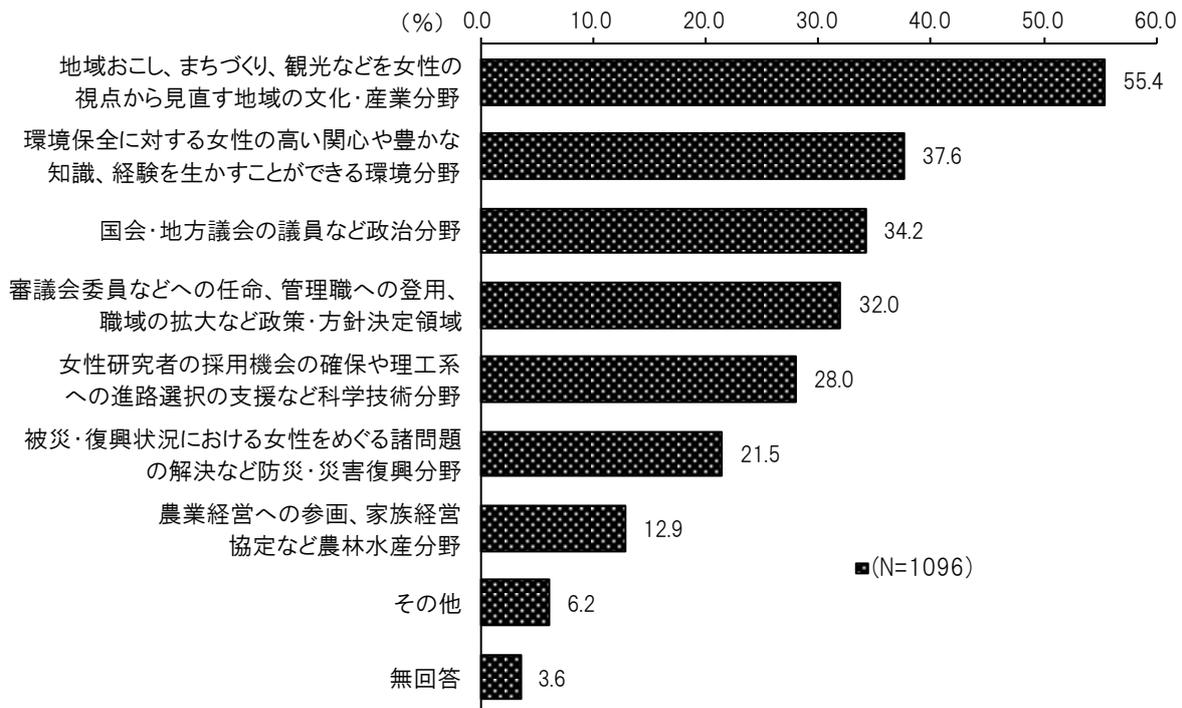
基本課題3 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進

●現状と課題●

市民意識調査によると、女性の参画が必要な分野・領域として、「地域おこし、まちづくり、観光などを女性の視点から見直す地域の文化・産業分野」とする回答が5割を超え、最も多い結果となっており、地域おこし、まちづくり、観光等における女性の参画を支援し、地域を活性化させることが期待されています。

また、地域力を高め、持続可能な社会を構築するためには、地域における男女共同参画が不可欠です。男女が年齢にかかわらず、共に地域社会の一員として、地域の問題に取り組み、女性の視点やニーズをより一層反映させ、住みよいまちづくりを進めていくための環境を整備するとともに、地域活動やNPO、ボランティア活動に男女が共に積極的に参加できるよう支援していく必要があります。

図表 26 女性の参画が必要な分野・領域



●施策の方向●

地域おこし・まちづくり・観光等の分野において、男女共同参画の視点を取り入れ、各分野の新たな発展を図り、地域の活性化を促進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	①まちづくりにおける女性の参画促進	地域住民が中心となって組織するまちづくり協議会において、男女の参加を促進する。	まちづくり指導課	81
	②観光分野における女性の参画促進	観光推進に関する施策の検討・実施に際し、女性の視点を取り入れ、より効果的な事業を推進する。	シティプロモーション推進課	82
	③男女共同参画の視点に立った市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援	市民活動団体における人材育成・団体運営等において、男女の参加を促進する。また、コミュニティビジネスにおける男女の参画支援等を行う。	市民活動・ボランティアサポートセンター	83

【基本目標Ⅳ】雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

達成目標	男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備する。
------	---

		現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 34 年度）
指 標	①女性を対象とした就労支援メニュー(注)の参加企業数	/	10 社
	②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	48.8% 市民意識調査 (平成 28 年)	70%
	③農村女性の起業化への参加件数	17 件	20 件

注：再就職等を希望する女性に対し研修を行い、女性の就労に力を入れている企業への就職に結びつけるための事業を実施するもの。

【基本課題】	【基本施策】
--------	--------

<p>1 労働の場における男女平等の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進 (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発 (3) 女性の活躍による経済社会の活性化
<p>2 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備 (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 (3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備 (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
<p>3 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着 (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価 (3) 女性の経営参画の推進

基本課題1 労働の場における男女平等の徹底

●現状と課題●

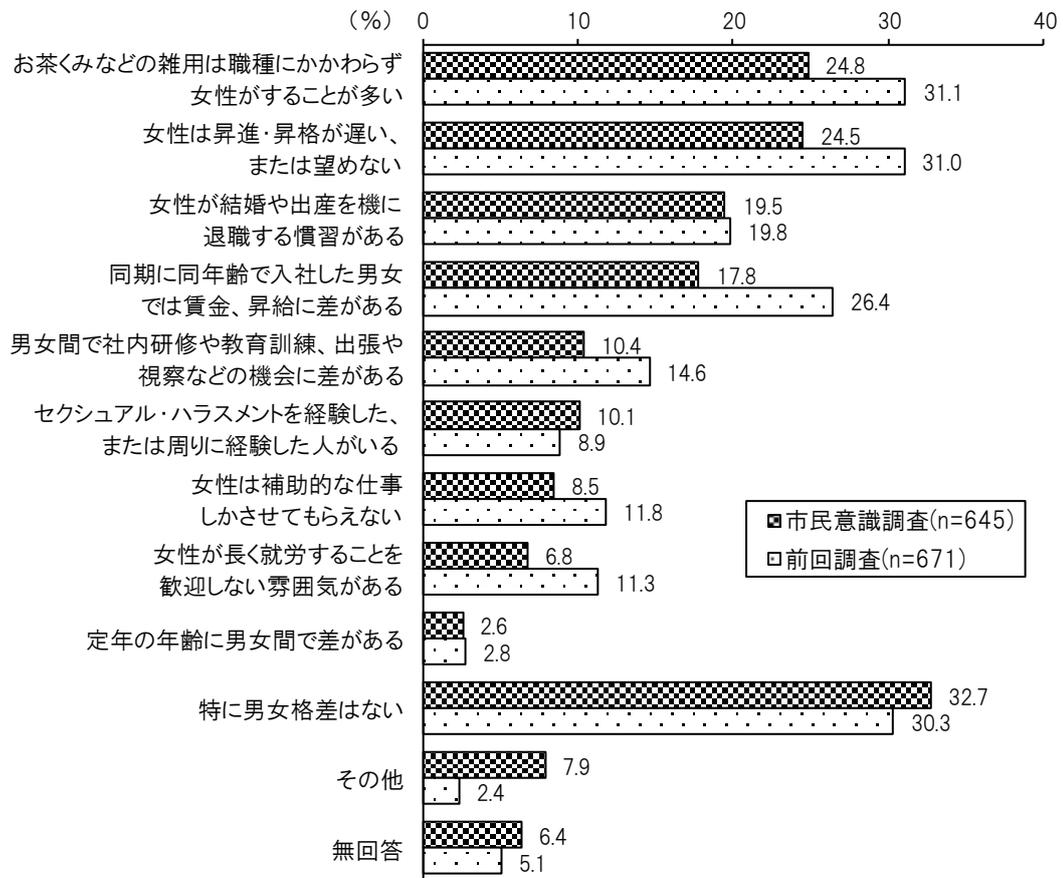
就業は、生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別にかかわらず能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の増進という観点からも極めて重要です。

雇用の分野においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)等により、男女の雇用機会均等について制度上の整備は進んでいますが、賃金や昇進、雇用形態等においては依然として男女格差があります。

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識において、「職場」では6割近くの人に男性優遇意識が高く、その割合は前回調査(平成23年7月に実施した同調査をいう。以下同じ。)からやや増加しています(12ページ図表12参照)。

職場における男女格差については、「お茶くみなどの雑用は職種にかかわらず女性がすることが多い」や「女性は昇進・昇格が遅い、または望めない」は上位に回答されていますが、前回調査からやや割合が減少し、緩やかながら改善に向かいつつあります。しかし、「女性が結婚や出産を機に退職する慣習がある」については、大きな変化はみられません。

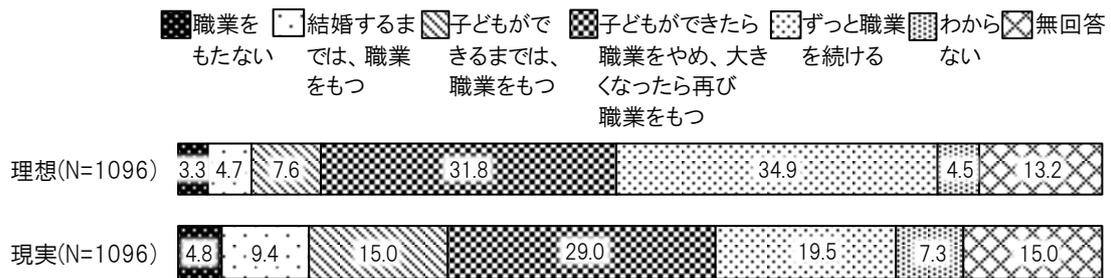
図表27 職場の現状



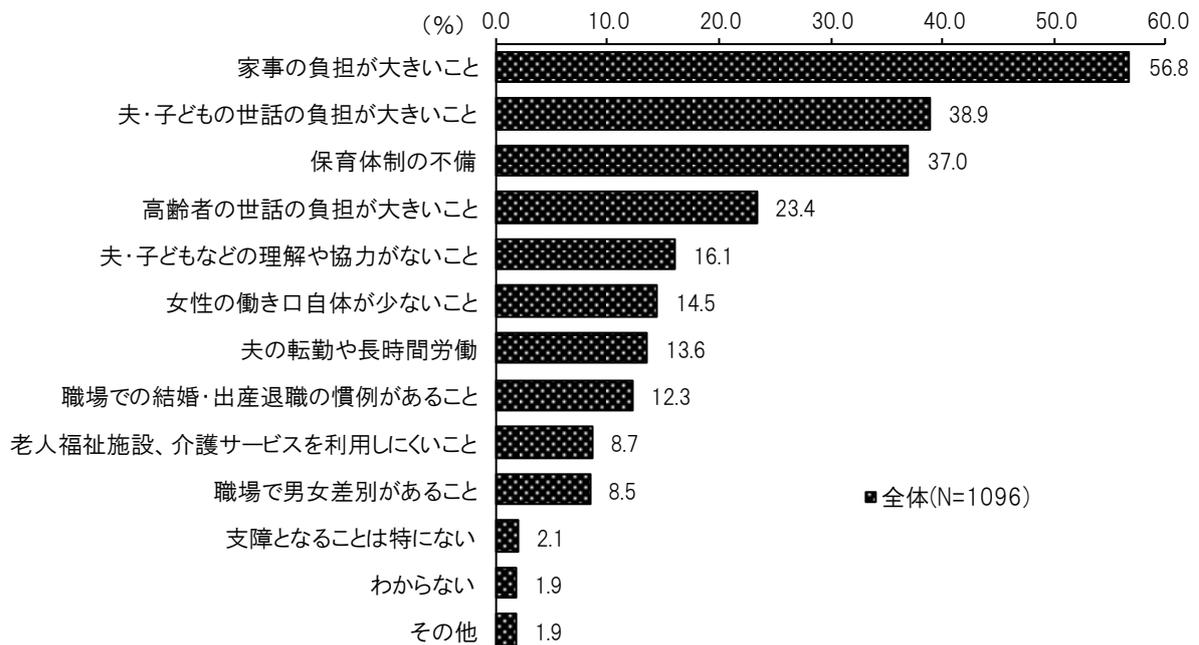
理想的な女性のライフスタイルについては、「ずっと職業を続ける」が34.9%を占め最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ」が続き、女性が働き続けることに肯定的な意識が主流となっています。

その一方で、女性が働く上で支障となることとして、「家事の負担が大きいこと」や「夫・子どもの世話の負担が大きいこと」「保育体制の不備」「高齢者の世話の負担が大きいこと」が上位を占めています。

図表 28 女性のライフスタイルの理想と現実

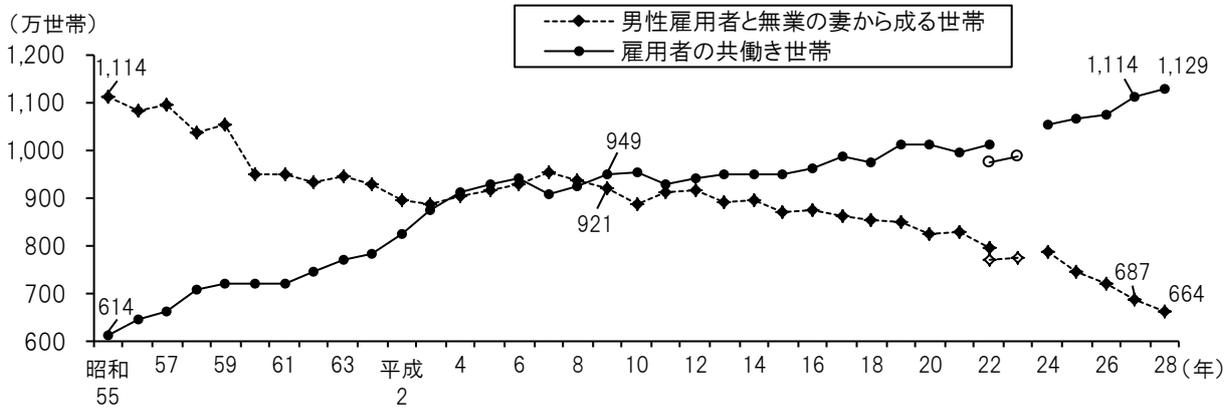


図表 29 女性が働く上で支障となること



本市における女性の就業率は、30歳代前半の「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況を示しています（11 ページ図表 11 参照）。共働き世帯が増える中、今後、保育体制の充実や再就職支援等、就労を希望する女性に対する施策の充実が求められます。

図表 30 共働き等世帯数の推移



注：「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。

平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

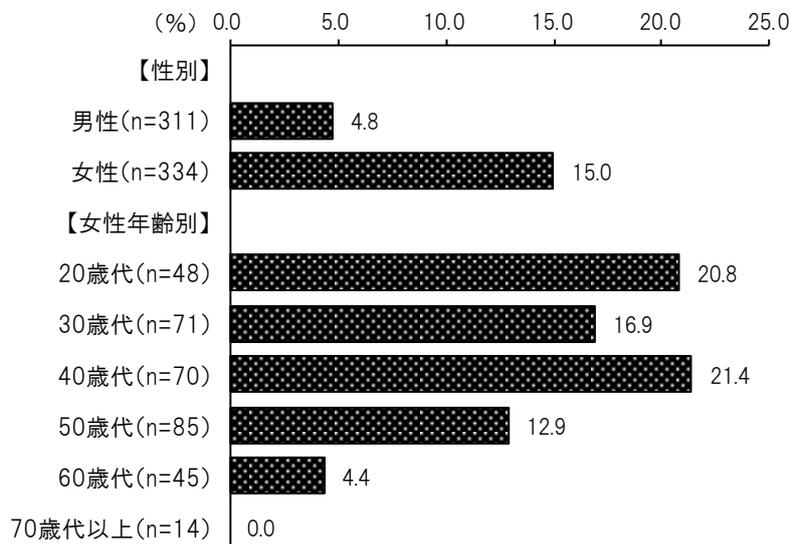
資料：昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、女性の20～40歳代を中心に経験した人が目立っており、一層の対策が求められています。

加えて、男女雇用機会均等法の改正により、平成29年1月から事業主には、職場におけるマタニティハラスメントの防止に関する措置義務が新たに課されています。

職場や地域社会等における様々なハラスメントは、重大な人権侵害であるという意識啓発の継続的な取組が必要です。

図表 31 職場の現状（「セクシュアル・ハラスメントを経験した、または周りに経験した人がいる」）



●施策の方向●

男女雇用機会均等法の趣旨や内容についての理解を広めるとともに、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントの防止に向け、事業主が対策を講じるようさらなる啓発を進めます。

また、女性の活躍による経済社会の活性化が求められている中、女性自身が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けてチャレンジする女性を支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	①男女雇用機会均等法の啓発	男女雇用機会均等法の周知や固定観念の是正に向けた啓発を関係機関と連携して行う。	労働政策課	84
	②同一価値労働、同一価値賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進	労働基準法等の関連法令の周知や取組に対する啓発を関係機関と連携して行う。	労働政策課	85
(2)セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	①セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント防止のための啓発（再掲）	男女雇用機会均等法や同法に基づく指針について周知する。	労働政策課	35
	②パワーハラスメント等防止のための啓発（再掲）	講座等の開催により、ハラスメントに関する問題についての啓発を行う。	男女共同参画推進センター	36
(3)女性の活躍による経済社会の活性化	①起業についての情報提供	国・兵庫県・市・商工会議所等からの創業関連情報を提供する。	産業振興課	86
	②職業能力の開発・向上に向けた支援	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組めるようにするため、各種講座を開催する。	男女共同参画推進センター 労働政策課	87
	③女子学生の就業支援	インターンシップ（就業体験）や講座等を通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援を行う。また、企業に対し性別にかかわらず公正な募集・採用を行うよう働きかける。	労働政策課	88
	④活躍事例の発信等、女性の能力発揮促進のための支援	経済情報誌「ファイル」で女性が活躍している市内企業等を紹介し、啓発に努める。	産業振興課	89
	⑤女性の活躍を推進する企業等の表彰	女性の活躍に向け積極的に取り組んでいる市内企業等を表彰する。	男女共同参画推進課 産業振興課	90
	⑥女性の再チャレンジ支援	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	男女共同参画推進センター 労働政策課	91
	⑦在職中の女性に対する職業訓練等、能力開発の支援	職業訓練講座の開催や人材養成講座等の受講に対する補助制度等の支援を行う。	労働政策課	92
	⑧「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進	労働基準法等の関連法令の周知や取組に対する啓発を関係機関と連携して行う。また、職業訓練講座等の事業を通じ、就業率の向上に資する。	労働政策課	93
	⑨女性を対象とした就労支援	女性を対象とした就労支援メニューを作成し、雇用機会を提供する。	労働政策課	94

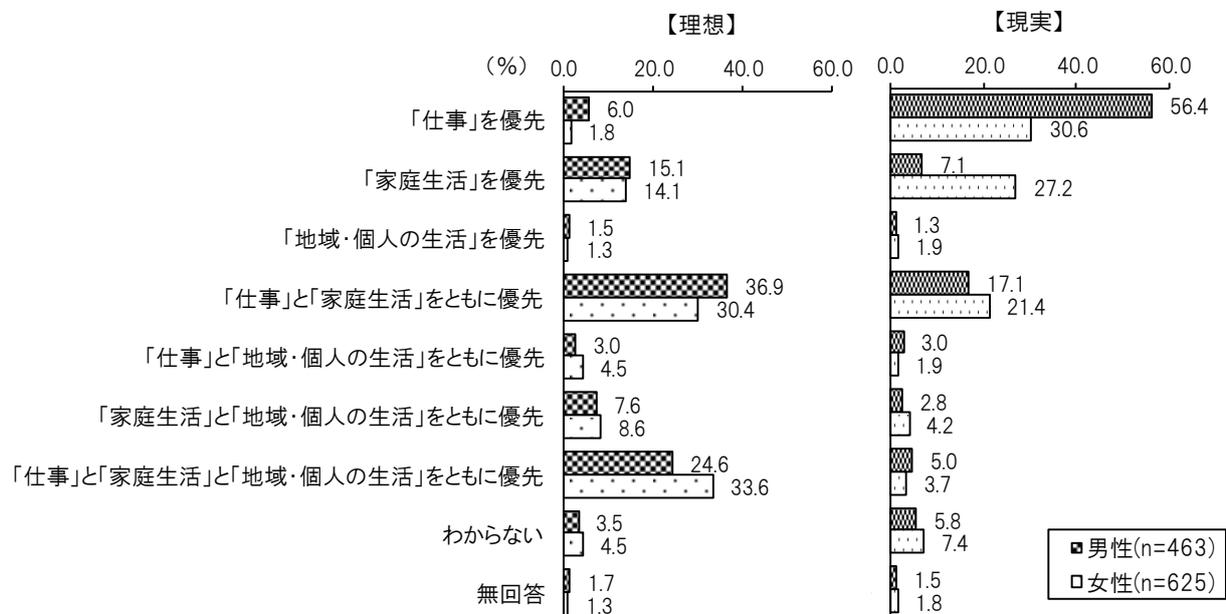
基本課題2 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 重点課題

●現状と課題●

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、長時間労働を前提とする従来の働き方を見直し、女性の雇用環境の改善や、政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上でも不可欠であり、企業にとって生産性の向上や優秀な人材の確保に役立ち、経済社会の持続可能な発展につながるものです。さらに、性別にかかわらず、趣味や学習、ボランティアや地域社会等に一層参加しやすくなるとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、一人ひとりがそれぞれの家庭における責任や役割を果たしていく上でも重要な取組と言えます。

市民意識調査では、仕事や家庭生活等の優先度について、理想は、男女共に「仕事と家庭生活を共に優先」の割合が高くなってはいますが、現実には、男女共に「仕事を優先」が最も高く、特に男性でその傾向が目立っています。

図表 32 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の理想と現実

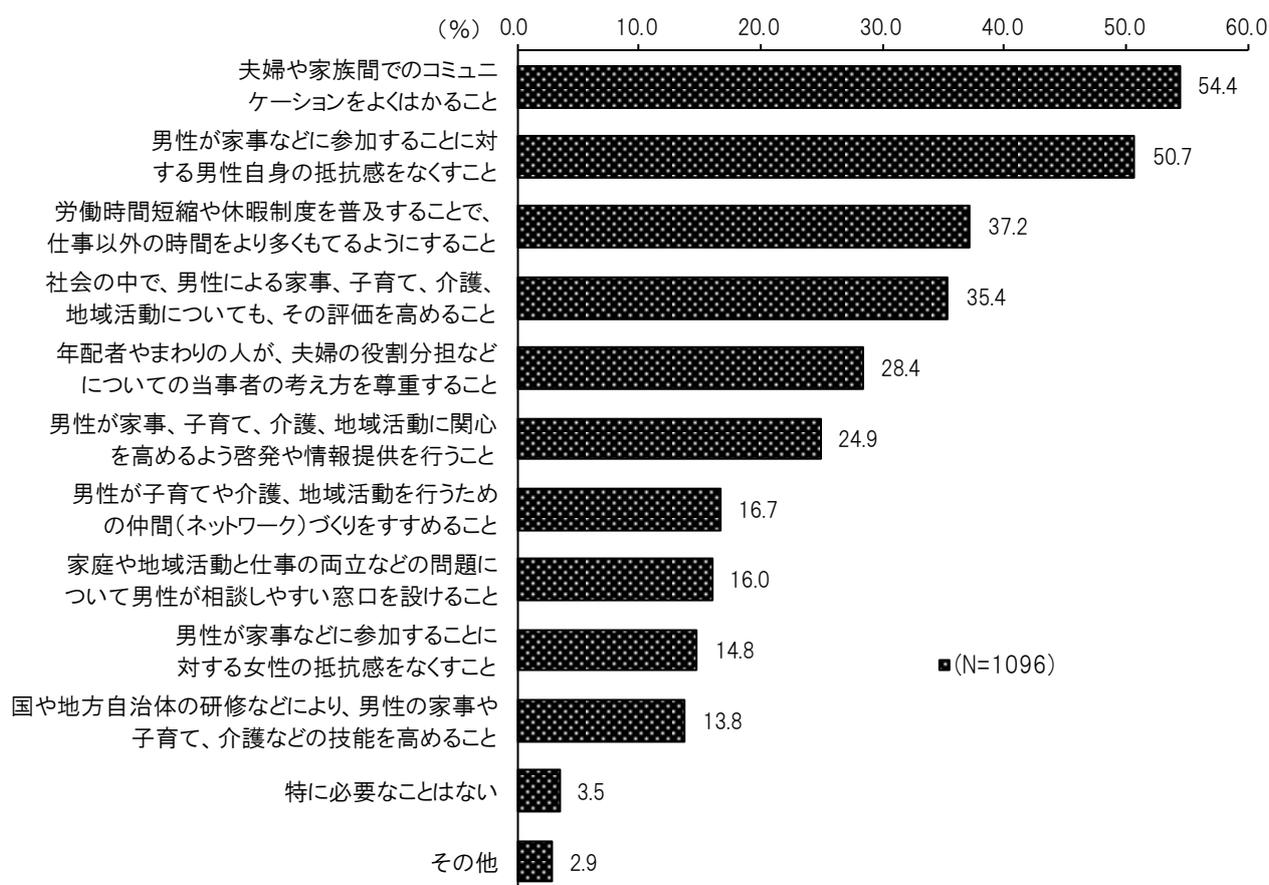


また、男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととしては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」を筆頭に、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多くもてるようにすること」などが続きます。

今後、男性が育児のための休暇や育児休業を取りやすい環境の整備に向け、意識啓発の推進や企業等への働きかけなど、継続的な取組が必要です（58 ページ図表 33 参照）。

市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画等が可能となるように仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の社会的気運を醸成し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及促進が必要です。

図表 33 男女が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと



●施策の方向●

子育てと介護が同時に重なる「ダブルケア」の問題が顕在化しつつある中、育児休業、介護休業制度の普及定着を推進するとともに、男女が共に仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発等、様々な活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に努めます。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方に基づき、女性の妊娠・出産へ十分に配慮した上で、多様な働き方、多様な能力発揮の場が可能になる環境の整備を支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	①次世代育成支援対策推進法の周知	労働者や事業主に対する情報提供を行い、法令の普及定着に努める。	労働政策課	95
	②育児休業制度の情報提供	事業主や労働者に育児休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課	96
	③介護休業制度の情報提供	事業主や労働者に介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課	97

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(2)仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①仕事と家庭生活の両立に向けた意識の啓発	仕事と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や、母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取組について紹介する。	男女共同参画推進センター 産業振興課 労働政策課	98
(3)男女がいいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	①労働時間短縮等の普及促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた啓発を行う。	男女共同参画推進センター 労働政策課	99
	②ポジティブ・アクションの普及促進	男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国の取組等についての情報提供を行う。	労働政策課	100
	③労働条件向上の推進	関係機関と連携し、労働相談業務等を充実する。	労働政策課	101
	④働く女性ネットワークの構築の推進	働く女性が共に学び、自由に意見交換できる場を設けることで、ネットワークの構築を推進する。	男女共同参画推進センター	102
	⑤職場における母性保護の啓発	男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置や労働基準法における母性保護措置等を啓発する。	労働政策課	103
	⑥男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等の優遇	市が行う入札において、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等への優遇策を検討する。	契約課	104
	⑦若年期における自立支援の充実	わかものジョブセンター、若者サポートステーション等の若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立を支援・促進する。	労働政策課	105
(4)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	①ワーカーズ・コレクティブの育成と支援	市内の生活研究グループや自主的に農産物の販売を手掛けるグループの活動を支援する。	農政総務課	106
	②パートタイム労働法・労働者派遣法の啓発	パートタイム労働者や派遣労働者の雇用安定と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働法、労働者派遣法を周知する。	労働政策課	107
	③短時間勤務制度、再雇用制度等の普及・啓発	労働者や事業主に対する情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課	108

基本課題3 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

●現状と課題●

農林水産業や商工業等自営業の場では、女性は生産・経営活動において重要な役割を果たしているにもかかわらず、家族経営が多く、労働時間や休日等が不明確になりがちであることなどに加え、固定的な性別役割分担意識が強いことから、その労働が十分に評価されていない場合が少なくありません。

農業就業人口の減少が進む現状において、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化」の推進が求められている中、女性の役割は一層重要なものとなっており、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるような取組を進めることが重要です。

消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農水産物の加工、販売等の起業活動等で活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であることから、農林水産業関係団体における方針決定過程への女性の参画を促進するために、さらなる男女の意識改革や女性の経営能力・技術の向上等を図る取組が必要です。

●施策の方向●

農林水産業を行う家族員間の役割分担や、就業条件を明確にした家族経営協定の締結を促進するとともに、実態調査を踏まえながら、女性の就業条件の整備等についての啓発を行います。

また、女性の経営参画や意思決定の場への女性の参画についても、適宜、状況把握に努め、引き続き環境の整備を推進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着	①農業者年金の普及啓発	農業者年金制度の見直し等の動向を見ながら、女性の加入について啓発を行う。	農業委員会事務局	109
(2)女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	①家族経営協定の推進	家族経営協定の締結促進による女性の地位向上、役割の明確化を図る。	農業委員会事務局	110
	②女性の労働に関する実態調査の実施	農林水産業に従事する女性の現状や問題点、ニーズ等を把握するため、実態調査を実施する。	農政総務課 水産漁港課	111
(3)女性の経営参画の推進	①女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催する等、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	男女共同参画推進センター 農政総務課 産業振興課	112
	②中心市街地商店街の店舗実態調査の実施	中心市街地商店街店舗の実態調査を通じて、女性経営者の現況を把握する。	産業振興課	113
	③農林水産業関係団体の意思決定の場への女性の参画の推進	農林水産業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進のための働きかけを行う。	農政総務課	114
	④「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進	6次産業化を推進する国・兵庫県の各種事業についての情報提供やセミナーの開催により、女性の起業活動等の推進を図る。	農政総務課 産業振興課	115

【基本目標Ⅴ】生涯を通じた心身の健康づくり

達成目標	妊娠・出産や年齢にかかわらず、生涯を通じた健康を実現する。
------	-------------------------------

		現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 34 年度）
指 標	①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	96.8%	100%
	②乳がん・子宮頸がんの検診受診率	乳がん 14.9% 子宮頸がん 14.8% <small>（注）</small>	乳がん 25% 子宮頸がん 25%

注：平成 28 年度から厚生労働省において統計方法が変更されました。指標②の現状値、目標値は新しい統計方法によるものです。

【基本課題】	【基本施策】
--------	--------

1 「性与人権」についての意識啓発	(1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進 (2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立 (3) 様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供
2 女性の健康の保持・増進への支援	(1) 母子保健対策の充実 (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実
3 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 相談機能の充実とネットワークづくり (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

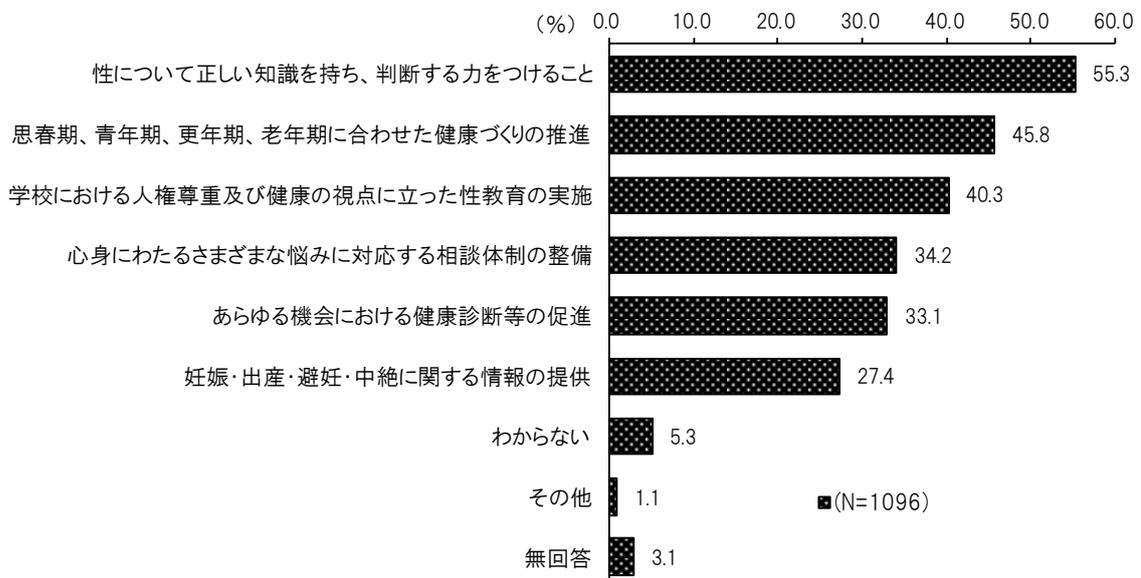
基本課題1 「性与人権」についての意識啓発

●現状と課題●

男女共同参画社会の実現においては、まずは男女がお互いを尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが重要です。

市民意識調査では、男女が生涯にわたり心身共に健康であるために必要だと思うことについて、「性について正しい知識を持ち、判断する力をつけること」が最も多く、発達段階に応じた性に関する正しい知識と男女の対等な関係の中で、妊娠や出産についても決定することができるような判断力を身につけるよう意識啓発と情報提供が必要です。とりわけ「学校における人権尊重及び健康の視点に立った性教育の実施」が必要との回答も多かったように、学校等においては、心のつながりや命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育の実施が求められています。

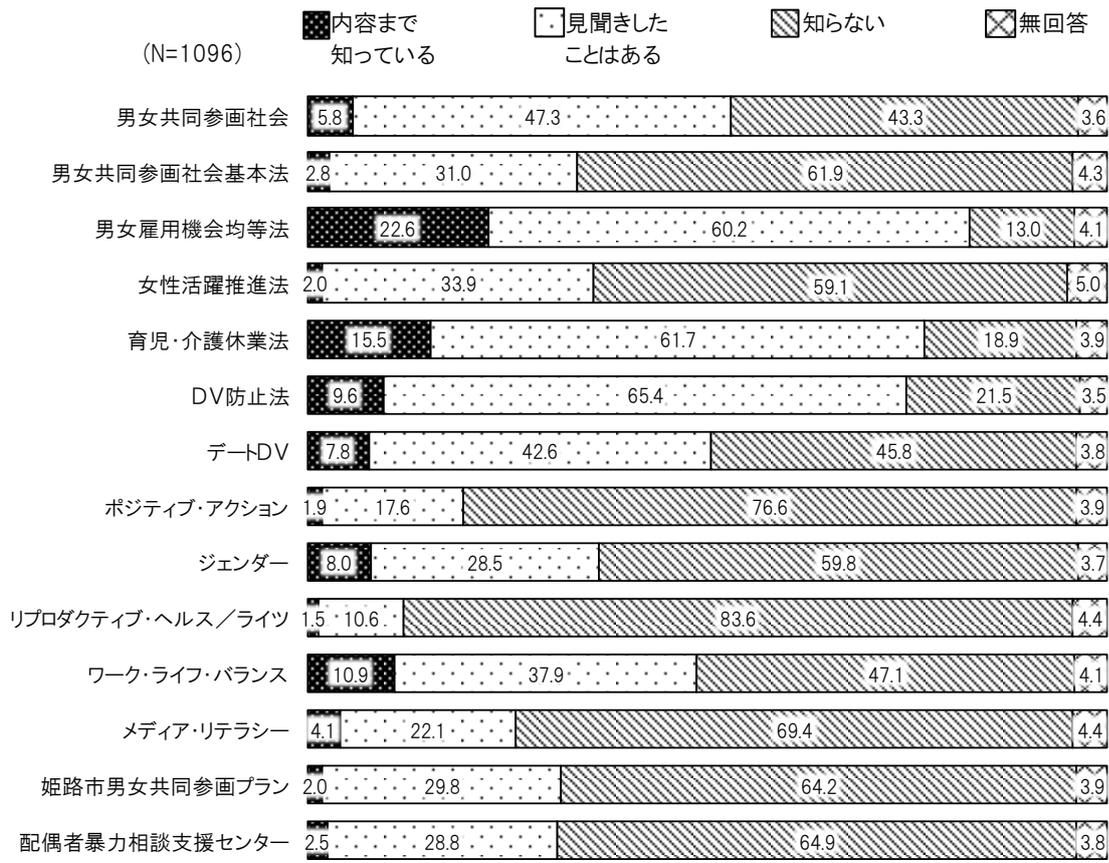
図表 34 男女が心身ともに健康であるために必要なこと



一方で、男女共同参画に関する事項のうち、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」については8割以上が、「メディア・リテラシー（メディアからの情報を読み解く能力）」については約7割が、それぞれ「知らない」と回答しており（63 ページ図表 35 参照）、「性与人権」について、正しい知識・情報を得るようさらに啓発を強化する必要があります。

今後も、教育の場において、発達段階に応じた性与人権について適切な教育を実施するとともに、誰もが正しい知識を持ち判断できるよう、意識啓発と情報提供が必要です。

図表 35 男女共同参画関連事項の認知度



●施策の方向●

発達段階に応じた性教育に取り組むとともに、若年層も視野に入れて、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の考え方の普及を図り、「性と人権」に関する意識を啓発し、デートDV 予防に関する対策も講じていきます。

また、様々なメディアにより性や健康に関する情報や学習機会を提供するとともに、「性の商品化」は、女性への蔑視と差別を助長するものであることを啓発します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	①あらゆる機会を通じた「性与人権」に関する意識啓発	パンフレット等の作成や各種講座・講演会の開催を通して、若年層も視野に入れた性与人権に関する意識啓発を行う。	男女共同参画推進センター	116
	②学齢に応じた性教育授業の実施	小学校入学以前の幼児期を含めて、各年齢層に応じた内容で、性別に違和感を持つ子どもにも配慮しつつ性教育を行う。	健康教育課	117
	③思春期保健活動の推進	相談や出前授業の実施により思春期保健活動の充実を図る。	保健所健康課	118
(2)性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	講座・講演会の開催やパンフレットを作成し、関係機関と連携を図りながら、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発を図る。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	119
	②「性の商品化」の問題性についての啓発	情報誌への掲載等、あらゆる機会を利用して、「性の商品化」の問題性を取り上げ、人権としての性についての啓発を推進する。	男女共同参画推進センター	120
(3)様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	①性や健康に関する情報提供のためのメディアの効果的な活用	広報紙と地域メディアを連動させた啓発を行うとともに、情報誌やホームページ等を活用し、性や健康に関する情報提供を行う。	広報課 男女共同参画推進センター	121
	②地域の施設を拠点とした性・健康に関する学習機会の提供	市内の大学等においてHIV感染症等に関するリーフレットの配布等により啓発を行う。	保健所予防課	122

基本課題2 女性の健康の保持・増進への支援

●現状と課題●

女性はそれぞれのライフステージにおいて、男性とは異なる身体上の変化に直面するため、男女差に配慮した健康の保持・増進のための取組を推進する必要があります。

特に、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目ですが、婚姻・出産年齢が上昇するなど、女性のライフスタイルが多様化しており、安心して子どもを産むことができるよう環境を整備することが大切です。母性機能を保護するため、その重要性についてさらに意識啓発を進めるとともに、妊婦から乳幼児まで一貫した母子保健サービスの提供や小児救急医療体制の充実を図る必要があります。

また、身体的な変化だけでなく、精神的にも大きな変化を遂げる思春期、さらに、身体的変化に伴い精神的に不安になるなど、心身のバランスを崩しやすくなる更年期等、ライフステージに応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められています。

●施策の方向●

母性機能の重要性を啓発しながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。また、ライフステージにより異なる女性特有の健康についての理解を深めるとともに、特に支援が必要な思春期保健の充実を図ります。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)母子保健対策の充実	①母性機能の重要性についての意識啓発	次世代へ生命を引き継ぐ重要な役割を担う母性機能が尊重・保護されるよう意識啓発を行う。	保健所健康課	123
	②女性の健康問題についての相談の実施	生涯を通じた女性の健康を支援するため、女性を対象とする健康相談を実施する。	男女共同参画推進センター	124
	③特定不妊治療・不育症治療への支援	特定不妊治療の助成を行うとともに、不育症治療に対する支援を行う。	保健所健康課	125
	④母子保健情報の提供	母と子の健康管理に役立てるための記録や、妊娠期から子育て期に関する情報提供を行うために、母子健康手帳や子育て手帳を交付する。また、在住外国人については、「外国人のための生活ガイド」（国際交流センター発行）に記載し、情報提供する。	保健所健康課	126
	⑤乳幼児健康診査の充実	健康診査時に全員と面接相談を行い、保護者へ育児支援を行うなど、保護者サポートの充実を図る。	保健所健康課	127
	⑥妊娠・出産・子育てに関する支援の充実	母子健康手帳交付時の早期面接や親子歯科保健事業、出産後4か月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行う。	保健所健康課	128
	⑦小児救急医療体制の確保	休日や夜間の初期救急診療を担う、休日・夜間急病センターの診察体制の確保に努める。	保健福祉政策課	129

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	① 女性の心とからだについての理解の促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化についての理解の促進を図るとともに、相談に対応する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課	130
	② 思春期保健活動の推進（再掲）	相談や出前授業の実施により、思春期保健活動の充実を図る。	保健所健康課	118

基本課題3 生涯を通じた男女の健康支援

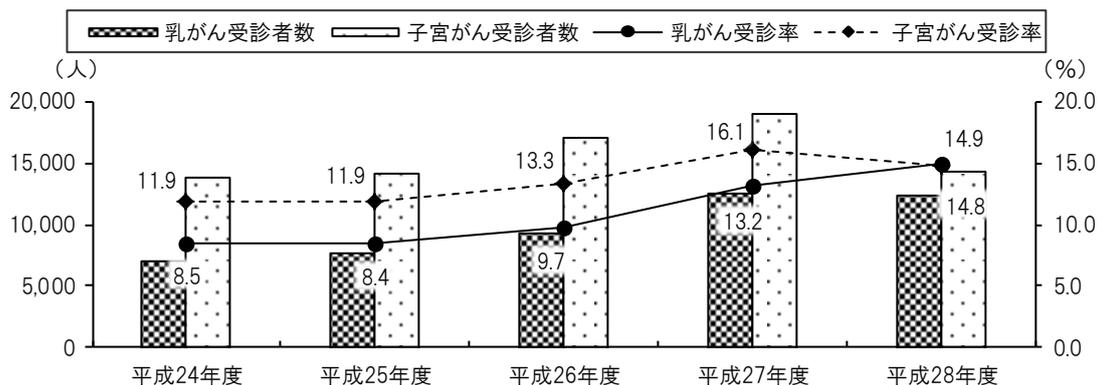
●現状と課題●

本市では、平成25年3月に策定した「ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）」において、市民の心身の健康づくりと、様々な疾病予防対策及び母子保健事業等を推進しているところですが、市民意識調査によると、男女が生涯にわたり心身共に健康であるためには、「思春期、青年期、更年期、老年期に合わせた健康づくりの推進」や「心身にわたる様々な悩みに対応する相談体制の整備」等が求められています（62ページ図表34参照）。

男女が共に、生涯にわたる心身の健康を保持するために、各種検診や予防対策を充実させるとともに、相談体制の強化に取り組むことが重要です。また、スポーツ活動への参加を奨励するなど健康づくりへの支援も必要です。

乳がんに罹る女性は年々増加しており、死亡数も増加の一途で、平成28年には全国で14,015人にのぼります（人口動態統計）。その一方で、子宮がんや乳がんの検診受診率は低く、子宮がんは低年齢化が問題となっています。また、若年層の人工妊娠中絶や性感染症等も、女性の健康と権利を脅かす大きな問題です。女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められ、健康に関する理解と受診に向けた一層の取組が必要です。

図表36 姫路市 乳がん・子宮がん検診受診率の推移



資料：姫路市保健所（保健衛生年報）

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、生活の場（家庭、地域、職域、学校）を通じて、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援することが重要です。

●施策の方向●

女性の心身の健康に対応した多様な相談体制を築いていくとともに、男性の相談にも応じられる体制づくりに取り組んでいきます。また、女性特有の疾病予防に力を注ぎながら、誰もが身近な地域でスポーツや健康増進活動に取り組める機会を提供します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)相談機能の充実とネットワークづくり	①男女共同参画推進センターの相談機能の充実	女性に関する様々な問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向けて市内外の関係諸機関との連携強化を図る。	男女共同参画推進センター	131
	②男性相談体制の確立に向けた検討(再掲)	男性に関する様々な問題の相談体制の確立に向け、実施方法等を検討する。	男女共同参画推進センター	5
	③男女の心身の健康相談の充実	男女が心身のバランスのとれた健康づくりを行えるよう健康相談の充実を図る。	保健所健康課	132
(2)健康づくり体制の推進と予防対策の充実	①女性特有の疾病に関する検診についての啓発活動の推進	子宮がん、乳がん等の女性特有の疾病に関する啓発を行い、検診受診率の向上を図る。	保健所予防課	133
	②生涯を通じた男女の健康づくりの機会提供	性別や年齢、また、就業や子育ての状況にかかわらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供する。	スポーツ推進室	134
	③骨粗しょう症の予防対策の充実	骨量測定の検診等、骨粗しょう症に対する啓発を行い、予防対策により健康の保持増進を図る。	保健所予防課	135
	④医療体制の充実と女性の参画拡大	臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、市内医療機関における医師を確保するとともに、女性医師の定着化を促進する。	保健福祉政策課	136

【基本目標Ⅵ】 少子・高齢社会における福祉の充実

達成目標	少子・高齢社会においてどのような状況にある人も安心して暮らしができる社会を実現する。
------	--

		現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 34 年度）
指 標	①認知症サポーターの養成者数	28,389 人	⇒ 49,000 人
	②保育所等利用待機児童数	126 人 <small>（平成 29 年 4 月 1 日）</small>	⇒ 0 人
	③ファミリーサポートセンターの会員数	2,080 人	⇒ 2,680 人

【基本課題】	【基本施策】
--------	--------

1 人にやさしいまちづくりの推進	(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
2 介護の社会化のための環境整備	(1) 地域ぐるみの介護支援 (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備 (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上
3 総合的な子育て環境づくり	(1) 地域ぐるみの子育て支援 (2) 多様な保育サービスの提供 (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進
4 社会的に困難な状況にある男女の生活安定	(1) ひとり親家庭への支援 (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

基本課題1 人にやさしいまちづくりの推進

●現状と課題●

本市では、平成23年3月に策定した姫路市バリアフリー基本構想により、旅客施設や道路等のバリアフリー化のための具体的な施策を明らかにし、高齢者、障害者、妊娠中の女性、子ども、外国人等、全ての人にやさしい「だれもが安全で安心して快適に移動できる共生のまちづくり」の実現を目指しているところです。

誰にとっても住みやすいまちづくりのため、ユニバーサルデザインの視点に立った歩道の整備・改修や、公共交通機関のバリアフリー化を進めていくことが必要です。

●施策の方向●

妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人が安心かつ快適に暮らせるようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	①歩道の整備・改修	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人がまちに出て暮らしを広げていけるよう、歩道の整備を行う。	長寿命化推進課 道路建設課	137
	②公共交通機関のバリアフリー化	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人が公共交通機関を容易に利用できるよう、ノンステップバス等の導入や鉄道駅舎のバリアフリー化を促進する。	保健福祉政策課 交通計画室 鉄道駅周辺整備室	138

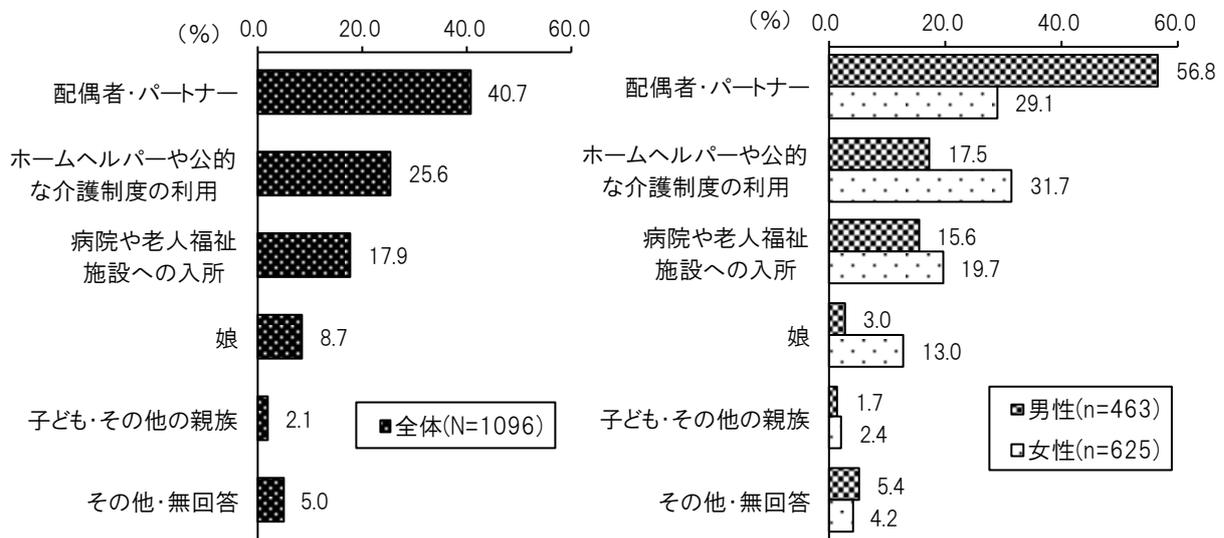
基本課題2 介護の社会化のための環境整備

●現状と課題●

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れるべき施策について、「高齢者や障害者に対する介護サービスを充実させ介護の社会化をはかるとともに、男女がともに介護にかかわるための基盤づくりをすすめる」こととする回答が最も多くなっています（15 ページ図表 16 参照）。

また、介護が必要になった場合、主に世話をしてもらいたい人は「配偶者・パートナー」の回答が最も多く、「ホームヘルパーや公的な介護制度の利用」が続きますが、「配偶者・パートナー」とする回答の割合は、男性が女性を大きく上回っています。

図表 37 介護が必要になった場合、主に世話をしてもらいたい人

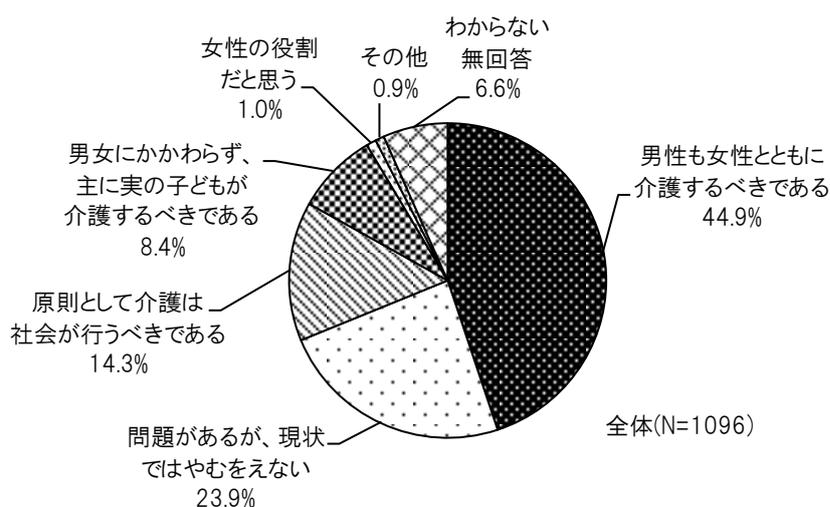


高齢者の介護が女性の役割となりがちである現状については、「男性も女性とともに介護すべきである」とする回答が最も多いものの、男性の40～50歳代を中心に「問題があるが、現状ではやむをえない」といった回答も多くみられます（72 ページ図表 38 参照）。

本市では、平成27年3月に策定した姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第6期）に基づき、高齢者を社会全体で支えるための基盤となる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、様々な施策に取り組んでいます。地域ぐるみの介護支援をはじめ、できるだけ住み慣れた地域で生活することができるよう、在宅福祉サービスを推進するとともに、特に男性の介護への参加促進と介護能力の向上にも力を入れています。

平成37年（2025年）以降、「団塊の世代」が75歳に到達し、医療・介護サービスの需要増加が見込まれることや、近年、介護人材の不足が社会問題化している中、男女が共に介護を担い、社会全体で支えていくための環境整備が求められています。

図表 38 高齢者介護が女性の役割となりがちである現状について



●施策の方向●

介護予防や包括的支援事業を推進するとともに、介護が必要となった場合でも、住み慣れたところで自立した生活を営むことができるよう、質の高い多様な介護サービスと合わせ、住民相互の支え合いによる地域ぐるみの介護支援に取り組んでいきます。

また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性が介護に参画するよう、意識の啓発や介護能力の開発・向上を支援します。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)地域ぐるみの介護支援	①ホームページへの介護情報掲載	ホームページに地域の介護情報等を掲載し、介護に対する理解を深めるとともに、地域介護を支援する。	介護保険課	139
	②男女で支え合う育児・介護情報の提供	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取組となるような情報を発信していく。	男女共同参画推進センター	140
	③障害者在宅福祉サービスの推進	ホームヘルパーの派遣や短期入所等の活用により、在宅生活を支援するとともに、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。	障害福祉課	141
	④福祉ボランティアの育成	社会福祉協議会の活動支援を通じて、高齢者支援を担うボランティアの育成を推進する。	地域福祉課	142
	⑤高齢者を地域で支えるサポーターの育成	認知症への普及啓発の促進のため、認知症サポーターと地域で高齢者支援を担うあんしんサポーターを育成し、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。	地域包括支援課	143
	⑥包括的支援事業の実施	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各事業を行う。また、地域包括支援センターにおける事業の啓発を行う。	地域包括支援課	144
	⑦介護予防事業の実施	介護予防普及啓発事業や自主グループの活動支援に取り組み、高齢者が地域で支え合いながら暮らし続けることのできる地域づくりを目指すとともに、男性の参加者増加に向け啓発を行う。	地域包括支援課	145

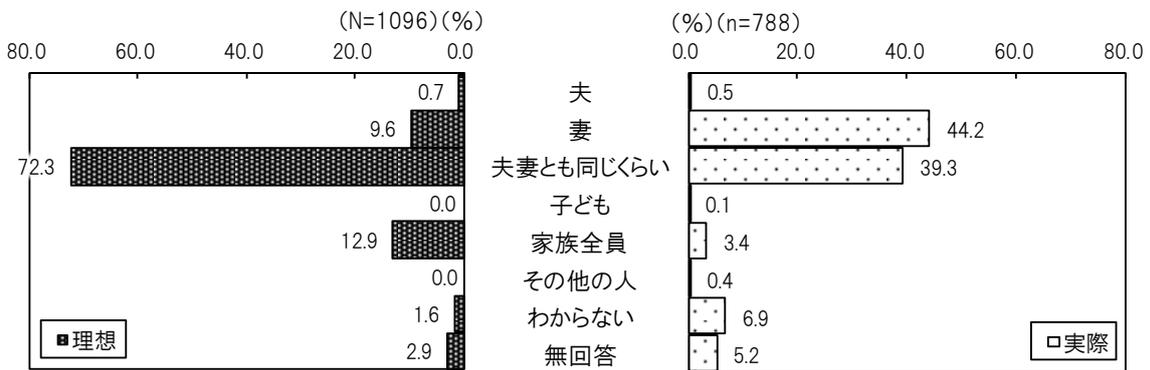
基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(2)介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	①自立支援ホームヘルプサービスの推進	在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。	高齢者支援課	146
	②生きがい対応型デイサービス事業の推進	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービスを行うことにより、自立生活の助長を図るとともに、生きがいを促進する。	高齢者支援課	147
	③老人福祉施設の整備推進	増加する介護保険施設サービスのニーズに対応するとともに、在宅福祉サービス提供の拠点として老人福祉施設の整備を推進する。	高齢者支援課	148
	④地域密着型サービスの基盤の計画的な整備	認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所を計画的に整備し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように支援する。	高齢者支援課	149
(3)男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	①男性対象の啓発講座の開催（再掲）	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	男女共同参画推進センター	6
	②男性対象の実践的講座の開催（再掲）	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課	7
	③男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成（再掲）	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	8

基本課題3 総合的な子育て環境づくり

●現状と課題●

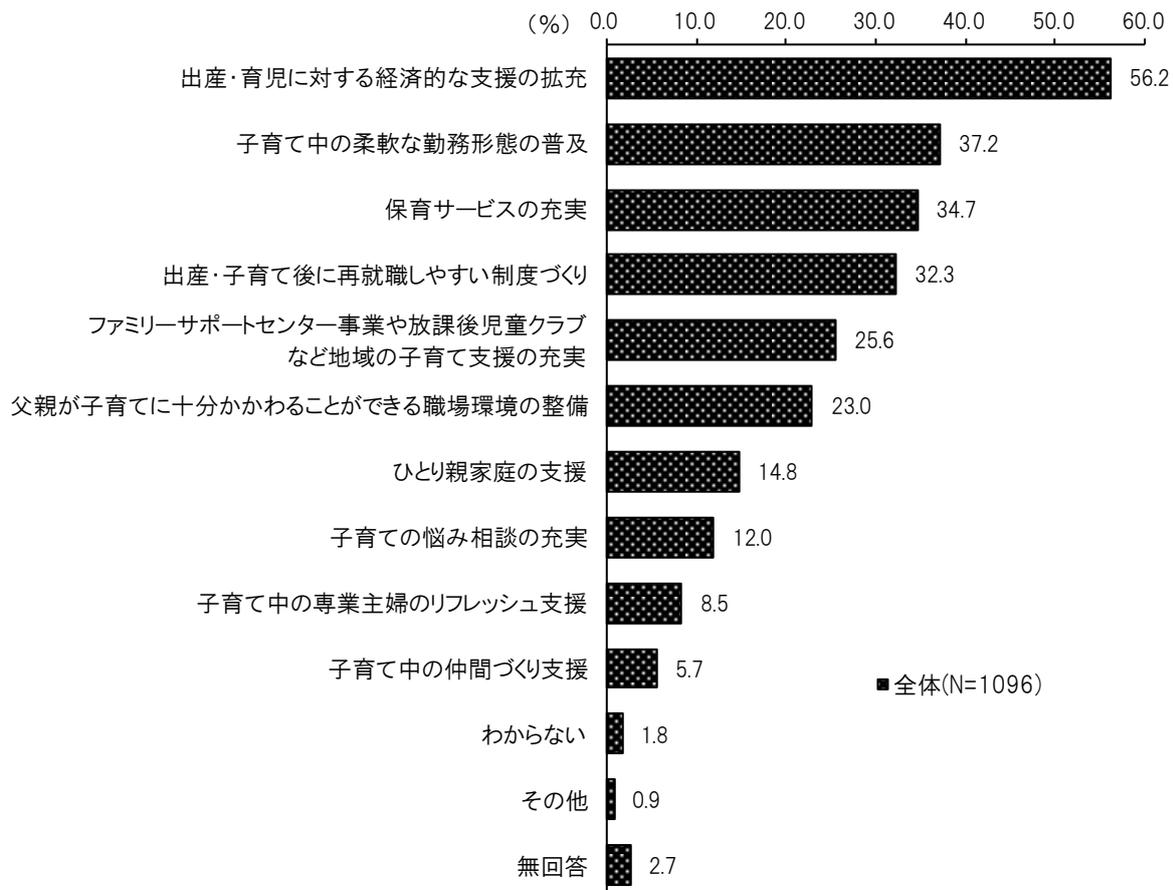
市民意識調査によると、「男女共同参画社会形成のために市が力を入れるべきこと」で3番目に多い回答が「男女がともに子育てにかかわるための取組や、地域ぐるみで子育てを支援する施策を充実させる」です（15 ページ図表 16 参照）。しかし、育児・しつけの現状としては、「夫婦とも同じくらい」が39.3%と、「妻」の44.2%を下回っており、男女で育児を共有する環境づくりをより一層進める必要があります。

図表 39 家庭内の育児・しつけの分担(理想と実際)



また、安心して子どもを産み育てるために必要なこととして、「出産・育児に対する経済的な支援の拡充」が最も多く、「子育て中の柔軟な勤務形態の普及」「保育サービスの充実」が続いています（75 ページ図表 40 参照）。

図表 40 安心して子どもを産み育てるために必要なこと



本市では、平成27年3月に策定した姫路市子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の創意工夫を生かしつつ、子どもに対する教育・保育及び地域の子どもの育ちや子育て支援の充実を目指しているところです。

多様なライフスタイルに対応した保育サービスの提供、子育ての孤立化や不安の解消を図るための支援体制の充実、さらには、男女が共に子育てを担い、安心して子どもを産み育てられるよう、男性への意識啓発や環境の整備が必要です。

●施策の方向●

地域ぐるみで、様々な状況にある家庭の子育てを支援します。また、子育ての交流の場を設け、互いの知識・経験や悩みを共有し、子育ての孤立化を防ぐとともに、親と子の多様なニーズに応えられる保育サービスの提供を行い、子育てを社会的に支援する施策の充実を図ります。

また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男性の子育てへの参画促進に向けた啓発を進めます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)地域ぐるみの子育て支援	①ホームページへの子育て情報の掲載	子育てをする人が望む情報を一括して提供できるホームページ等により、常に広く新しい子育て情報を提供する。	こども支援課 保健所健康課	150
	②男女で支え合う育児・介護情報の提供（再掲）	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取組となるような情報を発信していく。	男女共同参画 推進センター	140
	③地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点事業を実施する児童館・児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、講習、情報提供、助言等を行うほか、子育て中の親子の相互交流の促進を図る。	総合福祉通園 センター こども政策課 こども支援課 こども保育課	151
	④地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、様々な悩みを解消し、地域において男女共同参画の視点に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	こども支援課 こども保育課 保健所健康課 育成支援課	152
	⑤地域組織活動クラブの支援	子どもたちの健全育成のため、福祉施設を拠点として地域ぐるみでボランティア活動を行う、地域組織活動クラブの活動を支援する。	こども政策課	153
	⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	待機児童の解消に向け、計画的に施設整備を進めるとともに、民間事業者を活用する。また、開所時刻の変更について検討する。	こども政策課	154
	⑦すこやかセンター（子育て支援施設）の事業の推進	子育て情報相談センター、ファミリーサポートセンター等の事業を推進し、地域での子育て支援の充実を図る。	こども支援課	155
	⑧児童センターを活用した子育て支援事業の充実	子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、講師派遣を通じた地域の子育て支援団体の育成を行う。	こども政策課	156
(2)多様な保育サービスの提供	①待機児童の解消と多様な保育サービスの充実	待機児童の解消に向けた提供体制の確保を進めるとともに、多様な保育サービス（延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育）をさらに充実させる。	こども政策課 こども保育課	157
	②病児・病後児保育事業の推進	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な期間、一時的にその児童の保育を行うことにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備し、児童の健全な育成と福祉の向上を図る。	こども支援課	158

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(2)多様な保育サービスの提供	③障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の推進	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等のサービスを提供する。	障害福祉課	159
	④保育士の確保と研修の実施	安心して子どもを預けることができるように、保育士の確保を進めるとともに、保育士に対する研修を実施する。	監査指導課 こども政策課 こども保育課	160
	⑤産前・産後サポート事業の実施	家事や育児が困難な妊産婦の負担を軽減するため、ファミリーサポート会員の派遣事業を推進する。	こども支援課	161
(3)男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	①男性対象の啓発講座の開催（再掲）	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進し、意識改革を図るための講座を開催する。	男女共同参画推進センター	6
	②男性対象の実践的講座の開催（再掲）	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男女共同参画推進センター 保健所健康課	7
	③男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成（再掲）	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	8
	④児童センター事業の充実	児童館・児童センターにおいて、乳幼児と男性（父や祖父）を対象とした子育て支援や情報交換の場を提供する。	こども政策課	162

基本課題4 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

●現状と課題●

雇用・就業構造の変化等により、貧困等生活上の困難が幅広い層に広がっており、加えて、障害があること、ひとり親であることなどにより社会的に困難な状況に置かれている人も少なくないと言われています。また、ほとんどの年齢層で、男性に比べて女性の方が経済的に厳しい人が多く、特に母子世帯では経済的に困難な家庭が多い状況にあります。

さらに、高齢者人口の増加を背景に、介護等が必要な人も増加傾向にありますが、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、生活や介護等、高齢期の問題は女性の方が影響を受けやすい状況にあります。高齢期の経済状況は、高齢期に達するまでの働き方や家族の持ち方等、ライフスタイルの影響が大きく、未婚者や離別女性は経済状況が厳しいと考えられます。ひとり親家庭、一人暮らし高齢者や障害のある人等の生活が安定するよう支援が必要です。

要介護者や障害のある人等は、災害時の避難等に支援が必要であることから、地域の防災体制の整備の中で日頃から災害に備えておくことが重要であり、平常時からの要援護者の把握とともに、見守りの体制づくりが求められています。

●施策の方向●

ひとり親家庭、高齢者や障害者等で支援が必要な人が、安心して市民生活が営めるよう支援します。また、様々な家庭の形があることへの理解が進むよう啓発を行います。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭等への経済的支援の推進	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等でその児童を養育する人に経済的支援を行う。	こども支援課	163
	②母子生活支援施設への入所支援	母子生活支援施設における保護や、入所者の自立に向けた支援を行う。	こども支援課	164
	③ひとり親家庭等相談支援体制の充実	母子家庭、父子家庭や寡婦に対し、身上相談に依じて、その自立に必要な指導を行うとともに、養育費や面会交流等についての相談支援体制の充実を図る。	こども支援課	165
	④日常生活支援事業の充実	日常生活を営むのに支障がある母子家庭、父子家庭や寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や子育て支援を行う。	こども支援課	166
	⑤母子・父子福祉団体の育成・指導	母子・父子福祉団体を育成するための指導・助成を行う。	こども支援課	167
	⑥ひとり親家庭に対する就業の援助	児童扶養手当の受給者のうち、就労していない母親や父親に、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。	こども支援課	168

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(2)高齢者、障害者等 が安心して暮らせる 環境の整備	①どのような状況の中 でも自分らしく暮ら せるための講座等の 開催	どのような状況であっても、自分らしく安心した生活が送れるよう、知識・意識の普及啓発を図る講座等を開催する。	男女共同参画 推進センター 生涯現役推進 室	169
	②一人暮らし高齢者等 の福祉の充実	支援が必要な一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯に対し、在宅生活を支援する各種サービスや生活支援ハウス等、高齢者向け施設・住宅サービスを提供する。	高齢者支援課	170
	③相談支援窓口（福祉相 談コーナー）の充実	福祉や保健についての相談内容が複雑な場合や相談先が分からない場合等に、その内容を整理し、必要な制度の紹介や情報提供、各種福祉サービスの調整を行う。	生活援護室	171
	④障害者相談支援体制 の充実	障害者が抱える問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うため、ケアマネジメント体制の確立や関係機関との連携強化等を行うことで障害者の相談支援体制を充実させる。	障害福祉課	172
	⑤障害者への就労支援	職業自立センターひめじを中心とした関係機関による就労支援ネットワークを活用し、職業相談、就労の場の確保と安定した職業生活に向けての支援を、日常生活を含めて積極的に推進する。	障害福祉課	173
	⑥様々な家庭のあり方 についての啓発	様々な家庭のあり方についての理解を深めるため、講座等を通して啓発を行う。	男女共同参画 推進センター 人権啓発課	174
	⑦災害時要援護者の支 援	災害時要援護者を把握し、日頃からの見守りと災害時の支援を行う。	保健福祉政策 課	175

5 推進体制

【推進体制の整備】

達成目標	男女共同参画の施策を総合的、計画的に推進する。
------	-------------------------

		現状値（平成 28 年度）	目標値（平成 34 年度）
指 標	①男性職員の育児休業取得率	3.7%	5%
	②子どもの出生時等における男性職員の 5 日以上の休暇の取得率	23.2%	35%
	③男女共同参画推進センターの認知度	18.8% 市民意識調査 (平成 28 年)	60%

【基本課題】

【基本施策】

1 庁内推進体制の強化

- (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
- (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの運用
- (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり

2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化

- (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化
- (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営
- (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化

3 市民・企業・団体等との連携

- (1) 市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援と連携の強化
- (2) 男女共同参画審議会の運営
- (3) 国・兵庫県等との連携
- (4) 近隣市町等とのネットワークづくり
- (5) 市民の申出への対応

基本課題1 庁内推進体制の強化

●現状と課題●

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲に及び、全庁的な取組として施策を推進するためには、庁内体制の強化が必要です。

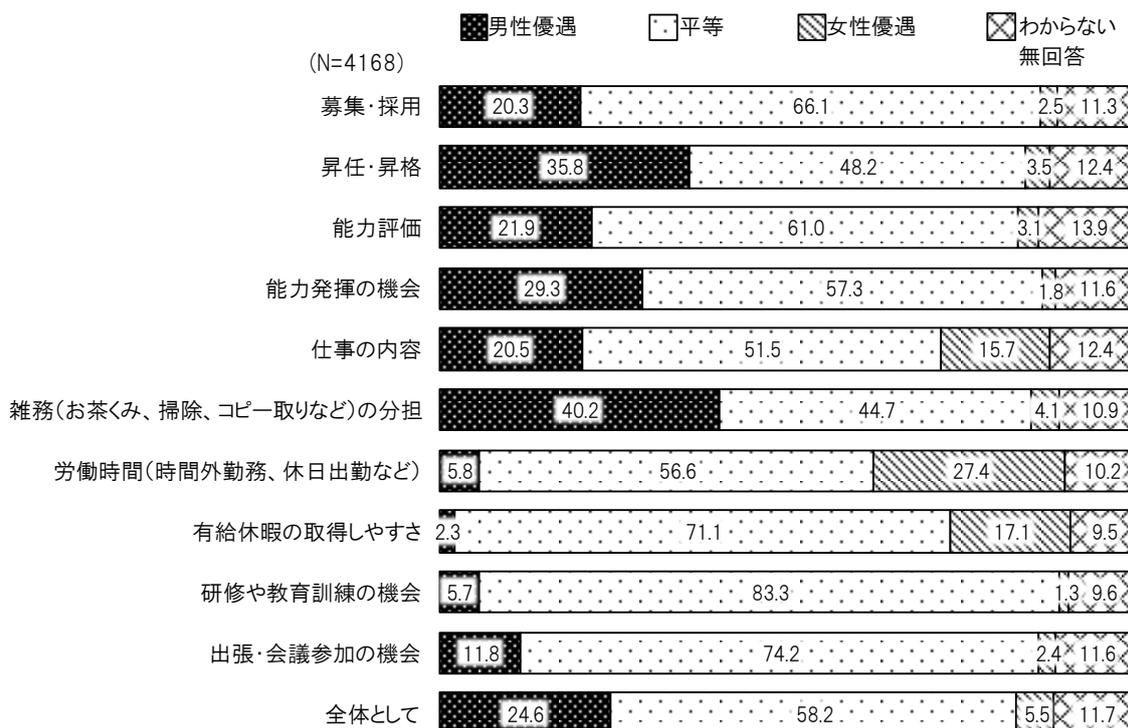
また、市民が男女共同参画について認識を深めるためには、職員がまず率先して男女共同参画の視点を持ち、市の施策はもちろん、家庭や地域等、仕事以外のあらゆる場面で考え、行動することが重要です。

平成28年2月に実施した男女共同参画に関する職員意識調査では、庁内における男女の地位について、全ての項目で「平等」の割合が最も高くなっています。一方、「男性優遇」の割合が最も高かったのは「雑務（お茶くみ、掃除、コピー取りなど）の分担」で、次いで「昇任・昇格」「能力発揮の機会」となっています。

このため、男女共同参画の視点に立った職場づくりを進めるとともに、庁内の連携や調整を十分に図りつつ、プランの着実な推進に取り組みます。

職員一人ひとりについても、率先して男女共同参画を推進させ、男女共に働きやすい職場づくりに取り組むことが必要です。

図表 41 姫路市 庁内における男女の地位



資料：男女共同参画に関する職員意識調査（平成28年2月実施）

●施策の方向●

全ての職員が男女共同参画の意義を理解し、それが業務の遂行に生かされるよう職員の意識づくりを強化していくとともに、男女が働きやすい職場づくりにも計画的に取り組みます。また、庁内組織の充実・強化を図りながら、プランの着実な推進を促します。

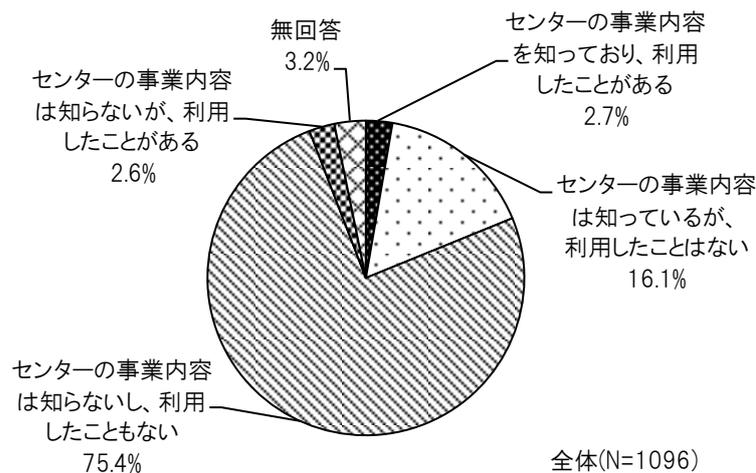
基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実	①男女共同参画プラン推進本部の充実	副市長を本部長とし、全局長等で構成する男女共同参画プラン推進本部を運営し、庁内における横断的な調整を行う。また、職場における男女共同参画を推進するために設置している男女共同参画プラン推進員の活動を充実させるとともに、全職員へのプラン周知と意識の高揚を図る。	男女共同参画推進課	176
	②職員男女共同参画率先行動計画による取組の推進	職員男女共同参画率先行動計画〔第3次〕を策定し、男女が共に活躍でき、働きやすい職場環境づくりに取り組む。また、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画と一体となった取組を推進する。	男女共同参画推進課 人事課	177
(2)男女共同参画の視点からの評価システムの運用	①男女共同参画施策に関する評価システムの運用	プランの推進状況を客観的に把握、評価し、その結果を公表する。	男女共同参画推進課	178
(3)プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	①職員研修による啓発の推進	職員に対するプランの周知と意識啓発を目的とした研修を行い、庁内における問題意識を共有する機会をつくる。	研修厚生センター 男女共同参画推進課	179
	②職員の意識づくりの推進	職員の学習プログラムを開発するなど、業務推進時に男女共同参画の視点の導入促進に努めるとともに、庁内ネットワークで職員が学習できるように、より分かりやすく充実した情報発信を行う。	男女共同参画推進課	180
	③男女共同参画に関する職員意識調査の実施	新たなプランの策定に向け、男女共同参画に関する職員の意識や実態を把握するための調査を実施する。	男女共同参画推進課	181
	④男女が働きやすい職場づくりの推進	男女が働きやすい職場づくりに向け、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保に努める。また、男女雇用機会均等法に基づき、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組を推進する。	人事課	182

基本課題2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化

●現状と課題●

市民意識調査では、姫路市男女共同参画推進センター（愛称“あいめっせ”）について、「センターの事業内容は知らないし、利用したこともない」の割合が75.4%と最も高く、過去の調査と比較しても大きな変化はみられません。男女共同参画を推進する拠点施設として、より多くの市民が利用できるよう、機能の充実はもとより、認知度のさらなる向上が必要です。

図表 42 男女共同参画推進センターの認知度



特に、男女共同参画推進センターは、プランを推進していく上で大きな役割を担っており、単に事業を実施するだけでなく、事業を実施する中で把握された問題点や課題を施策に反映させることや、庁内から率先して男女共同参画を推進するための職員の意識改革、職場環境の整備等の推進拠点として機能させる必要があります。そのため、男女共同参画推進センターの役割強化や関係機関等との連携などの工夫が必要です。

●施策の方向●

男女共同参画推進センターの情報を積極的に発信するとともに、機能の充実を図ります。また、運営については、市民参画の体制を維持し、若い世代の意見を取り入れるなど幅広い年齢層のニーズを反映するように努めます。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)男女共同参画推進センター機能の充実・強化	①男女共同参画推進センターのハード・ソフト両面での機能の充実	男女共同参画推進センターの理念と役割に基づき、ソフト面、ハード面共機能の充実を図る。また、多様なメディアやホームページ等を活用し、センターの認知度の向上に向け、積極的な情報発信を行う。	男女共同参画推進センター	183
(2)市民参画による男女共同参画推進センターの運営	①男女共同参画推進センター運営会議の運営	専門家や関係団体代表、公募市民等により男女共同参画推進センターの運営を検討するとともに、学生等若い世代の意見を積極的に取り入れる。	男女共同参画推進センター	184
	②男女共同参画推進センター利用者との意見交換会の開催及び事業の共同主催	男女共同参画推進センターの登録団体等利用者との意見交換会(登録団体連絡会)を開催し、市民ニーズを事業や運営に反映させる。また、登録団体と事業を共同主催する。	男女共同参画推進センター	185
(3)男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化	①男女共同参画推進センター登録団体の交流及び連携強化	男女共同参画推進センター登録団体が主体となって事業等の企画・運営を行い、登録団体としての意識づくりや他団体との交流、連携により、ステップアップを図る。また、他分野で活動している人物や団体に、登録団体について周知し、センターを拠点とした活動の拡充を推進する。	男女共同参画推進センター	186

基本課題3 市民・企業・団体等との連携

●現状と課題●

社会全体で男女共同参画を推進していくには、行政、市民、企業等がこれまで以上に連携を深めていくことが大切で、相互に幅広い理解と共通認識を持ちながら協働・連携して、それぞれの役割を果たしていくことが求められます。

また、プランの推進について、広く意見を求めるため、平成26年4月から男女共同参画審議会を設置しています。男女共同参画審議会の運営により専門家や市民の意見を踏まえた施策の評価・点検を行っていますが、プランのフォローアップ機能を高めていくことが求められます。

●施策の方向●

市民活動団体への支援と団体間の連携の促進を目指していくとともに、男女共同参画審議会にて、プランの推進状況について意見を聴取し、推進に反映します。

また、国・兵庫県、近隣市町等との一層の連携と協力関係を構築し、プラン推進の充実を図ります。

基本施策	具体的施策	具体的施策の概要	担当課	No.
(1)市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援と連携の強化	①男女共同参画社会を担う市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への活動支援	男女共同参画社会を担う市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)に対し、様々な形態による活動支援を行うとともに、活動支援の方法について検討する。	男女共同参画推進センター	187
	②市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)との情報交換と連携促進	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)との情報交換・共有により、連携の促進を図る。	男女共同参画推進センター	188
(2)男女共同参画審議会の運営	①男女共同参画審議会の運営	男女共同参画審議会において、プランに掲げる各施策の進捗等について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。	男女共同参画推進課	189
(3)国・兵庫県等との連携	①兵庫県等との連携	兵庫県等と連携・協力し、情報を収集・交換する等プランの推進について一層の充実を図る。	男女共同参画推進課	190
	②国・兵庫県等への男女共同参画に向けた働きかけ	国・兵庫県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。	男女共同参画推進課	191
(4)近隣市町等とのネットワークづくり	①近隣市町等とのネットワークづくり	播磨圏域連携中枢都市圏を含め近隣市町や関係機関等と相互に連絡調整及び情報交換等を行うなど、ネットワークの構築を推進する。	男女共同参画推進センター	192
(5)市民の申出への対応	①苦情や意見への対応	市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する市民からの苦情等の申出があった場合、迅速かつ適切に対応し、その対応状況等を公表する。	男女共同参画推進課	193

資料編

姫路市男女共同参画プラン2022改訂経過

年 月 日	男女共同参画 審議会	男女共同参画プラン 推進本部・その他	概 要
平成 27 年 7 月 14 日 ～平成 28 年 2 月 1 日		姫路市男女共同参画プラン市民会議（7 回開催）	・プラン 2022 改訂に向けて広く市民から意見を求めるために開催（17 人参加） ※男女共同参画プラン市民会議意見集（平成 28 年 3 月）
平成 28 年 2 月		男女共同参画に関する市民・職員意識調査	・プラン 2022 改訂に当たり、市民・職員の意識や実態を調査 ※市民・職員意識調査結果報告書（平成 28 年 11 月）
平成 28 年 3 月 28 日	審議会へ諮問		・審議会へプラン 2022 の改訂に向けて諮問
平成 28 年 3 月 28 日	平成 27 年度審議会（第 3 回）		・プラン 2022 改訂に向けての検討を行うプラン改訂部会の設置・委員の選出
平成 28 年 5 月 23 日	プラン改訂部会（第 1 回）		・プラン 2022 の課題を抽出・検討
平成 28 年 10 月 4 日	プラン改訂部会（第 2 回）		・プラン 2022 の課題を抽出・検討 ・答申案の検討
平成 29 年 5 月 18 日	プラン改訂部会（第 3 回）		・答申案の検討
平成 29 年 6 月 21 日		幹事会（第 1 回）	・プラン 2022 改訂について説明
平成 29 年 7 月 3 日		本部会議（第 1 回）	・プラン 2022 改訂について説明
平成 29 年 7 月 13 日	平成 29 年度審議会（第 1 回）		・答申案の検討
平成 29 年 7 月 21 日	審議会から答申		・審議会会長から答申書「姫路市男女共同参画プランの改訂に当たっての基本的事項について」が推進本部長（副市長）に提出
平成 29 年 11 月 9 日	プラン改訂部会（第 4 回）		・プラン 2022 改訂案・後期実施計画案の検討
平成 29 年 11 月 21 日	平成 29 年度審議会（第 2 回）		・プラン 2022 改訂案・後期実施計画案の検討
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 16 日		市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施	・「姫路市男女共同参画プラン2022改訂版（案）」を公表し、市民意見を募集
平成 29 年 12 月 18 日		幹事会（第 2 回）	・プラン 2022 改訂案・後期実施計画案の検討
平成 30 年 1 月 24 日	プラン改訂部会（第 5 回）		・市民意見提出手続（パブリック・コメント）における意見に対する検討 ・プラン 2022 改訂案・後期実施計画案の検討
平成 30 年 2 月 5 日		本部会議（第 2 回）	・市民意見提出手続（パブリック・コメント）における意見に対する検討 ・プラン 2022 改訂案・後期実施計画案の検討
平成 30 年 2 月 23 日	平成 29 年度審議会（第 3 回）		・市民意見提出手続（パブリック・コメント）における意見に対する検討 ・プラン 2022 改訂案・後期実施計画案の検討

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条・第3条 (略)

第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日）概要

第1部 基本的な方針

- 1 経緯
- 2 4次計画において改めて強調している視点
- 3 構成

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

I あらゆる分野における女性の活躍

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

- 1 長時間労働の削減等の働き方改革
- 2 家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備
- 3 男女共同参画に関する男性の理解の促進
- 4 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
- 5 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 1 政治分野
- 2 司法分野
- 3 行政分野
- 4 経済分野
- 5 その他の分野における女性の参画拡大

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
- 2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- 3 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
- 4 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援
- 5 再就職、起業、自営業等における支援

第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進
- 2 地方創生における女性の活躍推進
- 3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革
- 5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 1 科学技術・学術分野における女性の参画拡大
- 2 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備
- 3 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

II 安全・安心な暮らしの実現

第6分野 生涯を通じた女性の健康支援

- 1 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援

- 3 医療分野における女性の参画拡大
- 4 スポーツ分野における男女共同参画の推進

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 ストーカー事案への対策の推進
- 4 性犯罪への対策の推進
- 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 6 売買春への対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- 1 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- 2 男女共同参画に関する男性の理解の促進
- 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等
- 5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- 1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進
- 2 復興における男女共同参画の推進
- 3 国際的な防災協力における男女共同参画

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
- 2 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

Ⅳ 推進体制の整備・強化

- 1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化
- 2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進
- 3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- (都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特

別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の料料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認め

るときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第5条・第6条（略）

附 則（平成29年3月31日法律第14号）（略）

姫路市男女共同参画推進条例（平成 28 年姫路市条例第 1 号）

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれた我が国の基本原則である。

この原則に基づき、国においては、これまで法令の整備をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。

本市においても、こうした国の動向や平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成 13 年に姫路市男女共同参画プランを策定するとともに、姫路市男女共同参画推進センター「あいめっせ」を開設し、男女平等に関する意識啓発や女性の社会への参画促進などに向けた男女共同参画の推進に関する施策を積極的に進めてきた。

一方、昨今の少子高齢化の進行、社会経済情勢の急速な変化、地域社会や家族形態の変容、市民意識の多様化などに対応するため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択することができるよう、より一層、男女共同参画を推進することが必要となっている。

しかしながら、依然として、性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会通念や慣行は根強く、また、現状では、政策、方針等の決定過程における男女の参画状況にも偏りがあり、更には、女性に対する暴力や性別に起因する人権侵害など、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題が解決されずに残されている。

これらの認識の下に、世界文化遺産・国宝姫路城を誇り、豊かな自然環境、多くの伝統文化を継承しながら発展を遂げてきた「ふるさと・ひめじ」が、更に内外に開かれ、あらゆる者が個人として尊重される、時代にふさわしい都市としての成長を持続していくため、ここに、全ての者が協働して、社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 市民団体 市民を主たる構成員とし、市内において市民のための自発的で自律的な活動を行う団体をいう。
- (6) 市民等 市民、事業者及び市民団体をいう。
- (7) 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育及び保育に携わる者をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。
- (6) 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。
- (7) 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。
- (8) 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び市民等との連携に努めなければならない。
- 4 市は、事業者の模範となるよう率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、職員一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民団体の責務）

第7条 市民団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が対等に参画することができる体制その他男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第8条 教育関係者は、基本理念に配慮した教育及び保育を行うよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当

該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別の違いを背景とした権利侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(姫路市男女共同参画プラン)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)を定めるものとする。

2 市長は、プランを定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、姫路市男女共同参画審議会(第21条第1項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、プランを定めたときは、速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、プランの変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(附属機関等における構成員の男女の比率)

第14条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めるものとする。

(情報収集等)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(市民等に対する支援)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画の推進のため、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

(苦情等の申出への対応)

第18条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に対応するものとする。

2 市は、前項の申出に対応するに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等から相談があった場合には、関係機関と連携して、当該相談に適切に対応するよう努めるものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、姫路市男女共同参画推進センター（姫路市男女共同参画推進センター条例（平成13年姫路市条例第4号）第1条の規定に基づき設置された施設をいう。）を、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるための措置を講じ、及び市民等の自主的な取組を支援するための拠点施設とする。

(姫路市男女共同参画審議会)

第21条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行うとともに、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として姫路市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 この条例に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として定められている姫路市男女共同参画プラン2022（平成25年3月策定）は、第11条の規定により定められたプランとみなす。

(姫路市附属機関設置条例の一部改正)

3 (略)

姫路市男女共同参画推進センター条例（平成13年姫路市条例第4号）

（設置）

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するため、姫路市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

姫路市本町68番地290

（事業）

第3条 センターは、第1条の規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成を促進するための講座、講演会等の開催及び啓発活動を行うこと。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 男女共同参画社会を形成するための市民の交流を促進し、及びその市民活動を支援すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成における諸問題に関する相談に応ずること。
- (5) 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号の事業を達成するためにセンターの施設を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。

第4条～第17条 （略）

附 則

1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

（平成13年5月15日告示第191号で平成13年（2001年）9月1日から施行。ただし、第3条第2項、第4条から第11条まで、第13条、第17条及び別表の規定については、同年7月19日から施行）

2 姫路市婦人会館条例（昭和40年姫路市条例第31号）は、廃止する。

別表 （略）

姫路市男女共同参画審議会規則（平成26年姫路市規則第10号）

（趣旨）

第1条 この規則は、姫路市男女共同参画推進条例（平成28年姫路市条例第1号）第21条第4項の規定に基づき、姫路市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 関係団体が推薦する者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

（意見の聴取）

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付議された事項を所掌する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第8条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が、会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成28年姫路市規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

姫路市男女共同参画審議会委員名簿（平成 28 年 3 月～）

役職	氏名	団体名等
会 長	○ 大塚 優子	姫路獨協大学 教授
副会長	◎ 伊藤 公雄	京都産業大学 教授（～平成 29 年 3 月 京都大学教授）
委 員	● 松島 京	相愛大学 准教授（～平成 28 年 3 月 近大姫路大学准教授）
委 員	川崎 志保	弁護士
委 員	河田 知子	姫路市医師会 女性医師委員会委員
委 員	阿山 正人	姫路市議会厚生委員会 委員長（～平成 28 年 6 月）
委 員	井川 一善	姫路市議会厚生委員会 委員長（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）
委 員	石堂 大輔	姫路市議会厚生委員会 委員長（平成 29 年 7 月～）
委 員	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
委 員	田中 種男	姫路市連合自治会 副会長
委 員	大井美和子	姫路市連合 PTA 協議会 理事（～平成 28 年 6 月）
委 員	小室由佳子	姫路市連合 PTA 協議会 理事（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）
委 員	藤井 悦子	姫路市連合 PTA 協議会 理事（平成 29 年 7 月～）
委 員	山下 広	姫路市立中学校長会 男女共生担当
委 員	長谷川充子	姫路商工会議所 女性会 副会長（～平成 29 年 6 月）
委 員	早川 雅子	姫路商工会議所 女性会 副会長（平成 29 年 7 月～）
委 員	○ 村上 慎吾	連合兵庫姫路地域協議会 副議長
委 員	浦川 祥子	姫路市民生委員児童委員連合会 理事
委 員	横路久美男	公募委員（～平成 28 年 6 月）
委 員	波多野靖之	公募委員（平成 28 年 7 月～）
委 員	○ 横田みゆき	公募委員

注：氏名欄の●印はプラン改訂部会会長、◎は同副部会長、○は同部会委員を表す。

姫路市男女共同参画施策苦情対応要綱（平成 28 年 2 月 29 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、姫路市男女共同参画推進条例（平成 28 年姫路市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項に規定する苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申出者）

第 2 条 苦情の申出を行うことができる者は、条例第 2 条第 6 号に規定する市民等（第 10 条において「市民等」という。）とする。

（対応する苦情）

第 3 条 市が対応する苦情の申出は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関するもののうち、次に掲げる事項等に関するものを除いたものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事案及び裁判所の判決又は決定に係る事項
- (2) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定による不服申立てを行っている事案及び不服申立ての裁判又は決定に係る事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）その他の法令の規定により対応すべき事項
- (4) 監査委員に住民監査請求を行っている事案に係る事項
- (5) 議会に請願を行っている事案に係る事項
- (6) 専ら私人間の争いであると判断される事項
- (7) 姫路市男女共同参画審議会（条例第 21 条第 1 項に規定する姫路市男女共同参画審議会をいい、以下「審議会」という。）の所掌に属する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事項

（申出方法）

第 4 条 苦情の申出は、男女共同参画施策苦情申出書（別記様式）又は次に掲げる事項を記載した書面（以下「申出書等」という。）を男女共同参画推進課へ提出することにより行うものとする。この場合において、同課以外へ申出書等の提出があった場合は、直ちに同課へ送付するものとする。

- (1) 申出をする者の住所、氏名（条例第 2 条第 4 号に規定する事業者又は同条第 5 号に規定する市民団体にあっては、市内に存する主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (2) 苦情に関する市の施策
- (3) 苦情の内容及び意見
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

2 申出書等の提出は、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。

（申出への対応）

第 5 条 前条第 1 項の規定により男女共同参画推進課に申出書等の提出があったときは、速やかに当該苦情の申出に関する施策を担当する課又は室（以下「施策担当課等」という。）へ申出書等の写しを送付するものとする。

2 前項の規定により申出書等の送付を受けた施策担当課等は、男女共同参画推進課と協議の上、施策担当課等の責任において、当該苦情の申出に対応するものとする。

（姫路市男女共同参画審議会の意見聴取）

第 6 条 前条第 2 項の規定による苦情の申出への対応に当たり、条例第 18 条第 2 項の規定により、審議会の意見を聴こうとするときは、男女共同参画推進課において速やかに意見聴取に係る手続を行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 苦情の申出への対応に当たっては、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号）の規定に基づき、当該苦情の申出に係る個人情報を保護するものとする。

(回答)

第8条 苦情の申出に対する回答に当たっては、男女共同参画推進課と事前に協議の上、施策担当課等が文書により行うものとする。

2 苦情の申出に対する回答は、原則として、第4条第1項の規定による申出書等の提出があった日の翌日から起算して30日以内（第6条の規定により審議会の意見を聴く場合にあっては、当該意見聴取に要した日数を除く。）に行うものとする。

3 施策担当課等は、第1項の規定により回答を行ったときは、当該回答書面の写しを直ちに男女共同参画推進課へ提出するものとする。

(報告及び公表)

第9条 男女共同参画推進課は、苦情の申出への対応状況等について、直近に開催される姫路市男女共同参画プラン推進本部（姫路市男女共同参画プラン推進本部要綱（平成13年3月28日制定）第1条に規定する姫路市男女共同参画プラン推進本部をいう。）及び審議会の会議に報告するとともに、条例第19条に規定する年次報告において公表するものとする。

(他の申出との関係)

第10条 この要綱に基づかない市民等からの申出において、その内容に、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を含んでいる場合は、当該申出を受けた課又は室は、当該申出の内容及び当該申出に対する回答（苦情に係る部分に限る。）を、男女共同参画推進課に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

男女共同参画施策苦情申出書

年 月 日

（宛先）姫路市長

（申出者）

住所：〒

氏名：

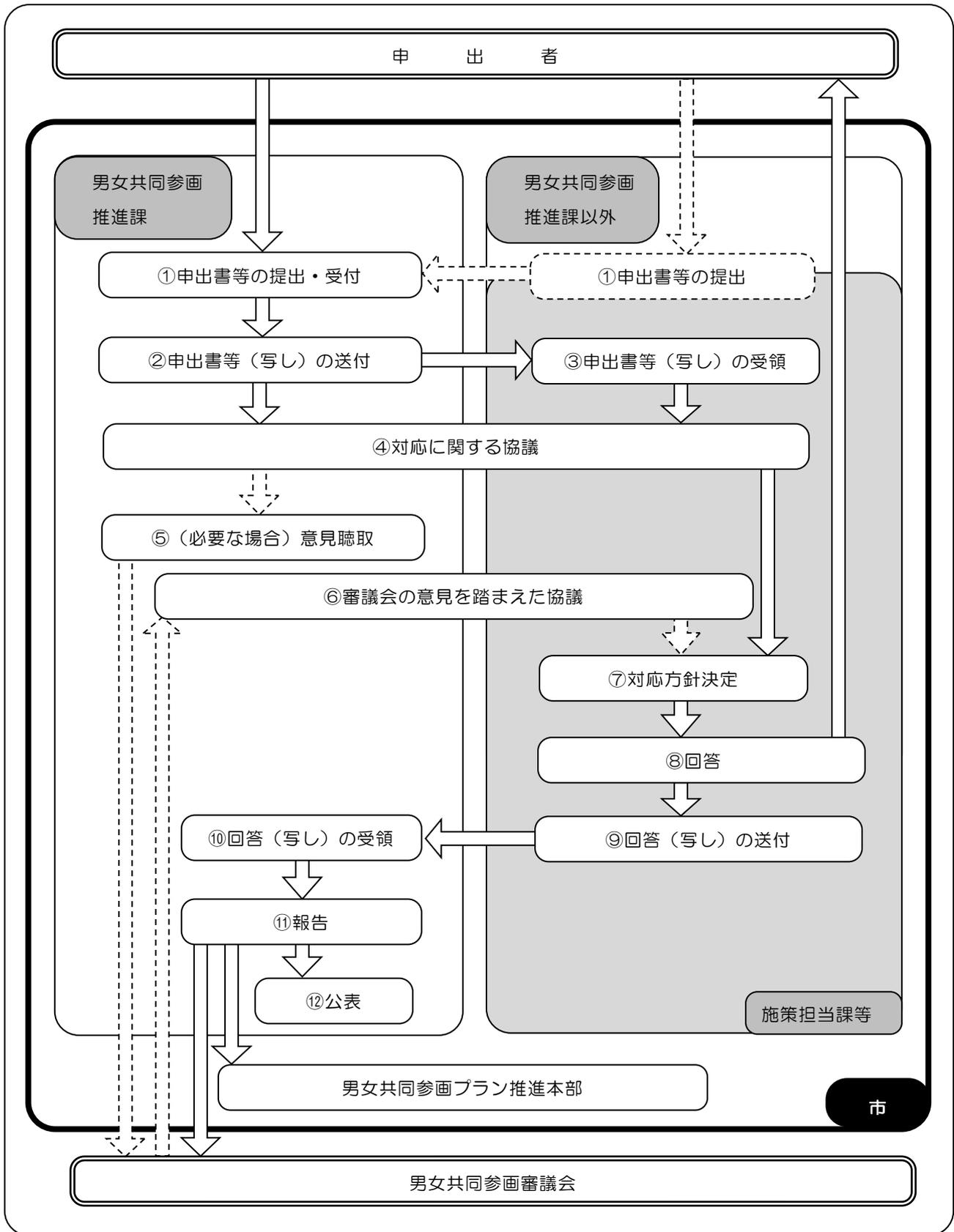
（申出者が事業者又は市民団体の場合にあつては、市内に存する主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。）

電話番号：

姫路市男女共同参画推進条例第18条第1項の規定により、次のとおり苦情の申出をします。

<p>苦情に関する市の施策</p> <p>（どの機関の、どの施策に対する苦情なのかを具体的に記入してください。）</p>	
<p>苦情の内容及び意見</p> <p>（どのような問題があるのか、また、改善するとすれば、どうすればよいのかなどを具体的に記入してください。）</p>	
<p>他の機関への相談等の状況</p>	<p><input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない</p>
	<p>（相談等をしている場合には、具体的に記入してください。）</p>

参考 男女共同参画施策苦情対応フロー



姫路市男女共同参画プラン推進本部要綱（平成13年3月28日制定）

（設置）

第1条 男女共同参画社会の形成を目指し、本市における男女共同参画に関する施策の基盤となる姫路市男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、姫路市男女共同参画プラン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画プランの推進に関する事。
- (2) 男女共同参画プランの実施状況の点検及び評価に関する事。
- (3) その他男女共同参画プランの推進等に係る必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の審議に必要な事項について検討し、推進本部で決定した事業の執行に必要な事項を協議するほか、男女共同参画プランの実施状況を把握する。
- 3 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。
- 5 代表幹事に事故あるときは、市民局市民参画部男女共同参画推進課長がその職務を代理する。
- 6 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（研究部会）

第6条 幹事会が必要と認めるときは、専門的事項について調査研究を行うため、幹事会に研究部会を設置することができる。

- 2 研究部会は、部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ代表幹事が指名する職員をもって充てる。
- 3 研究部会の会議は、必要に応じ、市民局市民参画部男女共同参画推進課長が招集し、これを主宰する。
- 4 市民局市民参画部男女共同参画推進課長は、必要があると認めるときは、研究部会に關係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 研究部会は、所掌事務が終了したときは、その結果を代表幹事に報告するものとする。

（男女共同参画プラン推進員）

第7条 推進本部に男女共同参画プラン推進員を置く。

- 2 男女共同参画プラン推進員は、別表第3に掲げる組織（当該組織の全ての職員が、他の組織の所属職員をもって当該職員の職を兼ねさせられているもの及び非常勤であるものを除く。）の長をもって充てる。

3 男女共同参画プラン推進員は、本部長の命を受け、当該組織の男女共同参画プラン推進に関する事項を処理する。
(庶務)

第8条 推進本部、幹事会及び研究部会の庶務は、市民局市民参画部男女共同参画推進課において処理する。
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 姫路市女性施策推進連絡会議設置要綱（平成5年8月20日制定）は、廃止する。
(中略)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部長	市民局を担当する副市長
副本部長	上記以外の副市長
本部員	経営会議等設置運営要綱（平成23年11月1日制定）第18条第1項の規定により局長会議を構成することとされた者（市長及び副市長を除く。）

別表第2（第5条関係）

代表幹事	市民局市民参画部長	
幹 事	市長公室企画政策推進室主幹 市長公室危機管理室主幹 市長公室広報課長 総務局職員部人事課長 総務局職員部研修厚生センター所長 市民局市民参画部市民活動推進課長 市民局市民参画部男女共同参画推進課長 市民局生涯現役推進室主幹 市民局人権推進部人権啓発課長 環境局美化部美化業務課長 健康福祉局保健福祉部保健福祉政策課長 健康福祉局保健福祉部地域福祉課長 健康福祉局長寿社会支援部介護保険課長	健康福祉局こども育成部こども支援課長 健康福祉局保健所予防課長 健康福祉局保健所健康課長 産業局農林水産部農政総務課長 産業局商工労働部産業振興課長 産業局商工労働部労働政策課長 都市局まちづくり推進部都市計画課長 建設局道路管理部長寿命化推進課長 消防局総務課長 教育委員会学校教育部学校指導課長 教育委員会学校教育部人権教育課長 教育委員会生涯学習部生涯学習課長

別表第3（第7条関係）

1	姫路市議会事務局規程（昭和43年姫路市議会告示第1号）第2条に規定する課
2	姫路市行政組織規則（平成元年姫路市規則第29号）第6条に規定する室、課又はセンター及び同規則第21条に規定する出先機関（当該出先機関に室又は課が置かれている場合は、当該室又は課とする。）
3	姫路市水道局事務分掌規程（平成19年姫路市企業局管理規程第9号）第2条に規定する課
4	姫路市消防局の組織等に関する規則（昭和41年姫路市規則第22号）第2条に規定する課及び室、姫路市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年姫路市条例第3号）第2条に規定する消防署並びに姫路市消防署の組織に関する規程（昭和41年姫路市消防局訓令甲第2号）第3条に規定する消防分署及び消防出張所
5	姫路市教育委員会行政組織規則（平成元年姫路市教育委員会規則第7号）第7条に規定する課及び室、同規則第11条に規定する出先機関及び同規則第14条に規定する教育機関（当該教育機関に課が置かれている場合は、当該課とする。）
6	姫路市選挙管理委員会規程（昭和31年姫路市選挙管理委員会規程第1号）第17条に規定する事務局
7	姫路市監査委員条例（昭和39年姫路市条例第6号）第4条に規定する事務局
8	姫路市農業委員会事務局規程（昭和47年農業委員会訓令甲第1号）第2条に規定する事務局

用語解説（50音順）

用 語	説 明	初掲載 ページ
SDGs（エス ディーズ）	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」参照。	2
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。	11
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。	2
隠れたカリキュラム	教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営む中で、児童・生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指すもの。ジェンダーや固定的な性別役割分担意識を学校教育・生活の場で、言動や文章・イラスト等を通して無意識のうちに児童・生徒に伝達していることなどが該当する。	41
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。	60
キャリア教育	職場体験、インターンシップ、ボランティア活動、職業調べなどを通して、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育て、自らの進路や生き方について主体的に向き合う力を高めることをねらいとする教育。	41
合計特殊出生率	子どもの出生率を母親の年齢ごとに算出（母の年齢別出生数÷年齢別人口）し、合算した数値。女性の出産パターンがこのまま続くとした場合に、一人の女性が生涯に産む子どもの数を表している。	10
固定的な性別役割 分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。	12
コミュニティビジ ネス	地域の住民が主役となってその地域の資源（人、材料、技術等）を活用しながら、地域の活性化や地域課題の解決のために有償で行う事業。	51
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。	2
ジェンダー・ギャ ップ指数	3ページ「トピックス」参照。	2

用語	説明	初掲載ページ
次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的」に平成 15 年 7 月に制定された法律。10 年間の時限立法であったが、平成 26 年 4 月の改正により 10 年延長されている。	4
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals:MDGs）の後継として平成 27 年 9 月に国連で採択された、平成 28 年から平成 42 年までの国際目標。 MDGs の残された課題（例：保健、教育）や新しい顕在化した課題（例：環境、格差拡大）に対応するように、新たに 17 ゴール・169 ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が設けられており、ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女性のエンパワーメントが掲げられている。	2
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	31
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。6 ページ「トピックス」参照。	4
人権文化	日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを自然と感じ、考え、行動することが定着した生活のありようそのものをいう。	22
ストーカー行為	同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。	36
性の商品化	主に女性の性をその人格から切り離し、「物・商品」として扱うこと。	63
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせのこと。略して「セクハラ」と言われる。男女共同参画推進条例では「継続的な人間関係において優位な力関係を背景に相手の意に反して性的な言動を行うこと又は当該言動を受けた者の対応によってその者に利益若しくは不利益を与えることをいう。」としている。	22
積極的改善措置	「ポジティブ・アクション」参照。	22
ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に引き受けるという、「育児と介護のダブルケア」のこと。	58
男女共同参画推進条例	姫路市男女共同参画推進条例。「男女共同参画推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的」に姫路市が平成 28 年 2 月に制定した条例。	1
デート DV	交際相手から振るわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動をしぼる、どなったり暴力をふるう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形の暴力を含む。デート DV の主たる対象は若年層であるため、DV 防止法の対象となりにくい。	36
特定不妊治療	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精を指す。これらの治療は医療保険の対象外で、治療費が高額となることから、都道府県・指定都市・中核市において治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業が実施されている。	65

用語	説明	初掲載ページ
ドメスティック・バイオレンス (DV)	配偶者等から振るわれる暴力のこと。殴る・蹴る等の身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅す等の精神的暴力、交友関係の監視・制限等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力等がある。家庭内の子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえている。男女共同参画推進条例では、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、交際の相手等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者に対して身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な苦痛を与える行為をいう。」としている。	22
パワーハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行為を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。	24
不育症	妊娠はするが、流産、死産、新生児死亡等を繰り返すことをいう。	65
ポジティブ・アクション	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号）	22
マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇い止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント。	37
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。	22
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。	23
リーガル・リテラシー	法律や制度に関心を持ち、どのような権利が保障されているかを知り、権利の侵害に対して正しく対応する知識を身につけること。	22
理工チャレンジ	理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生が、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するため、内閣府男女共同参画局が中心となって行っている取組。略して「リコチャレ」と言われる。	42
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。	23

用語	説明	初掲載ページ
連携中枢都市圏	地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が「連携中枢都市宣言」を行い、近隣の市町村と連携協約を締結することにより形成される圏域。人口減少・少子高齢化においても、コンパクト化とネットワーク化により一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点形成を目的とする。播磨圏域連携中枢都市圏は、姫路市を中心都市として、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の8市8町で構成されている。	85
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。	60
ワーカーズ・コレクティブ	地域に貢献する事業を、自分たちで出資し、平等に運営するという協同組合方式で行っている団体。「ワーカーズ・コレクティブ」という名称の法人格はない。	59
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。	4

姫路市男女共同参画プラン2022
改訂版

発行／平成30年(2018年)3月
編集／姫路市市民局市民参画部男女共同参画推進課
〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階
TEL (079) 287-0803
FAX (079) 287-0805
E - Mail/danjosuishin@city.himeji.lg.jp
姫路市HP/http://www.city.himeji.lg.jp/2870803
印刷／株式会社ぎょうせい
